

平成29年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成29年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号（6月13日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○報告第1号～議案第53号の一括上程、説明	10
○散会の宣告	15

第2号（6月15日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	17
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

7番 小宅清史君

那珂市の地下を考える	20
------------	----

6番 寺門厚君

第2次那珂市環境基本計画進捗状況について	36
----------------------	----

茨城県央地域定住自立圏域内救急医療体制について……………	4 5
那珂市の非正規職員について……………	5 0
3 番 花 島 進 君	
交通安全対策について……………	5 5
原子力安全対策に関して……………	5 8
国民健康保険制度の今後に関して……………	6 2
1 0 番 古 川 洋 一 君	
那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について……………	6 4
県央地域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業について……………	7 7
合併問題について……………	8 1
5 番 筒 井 かよ子 君	
那珂市の魅力発信について……………	8 5
マイナンバーについて……………	9 0
ファミリーサポートセンター事業について……………	9 4
○時間の延長……………	9 7
○散会の宣告……………	9 7

第 3 号 (6月16日)

○議事日程……………	9 9
○本日の会議に付した事件……………	1 0 0
○出席議員……………	1 0 0
○欠席議員……………	1 0 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 0
○議会事務局職員……………	1 0 0
○開議の宣告……………	1 0 1
○諸般の報告……………	1 0 1
○一般質問……………	1 0 1

1 6 番 遠 藤 実 君

マイナンバー等個人情報漏えい事故について……………	1 0 2
高齢者等交通弱者対策について……………	1 0 7
空き家対策の推進について……………	1 1 5

2 番 富 山 豪 君

防犯・監視カメラの設置状況について……………	1 1 9
子育て支援の重要性……………	1 2 3
更なる地域資源の発展と市の花、木をつかった街おこし……………	1 2 7

1 番 大和田 和 男 君

下菅谷まちづくりについて	1 3 2
菅谷地区排水路整備について	1 3 6
高内地区の排水路について	1 3 8
移住・定住促進について	1 4 0
庁舎内等窓口業務について	1 4 3

9 番 木 野 広 宣 君

防災について	1 4 8
救命士について	1 5 2
子育て支援について	1 5 5

○議案等の質疑	1 6 1
○議案等の委員会付託	1 6 6
○請願・陳情の委員会付託	1 6 7
○散会の宣告	1 6 7

第 4 号 (6月29日)

○議事日程	1 6 9
○本日の会議に付した事件	1 6 9
○出席議員	1 6 9
○欠席議員	1 7 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 7 0
○議会事務局職員	1 7 0
○開議の宣告	1 7 1
○諸般の報告	1 7 1
○議案第38号～議案第53号及び請願第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 7 6
○発言の取り消しについて	1 7 7
○閉会の宣告	1 7 7
○署名議員	1 7 9

那珂市告示第101号

平成29年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年6月6日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成29年6月13日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

平成29年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期17日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月13日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月14日	水		休 会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月15日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	6月16日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	6月17日	土		休 会	
第6日	6月18日	日		休 会	
第7日	6月19日	月		休 会	(議事整理)
第8日	6月20日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月21日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月22日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月23日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	6月24日	土		休 会	
第13日	6月25日	日		休 会	
第14日	6月26日	月		休 会	(議事整理)
第15日	6月27日	火		休 会	(議事整理)
第16日	6月28日	水	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第17日	6月29日	木	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田	和男	君	2番	富山	豪	君
3番	花島	進	君	4番	中崎	政長	君
5番	筒井	かよ子	君	6番	寺門	厚	君
7番	小宅	清史	君	8番	綿引	孝光	君
9番	木野	広宣	君	10番	古川	洋一	君
11番	萩谷	俊行	君	12番	勝村	晃夫	君
13番	笹島	猛	君	14番	助川	則夫	君
15番	君嶋	寿男	君	16番	遠藤	実	君
17番	福田	耕四郎	君				

不応招議員（なし）

平成29年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月13日）

平成29年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年6月13日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等説明
- 報告第 1号 平成28年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第38号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第40号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市市民荣誉表彰条例
- 議案第45号 那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例
- 議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第48号 市有財産の取得について
- 議案第49号 市有財産の処分について
- 議案第50号 字の区域の変更について
- 議案第51号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第52号 物品売買契約の締結について
- 議案第53号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 会 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	事 務 局 次 長	清 水 貴 君
次 長 補 佐	横 山 明 子 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

議長に代って議事を進行いたします。

◎表彰状伝達式

○副議長（遠藤 実君） 会議に先立ちまして、全国市議会議長会から評議員としての功績に対し、感謝状の贈呈がありましたので、伝達式を行います。

平成29年度全国市議会議長会定期総会におきまして、中崎政長議員が全国市議会議長会評議員として会務運営に尽力し、その功績に対し、感謝状を贈呈されました。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会、感謝状贈呈者として、議席番号4番、中崎政長議員。

感謝状 那珂市 中崎政長殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当られ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第93回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

平成29年5月24日

全国市議会議長会 会長 山田一仁

おめでとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

引き続き、伝達を行います。

平成29年度全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から多年にわたる地方自治功勞に対し表彰がありましたので、伝達を行います。

平成29年度全国市議会議長会定期総会におきまして、福田耕四郎議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。

また、平成29年度茨城県市議会議長会総会におきまして、福田耕四郎議員、勝村晃夫議員が長年の議会活動の功績に対して、表彰を受けました。まことにめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会表彰者、15年以上在職議員として、議席番号17番、福田耕四郎議員、茨城県市議会議長会表彰者、8年以上在職議員として、議席番号12番、勝村晃夫議員でございます。

福田議員、前にお進み願います。

表彰状 那珂市 福田耕四郎殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成29年5月24日

全国市議会議長会 会長 山田一仁

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 福田耕四郎殿

あなたは市議会議員の職にあること15年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成29年4月20日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読でございます。

おめでとうございます。

勝村議員。

表彰状 那珂市議会議員 勝村晃夫殿

あなたは市議会議員の職にあること8年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成29年4月20日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読でございます。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、福田耕四郎議員より謝辞をお願いいたします。

〔17番 福田耕四郎君 登壇〕

○17番（福田耕四郎君） ご指名をいただきました。ただいま中崎議長、そして勝村議員ともども、はえあるこの受賞に対しまして、一言御礼を申し上げます。

この受賞は、住民はもとより議員各位、そして、市長をはじめ執行部の皆様のご指導のたまものであると感謝を申し上げる次第でございます。

また、この受賞に対しまして、多くの皆さんからご指導を賜りました。改めて、感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

引き続き、那珂市の発展はもとより地方自治の発展、また、市民の安心安全、福祉の向上に今までの経験を生かしながら頑張っていく所存でございます。

今後とも、皆様のご指導、そしてご鞭撻を心からお願いを申し上げます。受賞に対する御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） まことにおめでとうございます。

以上で、伝達式を終わります。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成29年3、4、5月分の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社経営状況を説明する書類がお手元に配付してあります

とおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、福田耕四郎議員、1番、大和田和男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月29日までの17日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第1号～議案第53号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第3、報告第1号から議案第53号まで、以上19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成29年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、ただいまは全国市議会議長会より、議員在職15年以上による表彰で、福田耕四郎議員、さらに中崎政長議長に感謝状の表彰伝達がございました。また、茨城県市議会議長会より、議員在職15年以上による表彰で、福田耕四郎議員、議員在職8年以上による表彰で、勝村晃夫議員の表彰伝達がございました。顕彰の栄に浴されました3名の議員各位に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも自治進展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、議員の皆様には既にご報告をさせていただいておりますが、先日、税務課での特別徴収の誤送付並びに下水道課での誤徴収の案件が発生し、市民の皆様にご迷惑をおかけしました。今後、このようなことがないように確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

続きまして、6月5日に東京都において、「市町村広域災害ネットワーク」に加入し、参加団体である全国21の市と協定を締結いたしました。この「市町村広域災害ネットワーク」は、市単独での対処が困難な災害等が発生した場合の応援対策並びに復旧措置などで広域連携を図ることを目的としており、東は山梨県甲府市から西は鹿児島県阿久根市までが加入しております。本市の加入により、参加団体の中で一番東に位置することとなります。また、東日本大震災で甚大な被害を受けた唯一の自治体であることから、我々が経験したことを他市に伝播し、市町村広域ネットワークの機能強化、さらには参加自治体の防災対策がより強靱なものになりますよう邁進していく所存であります。

そして、既に本市と「災害時における相互支援に関する協定」を結んでいる筑西市や桜川市などをはじめとする県内外の自治体とともに防災対策に取り組み、万が一、本市において災害が発生した際には、これらの自治体の力をおかりして、職員とともに市民を守っていきたくと考えておりますので、引き続き議員の皆様には、ご支援、ご協力を賜りたく、改めてお願い申し上げます。

それでは、第2回定例会の開会に提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が3件、議案として専決処分に係るものが4件、条例の一部改正が2件、条例の制定が2件、平成29年度各種会計補正予算が2件、その他が6件の計19件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 平成28年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

財産管理事務費、個人番号カード交付等事業、地域介護・福祉空間整備事業、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業、土地改良基盤整備事業、静峰ふるさと公園魅力向上事業、道路改良舗装事業、両宮排水路整備事業、菅谷市毛線街路整備事業、瓜連中学校校舎耐震補強事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するも

のでございます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

公共下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

農業集落排水整備事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、個人住民税については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案し、市長が課税方式を決定できる旨を明確化する条文等の追加、また、固定資産税については、わがまち特例の割合を定める規定を追加し、軽自動車税については、グリーン化特例（軽課）の適用を2年間延長するものでございます。

続いて、46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、わがまち特例の割合を定める規定を追加するものでございます。

続いて、55ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

改正内容については、国民健康保険税の減額において控除額を拡大するものでございます。

続いて、60ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号 専決処分について（那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例）。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第213号）が平成29年

3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、多子世帯の保育料軽減について、第2階層世帯（市町村民税非課税世帯）については、生計を一にする最年長の子供の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料であったものを、第2子以降は無料に改正するものでございます。

続いて、65ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（適用期限の延長）に伴い、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を平成29年3月31日から平成31年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、69ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を平成29年3月31日から平成31年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、73ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号 那珂市市民栄誉賞表彰条例。

日本の芸術文化、学術研究、社会福祉及びスポーツの分野において顕著な業績を上げたことにより、那珂市の名を全国的に高め、もって市民の郷土愛と誇りを高揚させる等、市民に明るい社会への希望と活力を与えるとともに、広く敬愛されていると認められる者に対して、那珂市市民栄誉賞を贈呈するため、その表彰等に関し必要な事項を定めるものでございます。

続いて、77ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例。

那珂聖苑の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

主な改正内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、指定管理者の所定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものでございます。

続いて、平成29年度一般会計補正予算についてご説明をいたします。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3,595万4,000円を追加し、187億1,595万4,000円とするもの

でございます。

歳出の主な内容として、総務費については、コミュニティ助成事業において、まちづくり委員会1団体への助成金を計上し、表彰事業において、市民栄誉賞の創設に伴う記念品等の経費を、財産管理事務費において、公用車の買いかえに係る備品購入費を、らぼーる管理事業において、施設内の設備故障等による修繕経費をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、学童保育事業において、施設の設備投資に係る補助金を、民間保育所等支援事業において、保育士の職場環境整備の補助金を、民間保育園増改築費補助事業において、施設の防犯対策強化のための設備投資に係る補助金を、菅谷保育所管理事業において、設備の買いかえに係る備品購入費をそれぞれ計上するものでございます。

農林水産業費については、担い手育成支援事業において、認定農業者等の革新的取り組みに係る補助金を計上するものでございます。

教育費については、スクールライフサポーター配置事業において、スクールライフサポーターの配置に係る経費を、かわまちづくり支援制度活用事業において、設計委託料をそれぞれ計上し、教育長人件費において、共済費を、公立幼稚園建設事業において、歩道整備に係る土地購入費をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、議案第47号をごらんいただきたいと思います。

議案第47号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。
予算総額に歳入歳出それぞれ194万2,000円を追加し、68億5,694万2,000円とするものでございます。

歳出の内容については、前期高齢者納付金等において、納付額の確定により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を増額するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明いたします。

91ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号 市有財産の取得について。

公立幼稚園建設用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、94ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 市有財産の処分について。

瓜連駅北側市有地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

続いて、95ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号 字の区域の変更について。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分にするにあたり、新たな字を新設するため、本市内の字の区域を変更するものでございます。

続いて、101ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号 建設工事請負契約の締結について。

瓜連中学校校舎大規模改造工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、103ページになります。

議案第52号 物品売買契約の締結について。

東消防署配備（平成9年12月）の救急自動車を更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、105ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 市道路線の変更について。

開発行為等に伴い道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

この後、全員協議会を開催しますので、議員は10時45分までに全員協議会室にご参集願います。

散会 午前10時32分

平成29年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月15日）

平成29年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月15日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程につきましては、別紙のとおりお手元に配付しております。

ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より議案第50号 字の区域の変更について別紙の差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 大変申しわけございません。議案書の一部を差しかえさせていただきたいと思っております。

差しかえ部分は議案書の97ページになります。議案第59号 字の区域の変更についての別紙資料である変更調書内において、字句に誤りがあったためでございます。差しかえ資料につきましては、皆様のテーブルの上にご提示をしてございます。どうぞよろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

本日の傍聴、まことにありがとうございます。会期日程中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員

が行います。また、明日16日には通告6番から9番までの議員が行います。

以上、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂市の地下を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

今回は那珂市の地下について考えるというテーマで通告をさせていただきました。定例会が近づいてまいりますと、市民の皆さんに、今度一般質問何やるのと結構聞かれるんですけども、地下についてと言うと、土地の値段ねと。そうじゃないんですと。そうじゃなくて、アンダーグラウンドについてと言ったら、那珂市の闇を切り込むんですかと言われたんで、それもちょっと違うんで、そういう意図はありませんということですね。私たちがふだん生活している地面の下がどうなっているかということを、今回はお聞きしていきたいと思えます。

地面の下にはさまざまな重要なものが埋まっています。生活に密着したもの、太古の先人の息吹、地球の生命活動の跡など、そういったものが眠っております。また、最近では全国各地で地割れですとか、陥没、水道管の破裂などのニュースも見受けられます。果たして那珂市の地下はどうなっているのか。那珂市の地下は大丈夫なのか。那珂市の地下の魅力を今回は深く深く掘り下げていきたいと思えます、地下だけに。

それでは、通告に従いまして進めていきたいと思えます。

まずは、那珂市の遺跡・埋蔵物についてでございます。

皆さん、ナカマチクジラはご存じでしょうか。古くから那珂町にお住まいの方はご存じかと思えます。ここ数年は語られる機会も大分少なくなったように思えます。ナカマチクジラ、こちら発見された場所、経緯、その価値などを教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

昭和59年5月初旬、JR水郡線額田駅の西北、額田南郷を流れる久慈川の支流、谷津川右岸の崖で化石採集を行っていた那珂市福田在住の方と親類の子供たちがハクジラの化石を発見しました。この類のハクジラの化石はまだ発見数が少なく、日本で最大級のものであり、当時の町名からナカマチクジラと命名されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 日本最大級の化石が那珂市から出たと。しかも名前がナカマチクジラ。こんなすごい話なのに、ずっとこう忘れかけられていたということでございますね。これクジラ、時代で言うといつぐらいのものなんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

専門的調査によりますと、今から約1,100万年前の新生代第3期中新世にかけて生息しておりました哺乳類動物が出現したと推測されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今、千葉県在地層が年代になるかもしれないというニュースが流れているのを皆さんごらんになっているかと思えます。チバニアンという時代名がつくかもしれないということみたいですけれども、それが約70万年前の地層ということですので、今回のこのナカマチクジラは1,100万年前といたしますのは、それよりもはるか昔のものということになるかと思えます。これ何か調べるとトルトニアンというらしいですね。太古の昔、この辺が大海原の中で大きなクジラが泳いでいたというすごいロマンを感じます。哺乳類が生まれたころなのかなと思えます。

30年前には世間をざわつかせましたナカマチクジラなんですけれども、この化石、那珂市で出たのにその後どうなったのか気になります。教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

発見されましたクジラの歯の化石は水分を多く含む泥岩の中にあつたため、風化が進みやすく、温度や湿度を常に一定に保つなど保存管理は非常に難しいものとなっております。

現在は、坂東市にあります茨城県自然博物館で保管、展示をしております。

なお、市の歴史民俗資料館には複製を展示し、来館者にごらんいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 現在は茨城県自然博物館で保管をいただいているということですが、そこには多分、私はそこに行つてはいないんですけれども、おそらく那珂市のこういうところで発見されたというようなPRにはなっているのかなとは思いますが、本家はこちらでございますので、本家那珂市でもっとこのナカマチクジラを売り出していてもいいんじゃないかなと、非常にもったいないなと思うんですね。なんで、ナカマチクジラをキャラクターにして商品開発、こういったもの、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かに現在に発見されれば話題となり、それにちなんだ商品開発も行われるかと思いますが、今から33年前に発見されたものであり、発見からかなりの年限がたっておりますので、新たな商品開発は難しいものと考えます。

なお、現存しているものが歯の化石のみで、クジラ本体をイメージすることができないため、キャラクター化についても考えておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 33年前ですけれども、1,100万年分の33年ですから大したことはないかなと思うんですね。クジラの歯なんで、キーホルダーに——売れないな、キーホルダーは。クジラの歯かりんとうとか、そういったものはあるんじゃないかなと思うんですが、これやっぱり教育部長に聞くのは間違っているなと思うんです。産業部長、どうでしょう。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

先ほど教育部長が答弁しましたとおり、新たなキャラクター製作については現在では考えてございません。

現在、市には議員もご承知のとおり、ナカマロちゃんというキャラクターがおります。子供たちにはそれなりの認知度はございますが、市全体で見ますとまだまだ認知度は高くはないのかなというふうに感じてございます。そういった中、市といたしましてはこのナカマロちゃんを市内または市外のイベント等に参加させまして、その知名度向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、キャラクターということではございませんが、那珂市におきましては那珂市特産物ブランド認証品というものを認定してございます。現在、26商品認定してございます。額田地区ということでございますと、額田城にちなんだおまんじゅう、それから額田たっつあいになんだパンです。そういったものを開発してございます。

議員ご提案のナカマチクジラ、額田地区の地域資源ということでございますので、民間の事業者さんがそういった認証品の開発をしていただければありがたいのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね。何かもったいない気はするんですよ。確かに額田から出土されていますし、額田の活性化にもつなげられるので、何かどこか民間の業者さんがうまく活用していただけると非常にいいなと思うんですね。その際には、ぜひ那珂市もナカマチクジラ、例えば市役所の入り口のところに大きく掲示板を掲示するとか、そういったPRもあっていいのではないかなと思うんです。これは非常に貴重な資源だと思いますので、再

び脚光を浴びる日が来ることを望んでおります。

さて、国道118号線の拡張に伴いまして、にわかには脚光を浴びることになったのが、こちら下大賀遺跡であります。下大賀遺跡、聞くとところによりますと、旧石器時代から平安時代の複合遺跡ということでございまして、古い竪穴式住居方形周溝墓、土坑などが発見されて、黒曜石の石器類、弥生土器、緑釉陶器なども出土しているとお聞きしています。ちょうど今の常陸大宮市に向かって下に玉川におりていく台地でありますので、長い期間ここに集落があって、有力者によって統治されていたのかなということがうかがえるわけであります。

こちら下大賀遺跡の現在の発掘状況を教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

国道118号線4車線化のため、平成24年度から茨城県教育財団により発掘調査が開始されました。現在は同財団が国道118号線に新たに接続となる県道予定地の発掘調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 何か非常に県内でも珍しい出土品が出たというふうなニュースも数年前に出たかと思えます。こちらご紹介いただけてよろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

出土されたものは平安時代の県内で初めてとなる鉄製の鉄鐸で、筒の長さが3.8センチメートル、最大幅2.4センチメートル、重さが約24グラムのものでございます。茨城県教育財団によりますと、音を鳴らすベルの一種とみられ、祭事などに使われたものと推測されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これはいわゆる私たちが教科書でなじみのある銅鐸ではなく、鉄鐸ということなんですね。鉄はさびやすいので残って出ることが珍しいということなのかもしれませんが、非常にそこも那珂市はPRが下手だなと思ってしまうんですね。これはなかなか出てこないんですね、インターネットでたたいても、下大賀遺跡から鉄鐸が出たとか。こういうのをもっと大々的にこれも観光資源でもいいですし、学術的な部分も大きいんでしょうけれども、観光資源として鉄鐸まんじゅう、どうですか。答弁結構です。

古代から平安に続いていく常陸二ノ宮、静神社へとつながっていく有力な勢力があの一帯にあったということを物語っていく遺構だというふうにお聞きしております。そこで、まだまだ発掘は途上だというふうには伺っておりますが、今後の発掘の見通しを教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

今年度中には国道118号線に関連する下大賀遺跡の発掘調査は完了する予定と聞いております。

なお、国道118号線西側に関連する市道整備部分の発掘調査も今後予定されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） あの辺古墳もありますし、非常にこれから何が出るのかなという期待が膨らむところであります。

先日、那珂市の市史編さん委員会によります「発掘調査で甦る古代の那珂市」という冊子が刊行されました。こちら読んでいくと、いろいろ想像が膨らんでまいります。私たちの先人がどういうふうな暮らしをしていたのか、どの地区に住んでいたのかなど、そういったことがつぶさにわかるわけでございますが、中世の館跡というのがいくつも出てまいります。特に菅谷地区に多くありまして、現在は開発が多く進んで、既に住宅地などになっているところが多くあります。今、NHKのブラタモリですとか、古地図を見ながら散策するスマホのアプリですとか、そういったものが密かな人気になっているということでもあります。想像力を働かせて、中世の人たちの暮らしを思い浮かべながら散歩をすること、こちら非常に心躍ります。これだけの調査結果がありますから、それをもとにアプリ開発なんていうのもおもしろいとは思いますが、それはちょっとハードルが高いので、そこまでいかなくても、菅谷を散策する楽しみの一つとして、両宮排水などを使って館の説明書きとかそういったものを設置してみるのもいいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

菅谷地区には13の館跡があり、両宮近隣には2カ所が確認されております。現在、市内の城下跡の表面調査を実施しており、調査終了後に関係各所と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね。割と菅谷の町なかとか、両宮排水ができたことで散歩されている方が非常に多いですので、そういった方々の目にとまるということでも、これも非常に資源としていいんじゃないかなと。もう形は残っておりませんが、やはり想像を膨らましてというところになると思います。

那珂市の旧跡と言えば、やはり額田城も避けては通れないのかなと思っておりますので、お聞きしておきます。額田城の本丸部分、こちら市で買い取るというような話をちらっと聞いたんですけれども、買い取るとして、買い取った後の計画を教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

額田城跡本丸跡地の公有化は今年度からの予定で、公有化後は試掘、発掘調査を進め原形に迫り、将来的には自然を残した歴史的自然公園を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 歴史的自然公園にしていくと。歴史的自然公園というのはどういうものかちょっとイメージが湧かないんですけれども、歴史的自然公園、ありし日の額田城を再現して——再現できないですね。例えばバーチャルリアリティーで再現していくなんていうのもロマンがあってもいいかもしれないです。

水戸市では、水戸城の大手門の再建という計画を立てていましたけれども、そこまでやるのはちょっと無理ですし、やる必要もないと思いますので、ですが、先ほども出ましたように、今はバーチャルリアリティーというのがありますので、そういったもので復元するというのもおもしろいのかなと。疑似体験できるというのもおもしろいのかなというふうに思います。ただ、これやるなら話題づくりですから、どこよりも先に取りかかるということも、これ一つ財産ですが、やはりこれは産業部長だと思います。答弁はいいです。新しい取り組みをいろいろ取り組んでいただきたいと思います。

以上を見ていきますと、那珂市の地下にはたくさんのロマンがあふれているということがわかってきたと思います。それに、手つかずの未発掘の遺跡もまだまだ市内には点在いたします。さらなる発掘、発見が楽しみであります。

遺構については以上で、続きまして、地下インフラについてに入っていきたいと思います。

ご存じのとおり、地下にはたくさんのインフラ設備が埋まっております。水道管、下水道管、ガス管、高圧線、消火栓なども、ふだんは私たちの目に見えない地下を通過してライフラインは供給されているわけでありまして。

まず、その中の上水道管でございますが、こちらの寿命についてお聞きしたいと思います。上水道管、市内今普及率98%ぐらいというふうにお聞きしております。市内2万件と想定すると、400件が未整備ということになるかと思うんですけれども、この辺はどういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

平成28年度末におきまして水道普及率でございますが、議員おっしゃるとおり98.6%となっております。そのうち、水道を使用しない世帯においては、井戸による地下水を利用しているものと思われるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 思われますということは、行政側で引かないというわけじゃなく、住

民のほうで間に合っているからいいですよと、希望されていないですということかなと思うのですが、言わずもがな、公共水道、井戸水、両方あることがやはり震災の際にも助かる、重要だということを市民全員が痛感しているわけであります。それぞれの事情もあるでしょうから、なぜそこに行かないのかということ深く突っ込んでみましょうがありませんので、普及している98.6%のほうを質問していきたいと思えます。

地下の世界は、これ水分が非常に多い多湿でありますので、常にぬれたような状態にさらされているというふうに考えられると思えます。しかも、管の中は水が通っておりますので、非常にタフコンディションの中、水道管というのは整備されているんだと思うんですけども、いずれは腐食によって水道管の交換寿命というのがやってくるかと思えます。この辺を市はどのように想定していますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

上水道管の寿命につきましては、地方公営企業法施行規則において法定耐用年数が40年となっております。これは必ずしも実際の使用限界とは一致しないため、水道管を取りかえるサイクルの一つの目安となっております。

当市において水道創設は昭和47年から行われ、およそ40年経過しております。そのため、現在上水道管の更新を行っているところでございます。また、第1次拡張事業が昭和54年から行われたため、平成37年には更新の時期を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そういった中でも、早くに整備された地区、特に菅谷なんかではそろそろ40年を迎えるところも多々あるのかなと思われまます。これらの入れかえはどのように予定されていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、菅谷地区に限らず、40年を迎える水道管が多々あります。更新においては、水道基本計画に基づき、布設がえや部分修繕などで長寿命化を行い、更新サイクルの延伸、また重要度、優先度を踏まえて更新を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはり便利な生活にはお金がかかる。これしようがないですね。日本人は水と安全はただだと思っているというふうに昔言われておりましたけれども、今は水も安全もただだと思っている日本人は余りいないのではないのでしょうか。しかし、蛇口をひねれば飲める水がいつでも出るというのは、これ日本が世界に自慢できることだというふうに聞いております。水道水をそのままコップで飲んで飲む、これが維持されているというの

は非常に素晴らしいことだと思うんですね。おいしい水の供給のために、こちらのほうもインフラの整備を継続的に管理を行っていくということもよろしく願いいたします。

続きまして、下水道のほうをちょっとお聞きしたいと思います。

ふだんから下水道事業の進捗ですとか見通しですとか、整備計画の有無ですとか、将来の持続性ですとか、いつこの地区は来るんだとかいうふうに議論されておまして、部長もなかなか答弁に窮するところも多々今までもあったかと思うんですけども、今回はそういう話はいたしません。知っていそうで知らない下水道の世界というのをのぞいていきたいと思っています。

那珂市の下水道なんですけれども、一体どこから来てどこへ行っているのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

各ご家庭から排出された汚水でございますけれども、市が道路のほうに埋設した下水道管に流入し、またその流入されたものが県が整備した那珂久慈流域下水道の幹線に流れ込んでおります。最終的には、その汚水はひたちなか市にある海浜公園隣の下水処理場で処理をされ、汚泥と上水、沈殿、要するに分離されたもので、上水に関しては太平洋のほうに放流されているということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 議長の許可をいただきまして、資料のほうを配らせていただきました。

那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道事業の図でございます。これが本管がずっと通っているのも非常にわかりやすいかなと思います。この先でひたちなか市の海浜公園のほうに向かっていっているということでもありますね。なかなかこういう図を見る機会も皆さん、ないのではないのでしょうか。

そうすると、この汚水というのは自力で、自分で自然と流れていくのかというような単純な疑問が湧くわけでございます。こちらの下水道の維持管理ですとかランニングコスト、自治体の負担金ですね。これはどのぐらいかかっているのかというのをお聞きしたいんですけども。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

市が管理しています公共下水道の維持管理におきましては、マンホールポンプ維持管理の委託費、電気代、修理費、水質検査代等に、平成28年度の決算額でございますけれども、約3,400万円ほど要しておるところでございます。さらに、先ほど言いました処理場において処理する県にお願いしているものでございますけれども、この汚水の処理代として、年間約1億6,700万円ほどで処理を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 下水道の維持管理費で約2億円かかっているということでもありますね。先ほども言いましたけれども、快適な暮らしのためにはお金がかかるんだなというのを痛感したわけでもあります。

市内に太い本管が通って、そこから枝状に延びていくわけですが、管の一番太いところはどのぐらいの直径で流しているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

市で一番太い管と申しますと、寄居地区で先ほど言いました県の幹線、那珂幹線に接続する箇所でございますけれども、市のほうで内径が90センチメートルのコンクリート管となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） この図で言うと、右の下のほうですかね、おそらく。違いますか、この太く見えるところ。ちょっと図が見つらいですか。直径が90センチメートルが一番太いと。市内の排出された汚水が全部そこを通るにあたって、直径が90センチメートルのパイだというのは意外に細いんだなというちょっと印象だったんですけども、太いとお金もかかりますし、余り太くしなかったというのは賢明なのかもしれないです。

これから、こちらも交換寿命というのがやがてやってくるんだと思うんです。そうなった場合に、まだまだ未整備地区、市内たくさんありますね。そうすると、そっちの交換と新たな整備と、どっちを優先してやっていくんだというようなことになっていくかと思うんですけども、そのあたりはどういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

公共下水道においては、供用開始からおおよそ30年が経過しているところでございます。総務省、国交省の通知等には、下水道施設の耐用年数は50年とされているところでございます。現時点では適切な維持管理により、下水道施設の寿命をもっと長く延ばすことができるという考えでおるところでございます。また、先ほどからありましたとおり、まだ未整備地区が多々あります。整備率としては40%ということで、現在どのような手法がよろしいかということで整備計画のほうを検討しているところでございます。このため、抜本的更新が必要になるころにつきましては、現計画、今現在見直し計画が検討中でございますので、現計画をもとにした場合には、おおよそ抜本的な更新が必要になるころには、未整備の大部分が整理、施工されているんじゃないかという考えでおるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） まだまだ大丈夫だということですかね、取りかえとしては。こちらも限られた予算の中でやっていくことですので、一步一步進めていくしかないのかなというふうに感じております。

それから、先日、下水道料金の検針及び端末の入力ミスによる下水道料金の誤徴収があったというような報告を受けました。結構大きな金額でのミスであったようですが、人がやっている以上、そういうことも起こり得るというリスクは常にはらんでいるわけであります。

最近出始まっておりますIOTによる検針システムというのがあります。ご存じでしょうか。もうここ数年、去年ぐらいからですかね。これから時代を変えるのはIOTとドローンだというふうに言われていると聞いております。IOTといいますのは、インターネットオブシングスの略で、インターネットといろいろなものをつなぐことでイノベーションが生まれるという技術革新であります。最近出ているのは、インターネットと水道の検針メーターをつないで、検針に行かなくても全部端末に直接データが入ってくるというので、打ち間違いがないというようなものがございまして。今後、こういったものも検討していったらどうなんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

その前に、度重なる過ち、昨年11月から、また今回ということで下水道料金を過大に徴収したことに対しては、この場をおかりしておわび申し上げます。まことに申しわけございません。

先ほど議員のほうから提案ありましたIOT通信検針方法、これについてでございますけれども、IOT通信による検針は、検針時間が短縮されるということは、十分そういう時代というか、機械を使えば短縮になってくるところでございます。しかし、反面それによって従来の量水器等もそれに対応するものに変更しなくてはならないということでございます。そうすることによると、費用が発生して市民の皆様のご負担が増加することになりますので、当市においてはIOT通信を使用した検針を行うことについて、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） コストあつてのことですから、確かにまだまだ機材も高いでしょうし、今早急にやるというのはちょっと難しいのかもしれませんが。しかし、数年後にはIOTどんどん普及していきますので、いずれそういう時期が来たら検討してもいいのかなと思います。電気もガスも水道もメーターが全部それで管理できるという時代がやがてやってくるのかなというふうな気はしております。

以上で地下インフラについてございました。

それでは、続きましてゴミでございます。

数カ月前に世間をにぎわかせました大阪府の学校法人への土地の払い下げというのがありました。土地の価格を大きく下げた理由の一つに、産業廃棄物が敷地内から出たというような話があったと報道されました。実際どうだったのか、真相はまさに土の中でございますけれども、産廃が地中から出てくるなんてことは那珂市でもないわけではないことでもあります。

市内でここに廃棄物埋まっているんだよなと把握されているところというのはございますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答え申し上げます。

市内におきまして、市で所有する土地につきまして地中に廃棄物が埋め立てられているという箇所については、市で承知していないところでございます。また、個人の土地についても把握してございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 産廃は埋められたらわからないから、まさにそのとおりなんです。掘らないとわからないんですね。

震災の翌年だったと思いますけれども、震災瓦れきが那珂市内の砂利採取場に無許可で投棄されたというような事件があったことは、皆さんご記憶かと思います。どこからこれが発覚したのかわかりませんが、少なくとも行政で全部を把握しろというのは、これまた不可能なわけでありまして。ですけれども、ヤードですとか、砂利採取場のような一般の人が立ち入れない場所というのは、やっぱり警戒しておく必要はあるのかなというふうに思います。

しかし、埋められてしまったらどうしようもない。さっきの近畿財務局の話ではありませんけれども、実際売買の際に出てきてしまったというようなことがないとは言えないわけでございます。もし、土地の取引上、売買のときに産廃が出たら、それは値引きの対象になるものなんですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市で土地の売買を行う際には、建物を撤去して売買するという場合には、掘り起こしを行って埋設物がないことを確認しております。また、引き渡しした後に当該財産に廃棄物等が発見されたという場合には、これは隠れた瑕疵に該当いたしますので、値引きの対象ということではなく、売り主であります那珂市が瑕疵担保責任を負うということになるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） なるほど。そうすると、ゴミが出たら値引きはしないで、損害賠償で対応すると。何か変な感じがするんですけども、逆に市で買うというときに産廃が出てしまったら、これどうなんでしょうかね。何か聞き及ぶところによりますと、昭和30年代、先ほども出ました額田城跡のお堀に産廃をぼんぼん埋めたというような話をお聞きします。これは旧那珂町役場に勤務していた複数の方から私も聞いておりますので、実際入っているらしいということを知っております。当時はそれが違法だとかそういうことはなかったようでございますけれども、将来的にあそこを歴史自然公園にしていくということで市で買い上げていくとなった場合、産廃がこれどうなっているかというのは市で把握されているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 額田城址につきましては、現在個人所有の土地でございますので、過去に産廃を埋めたかどうかということにつきまして資料もございませんので、詳しく把握していないという状況でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 将来買っていくとなった場合に、産廃が埋まっていることは知らなかったこととして買うのか、それとも産廃の調査をしてから買うのかと。これ答弁は結構なんですけれども、ちょっと土地のほう、産廃の調査をさせてもらってから土地の値段をというのは、なかなかこれ言えないんじゃないかなと思うんですね。将来的な交渉ですから、これよく検討してください。

それでは、次なんですけれども、那珂市の廃棄物の処理方法ですね。こちら、分別何種類でどういう処理をしているのでしょうか。そして、最終処分場ですね。これ今の行き先を教えてくださいなんですけれども。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市が収集しておりますゴミの分別ですが、燃えるゴミ、缶類、ペットボトル、瓶類、紙類、発泡スチロール、粗大ゴミ、蛍光管、有害ゴミと、この9種類となっております。

缶類、それからペットボトル、瓶類、紙類、発泡スチロール、粗大ゴミ、この6種類につきましては、リサイクルされております。特に、瓶類につきましては手作業で色ごとに分別いたしまして、業者のほうに売り渡すということでございます。

また、燃えるゴミでございますが、これは焼却処分をいたしまして、焼却灰を最終処分場へ運搬いたします。最終処分場でございますが、県内では笠間市、下妻市、北茨城市にございます。県外では群馬県の草津町、埼玉県の寄居町、山形県の米沢市の6カ所でございます。

蛍光灯や電池といった有害ゴミにつきましては、北海道の北見市で最終処分を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市民にも分別を意識していただいて、リサイクルできるものはリサイクルに回して、なるべく無駄の出ないゴミの管理というのが重要なと思います。

これらの最終処分場にも相当な処分代を払っているわけですから、なるべく少なくするということが重要なと思います。また、迷惑施設でございますので、向こうも受け入れていただいているわけですから、余り文句も言えないわけでありまして。ゴミの問題は大きなテーマでございますが、地中に埋まったゴミ、これはまさに日の目を見ないとどうしようもないということでもあります。

続きまして、ガスパイプラインについて伺っていきたくと思います。

皆さんご承知のとおり、本市の常磐道に沿ってガスのパイプラインが埋設されました。ところどころに調整所も設けられておりまして、取り出し口も何か所かあるとお聞きしております。こちら、那珂市にとってのメリットが果たしてあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市内を通るガスパイプラインにつきましては、日立市の久慈川河口から栃木県真岡市を結ぶ茨城栃木幹線の一部として、東京ガス株式会社が整備したものでございます。

このガスパイプラインが通ったことによるメリットでございますけれども、まずは地下に埋設されているガスパイプラインの管や附帯施設、これが償却資産でございますので、償却資産に係る固定資産税の税収が上がるということがございます。また、道路を占用してございますので、その道路占用料が安定した収入として市の歳入となっているというようなことがメリットの一つでございます。

また、先ほど議員のほうからもちょっと一部ご指摘ございましたが、取り出し口がございます。向山地区と飯田地区にそれぞれガスの取り出し口であるバルブステーションが設けられてございます。

向山工業専用地域西地区には、このガスを利用したガスエンジンによる発電所の建設が、株式会社那珂瓦斯発電所により、今現在進められているところでございます。この土地は民有地ではございますが、将来的にもこのようなガスを活用した事業所の立地が期待されております。これらの産業の集積によって、税収の増加や雇用の増加、また地域の活性化などにも期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 償却資産による固定資産税の税収の増加や道路占用料などの安定した収入ということですが、どのぐらい入ってくるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ただいま固定資産税や占用料等の具体的な数字というようにことでお尋ねをいただきましたが、この数字につきましては特定の企業の情報というようにこともございますので、回答は差し控えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） わかりました。一民間企業なので、税額はということですね。ただ、地下埋設物もちゃんと市には税金が入ってくるということはわかりました。

先日、その側道沿いを走っておりましたら、大きな建物が建っておりまして非常に驚いたんですね。こんなに進んでいるんだと思ったんですが、もう一つのガス発電ですね。西地区のところ立っている横堀のガスエンジン発電施設です。こちらはいつから稼働するのか、こちらもお伺いしたいんですけども。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

株式会社那珂瓦斯発電所の発電施設についてでございますが、先ほどのガスパイプラインからのガスの供給を受け、現在はテスト運転期間となっておりますが、7月1日から運用を開始すると。その上、電力を供給するということが伺っております。

なお、発電出力については10.9万キロワットでございますが、東海第二原子力発電所の約10分の1の電力に相当する電力を供給する予定となっております。さらに、発電した電力につきましては小売事業者に売電の上、企業や個人といった需要家に電力を供給すると伺っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 7月1日って、もうすぐなんですね。もう直前まで来ているということですね。

今東海第二原発の話も出ましたけれども、原発に限らずですけども、やっぱりエネルギーというのはどこでつまづくかわからないわけでありまして。ですので、そのためにも選択肢をいくつも持っているということは非常にこれ大事なことなんですね。新たにガスエンジン発電という選択肢が本市にできたわけでありまして、これは非常に市にとってもいいことなんだろうなというふうに思っております。

原子力発電施設は先ほど出ましたけれども、ガスエンジン発電とコスト比較というものはできるのかどうかかわからないですけども、この辺のコストの違いはどうなんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今お尋ねいただきましたコスト比較でございます。原子力発電施設とガスエンジン発電施設の比較でございますけれども、単純に一概に比較するというのはちょっと難しいのかなと

考えてございますが、我々が調査をしましたところ、総合資源エネルギー調査会の調査結果がございました。その調査結果によりますと、建設費用、発電費用、それぞれの数字が出ておりますので、この場でご紹介させていただきます。

まず、建設費用についてでございますが、1キロワットあたりの建設費用が原子力発電施設が約37万円、ガスエンジン発電施設が約12万円となっております。原子力発電施設のほうがコスト高というような状況でございます。また、その発電費用についてでございますが、1時間で1キロワット発電するにあたっての費用でございますが、原子力発電施設が約10円、ガスエンジン発電施設が約14円ということで、こちらについてはガスエンジン発電施設のほうがコスト高というような結果となっております。

以上、紹介させていただきます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） よく計算していただいてありがとうございます。

東海第二原発の10分の1の発電ができて、建築コストは原発よりも安い。ランニングコストは原発よりも高いということでありますね。今まで余り聞きなれないガスエンジン発電でありますけれども、運用がもうすぐ始まるということでありますので、これも那珂市はもっとPRしてもいいんじゃないかなと。一民間企業ではあるんですけども、こういうのもあるよというようなPRの一つにもなるんじゃないかなというふうに思います。

そして、最後なんですけれども、項目に入っていきます。

地下のその他について聞いていきたいと思えます。

最初の化石の話にも通じていきますけれども、ジオの世界の話でございます。余談でございますけれども、茨城県北ジオパークというのがありますが、那珂市は入っていません。これ実は以前から入っていないのは気にはなっていたんですけども、平たんな地層のため縁がないのかなと思っておりました。ですが、今回改めてナカクジラの化石が出ているわけですから、当然これ加入資格はあるんじゃないかなと思うんですね。しかも、加入自治体を見ますと、日立市、北茨城市、高萩市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、東海村、水戸市、大洗と、すっぽり那珂市だけ抜けているということであります。今後こういうのにも参加していくように検討していただきたいと思います。

そういった中で、地下の水脈でございます。この水脈というのは、地滑りや陥没を引き起こすということもあるわけです。また、井戸を掘る上でも水脈の調査ということをしておくと、井戸を掘りやすいのではないかなというふうに思うんですけども、こちらいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

国土交通省に水脈のデータがあるようでございます。これによりますと、那珂市は優秀な帯水層と言われる多賀層と見和層というものの間に位置していると。したがって、那珂台地

は取水対象層と言われる区域に含まれているという記述がございます。そういうことですが、市で独自の水脈調査を行うということは考えてございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） もう一つ気になるのは断層なんですけれども、断層、福井の敦賀原発なんかでは断層が大きな話題になりまして、大丈夫なのかというような話になっておりました。那珂市にはもちろん原発はありませんけれども、断層が走っていれば震災の際に大きな被害を及ぼすということも考えられないわけではございません。震災に備えた断層調査というものも、こちらやっていってはいかがでしょう。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

国の文科省のほうで地震調査研究推進本部というものがございます。ここで一応データを出しておきまして、それによりますと、那珂市の地下に及び活断層というものはございませんでした。また、市独自で断層調査をするといった予定はございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市内には活断層はないということでございますね。那珂市、非常に平たんで災害も少なく、住みやすい市だというふうにはみんなが思っているところだと思います。ただ、地下の世界はどうなっているかわからないというのも一方ありますので、何か機会があれば、そういうのも調べられるといいなというふうに思っております。

きょう是那珂市の地下を考えるということで、いろんな多方面にわたって地下のものについての質問をしていきました。私自身初めて知ったことも多々ありますし、ふだん見えないところでこういうことが行われるということも非常にわかったわけでありまして。こういう見えないところにもやはりお金、予算を割いていかなきゃいけないという現実もある中で、那珂市のほうでも、今後将来の住みやすさのインフラ整備を含め、もう一度地下を考えていくきっかけになればというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告1番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 第2次那珂市環境基本計画進捗状況について。2. 茨城県央地域定住自立圏区域緊急医療体制について。3. 那珂市の非正規職員について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[6番 寺門 厚君 登壇]

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、第2次那珂市環境基本計画進捗状況についてでございます。

第2次那珂市環境基本計画、これがスタートしまして、もう4年経過するわけでございますけれども、どうも一般市民にとっては計画自体に関心がなく、認知度が低いというふうに思われてなりません。

本計画には7つの環境目標があり、それぞれの施策を実施して目標達成を目指しているはずなんですけれども、どうも28年度の実績進捗状況報告書、これを見ますと、これは一般の方には公開されておりませんが、この目標達成に向けて、誰も目指していないのではないかというふうに思われてなりません。理由につきましては、平成34年度、これは最終年度になりますけれども、この目標値に対して毎年どこまで進んでいるのかわからない。じゃ、あとどれぐらい頑張れば達成するのか、どういう手を打っていけばいいのか、達成できるのか、そういった具体的な対策もないまま、いつも同じような対策が進められているからであります。

計画推進の主体は誰なのかを明確にし、何が何でも目標を達成するんだというモチベーションを高く持って、市民、環境課、那珂環境市民会議や外、各種団体がそれぞれの役割を果たし、相互連携を図ってみんなの力を集めて目標達成しましょうと。皆さんのベクトルを合わせるためにも、今回この環境目標3項目になります3R、これはリデュース・リユース・リサイクルですね。この行動の推進による循環型社会づくりの中のゴミ減量化について進捗状況を聞いてまいります。

今回、議長のお許しをいただきまして配付資料を皆様方のところにお渡ししております。ごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

平成28年度の進捗状況と課題につきましては、配付資料1-1に表示してございますので、これが基本計画の評価指標に対する報告書ということでございます。これについての特徴的なことについてお聞きしてまいります。

これは私、平成26年度第2回の定例会でも、本計画について一般質問をしております。その折は、やはり目標値がない、それから提示していないということで、市民の方に早急に告知すべきと提案をしておりましたが、その後確認をしても、どうも告知がされていないようでございます。そもそも今現在、本計画の内容と目標値を市民は理解しているのか。何だそれという方が多くて、どうも理解しているとは思われません。市としてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

この環境基本計画ですが、市の各種計画の一環として、ホームページに常時掲載をさせていただいております。ただ、本計画の内容や目標値を市民が十分理解しているのかということになりますと、まだまだ浸透し切れていないという状況だというふうに考えてございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 浸透し切れていないということは、伝えていないのか、伝え方が悪いのかですね。その辺はやっぱり工夫をして、市民が理解し、即行動に移せるようにしていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほどの課題報告書の中で、ゴミの総排出量、これは27年度は26年度よりも約500トンふえています。特に、紙ゴミ、生ゴミの減量化が進んでいないということも書いてあります。

議長、ちょっと雑音が聞こえます。

○議長（中崎政長君） 傍聴席、すみません、声が聞こえますので。

○6番（寺門 厚君） 2年前から同じ状態が続いているのに、ホームページや広報紙でPRしただけで終わっているのはなぜなのか。情報が一方通行になっていないか、市民一人一人の行動を確認し、フォローはしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

本計画は、市がさまざまな環境問題に取り組むための長期計画でございますので、中身は詳細でボリュームがあるものになってございます。概要版を作成して配布するということにも費用がかかりますので、ホームページや広報にとどめているというのが現状でございます。

また、市民一人一人の行動確認ということでございますが、行動確認とまでは言えないとは思いますが、市民アンケートには環境に関する質問を設けさせていただいておまして、ある程度の傾向は把握しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 市民アンケートを行って市民の理解、活動状況は把握しているという

ことですが、ではこの結果、ご存じですかね。ゴミ減量活動している人は17%の方、643名の方もいらっしゃいます。これ一生懸命やっていたらこんなに大勢いるんですよ。ということは、こうした取り組みをやっていただく方をどんどんふやしていけばいいわけですね、施策は。それはこの市民一人一人をフォローすることになるんじゃないですか。よくお考えいただきたいと思います。

1人1日あたりの排出量削減策ということで、市民、事業者の自主的なゴミ減量活動を推進し、市民、事業者、行政が連携した協働体制づくり、ゴミ減量化施策の強化、推進が必要となりますけれども、具体的には何をどういうふうにしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

平成26年に、議員もご承知のとおり、なか環境市民会議という市民活動団体が発足いたしまして、活動をしているところでございます。この市民団体は、さまざまな環境問題に取り組んでおりまして、ゴミの減量化においても行動提案を市民に行っているという状況でございます。

市といたしましても、そのような団体と出前講座の共同開催ですとか、市の環境関連のキャンペーン、そういったものを開催する際に連携して施策を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ここで、資料の1-4でございますが、ここに、なかアジェンダ21というものを掲載してございます。これはなか環境市民会議さんのほうでつくられたものでございます。

こちらにゴミの発生、排出を減らし、リユースやリサイクルに取り組む暮らしを目指しますということで、16項目掲げられています。中でも6項目め、燃えるゴミの中に資源となる紙ゴミを入れず、分別を徹底しますというようなこともやりましょうということで書かれていますので、ぜひなか環境市民会議の皆さん、それから市民とも連携をして、こういう活動というのをしっかりと進めていってほしいと思います。

それから、28年度の課題ということで、家庭系ゴミの1人あたりの排出量、これも約663グラムということで、26年度よりふえているということでございますね。これについても、3年前以来からずっと紙ゴミ、生ゴミの減量方法を広報等で周知をしてきましたよと。減量化も推進しているということでやられているわけですが、現在も相変わらず減らないのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市では、これまでも折に触れてゴミの減量化のPRを行ってまいりました。ですが、PR

の仕方も画一的で個人の減量目標を数値化するといったことなど、市民の行動の動機づけにつながるような工夫が不足していたのではないかなというふうに考えてございます。そのため、ゴミ減量の意識が浸透しなかったのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 市民の方へ動機づけを行っていただいて、ゴミ減量意識の徹底と行動促進をきちっとフォローしていただければなというふうに思います。

それから、一般廃棄物で最終処分率14.1%ということで実績が出ていますけれども、これも悪化をしているということなので、燃えかすがあって最終処分をしなくちゃならないよと。これはお金をかけてまた廃棄をするということになります。これを防ぐには、やっぱり資源ゴミのリサイクルをふやしていくしかない。そして、燃えるゴミを減らすということをやっていくということが必要ですね。ペットボトル、発泡スチロールは今やっていますけれども、それ以外のプラスチック類の分別リサイクルについて検討していくよとありますけれども、原因分析はどのように行ったのか、対策はどのように打っていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ペットボトルと発泡スチロールにつきましては、大宮地方環境整備組合の環境センターにおいて分別加工いたしまして売り払いしているところでございます。ただ、それ以外のプラスチック製の製品、バケツですとかコップ、ハンガーといったものは、回収する費用、分別破碎の費用、それから引き取りの費用といったものがかさむことから、結果的に分別されず、可燃ゴミとして焼却されているというのが現状でございます。

今後でございますが、このプラスチックゴミのリサイクルシステム、この導入が可能かどうか、費用の面も含めて調査してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 資源化しますと当然収入が得られるということにもつながりますので、調査研究をしっかりと進めてほしいと思います。

ゴミ総排出量、ふえる原因は家庭系の燃えるゴミ以外にも、許可業者収集分、これは事業所系のゴミですね。こちらの増加も要因になっているということでございますけれども、どのような対策を打ち、改善するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市内の各事業所のゴミを収集しております一般廃棄物許可業者のゴミの搬入量、これが増加傾向にあるため、ゴミを排出する事業者に対しまして、ゴミの分別ですとか減量化ができるように啓発を行ってまいりたいと思っております。

また、ゴミの減量化に対しまして積極的に取り組んでいる事業者、これを認定いたしますエコショップ認定制度というものがございます。これについても周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） エコショップ認定制度、これ、周知してゴミ減量化を進めてほしいと思います。

ゴミ減量化には市民の方への理解を深めるのと同時に、分別回収、行動徹底、これが必要になってきます。そこで、ゴミ減量キャンペーン展開、あるいは紙ゴミ分別減量キャンペーン、これは地域ごとに取り組みを推進していくと。もちろん表彰もしていくよと、こういうことをやっていってはいかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ゴミの減量化や分別につきましては、定期的に広報紙ですとか出前講座、あるいは資源物収集日程表などでPRしているところでございます。

議員提案のキャンペーンにつきましても、これは興味を引くための一つであるというふうには思いますが、実施するにあたっては地域ごとのゴミの数量を把握しなければならないことから、これが非常に難しいということから、キャンペーンの取り組みは難しいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 難しい、できないという話はやめにしませんか。今までと同じようにPRだけしていたんでは、これ絶対減りませんよ。どうしたら目標を達成するのかを考えてほしいんです。

ここで、配付資料の1-3、環境センターゴミ質分析結果と、あとどれぐらい費用が浮くかという話が載っています。

ここで、可燃ゴミの半分が紙類ゴミです。これを全部分別回収して売り払ったとすると、最終処分に回る残渣、これが出なくていいというのが5,900万円、ここで浮きます。それと、売り払って約1億6,000万円、これが入ってきます。合せて2億2,000万円。これは大きなお金ですよ。今道路整備で年間3億5,000万円しかないんですから、自主財源がないのに、どうしてこういういいことを放っておくわけですか。これはもう即もう市民の皆さんにお願いして、ぜひ減量化をお願いしますよということで、これ平成34年度に目標20%達成しましょうと訴えるべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

数値目標でございますゴミの総排出量の20%削減という目標のこの数値、さらに今議員ご指摘がございました減量化による経費の削減効果、そういったものを数値として市民に提示して協力を求めることとしたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ取り組みしていただいて、推進してくださいよ。お願いしますよ。

この減量化を推進していくためには、まちづくり委員会さん、特に環境部会さん、それから、なか環境市民会議の方々とのコラボが必要不可欠だと思います。この連携をとっていくのはどういうふうに進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

昨年からまちづくり委員会やなか環境市民会議も含めました市民活動団体と連携して、常磐自動車道の側道の不法投棄物の撤去作業というものを行ってございます。今後も不法投棄パトロールですとか除草作業、あるいはゴミの減量化といった面でも連携して実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ連携をしていただいて減量化には取り組んでいただきたいと思えます。

そうは言っても、やはりまちづくり委員会さん、市民の方、環境市民会議を含む活動団体の皆さん方との協働は、やはりできる範囲でやっていただいて、それぞれ負担にならないような仕掛けで進めていっていただきたいと思えます。

では、いろいろゴミ減量化についてお聞きしましたけれども、いま一度原点に立ち返って、平成34年度の最終目標、20%減らすという目標に向けて計画の見直しが必要ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、計画策定から5年が経過しております。策定した当時との状況も変化しておりますので、見直しを考えております。

例えば、毎年の目標を数値化するですとか、現在までの進捗状況を把握して、最終目標達成に向けるなどの計画の一部見直しということを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひお願いしたいと思えます。

では、市民の方への周知徹底はどういうふうにしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

毎年の達成目標を広報やホームページで周知する外、まちづくり委員会や自治会等へもゴミ減量等の取り組みを推進するとともに、出前講座などを利用して、これも出向いて行って開催するなど、連携を図って開催していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に目標達成への重点施策、これについて伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 重点施策というご質問でございます。

資源ゴミでございます紙類の分別を浸透させることを考えてございます。例えば、お菓子や玩具の箱などが紙資源としてリサイクルできるということを認識してもらうことですか、あるいは可燃ゴミの半分近くを占めます水分を含んでいる生ゴミの減量化といったことについては、生ゴミ処理機やコンポストの補助事業を行っておりますので、これらを周知するようなことを重点的施策として取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） コンポスト事業も、これは生ゴミを減らすということで、非常に、毎年やっていらっしゃるけれども、中にはつくり過ぎて、うちの家庭菜園も使えない、余っちゃうよというんで、また環境センターへ出して燃やしている、捨てていると、こういう事実もありますので、これでは効果が上がりませんので、例えばコンポストについても、今割と安く、そんなに大容量じゃなくて10キログラム、そういう単位でできる簡易コンポストというのがありますので、こういった方法もぜひ広めていただきたいと思います。

それから、次ですけれども、先月21日になか環境市民会議総会が開かれたということで、その中でアジェンダ21というものが発表されました。これについて、なかアジェンダ21とは何か伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

アジェンダというのは行動計画ということの意味してございます。なかアジェンダ21は、那珂市民が21世紀に取り組むべき環境行動計画でございまして、自立した市民活動団体を目指すことを考慮して、行政の手をかりずに、なか環境市民会議が策定したものでございます。これは茨城県内では最初の策定ということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 県内初ということでございますけれども、当然内容もしっかりしたものでなければならぬというふうに思います。

第2次那珂市環境基本計画との整合性について、どうなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市環境基本計画は、行政の行動計画でございます。一方、なかアジェンダ21は市民、事業者の行動計画でございます。那珂市環境基本計画の実現を市民が実行するためのものだというふうに聞いてございます。

環境の保全は行政の施策の推進だけでなく、市民、事業者の主体的、自主的な取り組みと相まって、効果的かつ効率的になされるものであるというふうに考えておりますので、市といたしましては、なかアジェンダ21の実現に向けて連携並びに協力をする考えでございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） まさにこのアジェンダ21の取り組み、これが那珂市環境基本計画の平成34年度目標達成に重要な鍵となるということがよくわかります。これを使って達成をしていくということも必要になってくるかと思えます。

先ほど、なかアジェンダ21でゴミ減量化については16項目取り組んでいきますよということで紹介しましたが、全体では5部門ありまして、行動計画は77項目設定されております。この77項目を市民の方にしっかりと伝えていただいて、取り組んでいただく必要があらうかと思えます。

では、なかアジェンダ21の周知徹底はどうしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

なか環境市民会議では、各地区のまちづくり委員会に出向いて、なかアジェンダ21の周知をする予定というふうに伺ってございます。市といたしましても、広報紙やホームページで周知を図る外、なか環境市民会議とまちづくり委員会とのマッチングなど、必要な支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 環境課からも各地区を訪問していただいて、双方向の支援をお願いしたいと思えます。

次に、環境自治体会議活動と成果についてですけれども、環境自治体会議への参加をして、もう4年以上経過すると思われましても、那珂市としてどのような活動を実施して、どういう成果があったのかお聞きします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

環境自治体会議は、自治体同士が環境政策に関する情報交換や相互交流、あるいは実践活動を進めるネットワーク組織でございます。お互いの事例や情報を共有し合うことによりまして、問題解決や対策の立案などの施策に生かしているところでございます。また、こうしたネットワーク活動の一環といたしまして、環境自治体会議を構成する市町村の災害等における総合支援に関する協定というものを締結してございます。

また、環境自治体会議ですが、本年4月現在で全国から38自治体が加盟しておりまして、県内では那珂市の外に古河市、ひたちなか市、行方市、東海村の5自治体が加盟しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今後も環境政策はじめ、那珂市の活性化へぜひとも生かしていただきたいと思っております。

この項での最後の質問になりますけれども、環境自治体会議の全国大会についてですが、やはり市民一人一人がなかアジェンダ21の推進を展開できるよう、また那珂市の市民、地域コミュニティ、市職員、各種団体、事業者等の環境活動、この総合力が発揮されるよう、そして那珂市を全国にPRすべく、本市において環境自治体会議の全国大会を開催してはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

環境自治体会議を開催してはいかかというご提案でございます。環境自治体会議を開催するためには、宿泊施設や会場の確保といったものが不可欠になってございます。また、開催地としての費用負担もあるものというふうに考えられます。大会参加者は1,000人を超える規模と聞いておりますので、本市だけでの対応は難しいと思われまますので、近隣の市町村ですとか、民間の事業所に協力を得られるかなど、調査を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 開催するには重要なテーマが必要になりますけれども、これもなかアジェンダ21というものがございまして、ぜひこれをもとに開催誘致を進めていただきたいと思っております。

通告はしていないんですけれども、最後に市長に、この環境自治体会議の全国大会誘致ということについて所見を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 環境自治体会議、加入した当時のあれは、やっぱり職員の意識を高揚

させるために参加をさせてもらいました。その中で、いろいろ提言もしてきたわけでありませけれども、那珂市で開催ができないかということなんですけれども、今までいろいろ模索したんですけれども、実行委員会というのがかなり重要な部分を占めますので、そういった組織が醸成されないとなかなか難しいのかなということでもちょっと躊躇していたんですが、このたび、個人の話を言っちゃ申しわけないんですけれども、ある団体の幹部の方から、体制ができたので100%協力するよというようなお話もありました。大変ありがたいことだと思っています。

ただ、来年の開催が行方市になります。行方市でやるものですから、連続して茨城ということにはなりませんので、そのうちそういう順番というか、そういうようなお話がありましたら、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 何はともあれ手を挙げないと、これ先へ進まないんで、ぜひ誘致できますご努力をお願いしたいと思います。

次に、茨城県央地域定住自立圏内の救急医療体制についてお聞きします。

現在、本市においては、急な発熱やけが等で休日夜間の救急医療を受けようとする時と、とにかく119番通報しちゃいまして、夜間診療してもらえるところを紹介してもらう。あるいは、水戸市の休日夜間緊急診療所を紹介してもらっている状況です。

しかし、この夜間緊急診療所は小児科とか内科、これ専門のところはいいんですけれども、それ以外についてはよくわからないということで、応急的な処置と、これもちょっと言われてしまって、これが患者あるいは家族の不安を一層かき立てるということになる。さらに、そうすると、今度どこかあいていないのかなということで診てくれる病院を探すということになってしまう。夜間を含めての初期救急医療のかかり方がよくわからない。また、何度も聞き回ってしまって、どこへ連絡したらいいのかわからないというのが現状ではなかろうかというふうに思います。

今年から水戸市を中心とした茨城県央地域定住自立圏の共生ビジョンの中で、こういった緊急医療体制ができるよというふうに聞いておりますので、その辺について聞いていきたいと思えます。

資料については配付資料2に当たります。茨城県央地域定住自立圏内の平成27年度の実績です。休日夜間医療体制の状況。これを見ながらお聞きいただければというふうに思います。

最初ですけれども、那珂市の救急医療体制、現状どのようになっているのか伺います。これは対応医療機関とか対応日数、救急窓口との連携も含めてお答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市には休日夜間緊急診療所がございませんので、那珂医師会の協力のもと、在宅当番医制として委託により実施しております。

協力医療機関としましては、那珂医師会に加入している市内17医療機関において、日曜日、祝日、年末年始、年間70日の診療を行っております。また、診療時間につきましては、午前9時から午前11時半となっております。28年度になりますが、市内、市外の方合計で1,097人の方が受診しております。

また、緊急窓口、119番になりますが、こちらの対応につきましては、119番に電話をかけますと、茨城消防指令センターの司令員の対応となります。最初に火事または救急に振り分けられ、救急と病院紹介等の判断につきましては、司令員の判断により必要なものへと導かれる流れとなっております。病院紹介や休日夜間診療的なものにつきましては、救急医療情報コントロールセンターへの案内や所管市町村の消防本部への電話連絡等により、必要となる病院や診療科目等を探してもらえらるような対応となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 本市の対応は、休日はやっているけれども、休日の午後と、それから夜間に対応できていないということがわかりました。そうした場合は、やっぱり水戸にある緊急診療所、そちらを頼らざるを得ないという状況になっているということもわかりました。

じゃ、那珂市の救急医療体制の課題は何か。その対策について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市においては、在宅当番医制により対応していますので、診療時間や診療科目が限られており、休日の午後や夜間等の緊急時においては市内に受診できる医療機関がなく、急患の方に対応できないことが課題となっております。

その対応策としては、平成28年7月5日に、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結しまして、中心市となる水戸市と役割分担をし、生活機能の強化連携に取り組んでいくことになりました。この中で、初期救急医療の充実を図るため、水戸市休日夜間緊急診療所の運営の財政的な支援を行い、那珂市を含めた定住自立圏域内の地域住民の方が圏域内の水戸市等の休日夜間緊急診療所の受診を受けられる体制を整備したところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 水戸市などの夜間の緊急診療所が利用可能ということになるというわけですね。

この水戸市の休日夜間緊急診療所運営、これについては、聞くところによりますと年間3,400万円かかると聞いております。那珂市はどれぐらい負担するのか。負担率はどれぐらいなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の中の診療所運営支援事業に係る運営費用の負担額につきましては、議員おっしゃるとおり、連携する市町村全体の負担額3,419万円ですが、そのうち那珂市の負担額につきましては116万2,000円となっております。水戸市休日夜間緊急診療所の利用患者総数に対して、各市町村から患者数の割合で算出されております。

平成29年度の負担額の算定にあたりましては、平成27年度の利用患者数の実績数を基礎に按分されておまして、その割合は3.4%となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 資料を見ますと、確かに3.4%で約67名かかっているというのわかります。これで按分されているということですね。

これ、負担額は年間は変わらないのでしょうか、今後。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

連携する市町村の負担額になりますが、水戸市休日夜間緊急診療所の利用患者総数に対しまして、各市町村からの患者数の割合で算出されますので、平成30年度以降につきましても、その2年度前の各市町村からの水戸市休日夜間緊急診療所利用患者実績数から按分されることとなります。各年度の按分割合が変れば負担額も変動するということとなります。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 変動制ということですね。受診者の多い、少ないで決まるということですよ。わかりました。

では、この定住自立圏内の救急医療体制、広域での新体制となりますけれども、今までとどこが変わるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

これまでは、初期救急医療の対応としましては、原則各自治体の医療機関や休日夜間診療所等の有無等により、各市町村で違いがありました。この茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結した各自治体においては、定住自立圏域内の地域住民の方が、休日夜間緊急診療所等を当該市町村の市民の方と同じように利用できる環境になるということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） そうしますと、受診できるところの再確認ですけれども、県央域内で

あれば、例えば笠間、ひたちなか、水戸、これ全部使えと、そういうことになるんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご推察のとおりでございます。水戸市休日夜間緊急診療所以外でも、定住自立圏域内のひたちなか市休日夜間診療所、笠間市立病院等で受診ができることとなります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

では、休日夜間緊急診療所の診療科目について伺います。

外科と歯科は休日昼間のみで、夜間は対応しないというふうになってはいますが、これはなぜなのでしょう。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

水戸市休日夜間緊急診療所につきましては、水戸市が水戸市医師会の協力のもとで運営を行っております。休日、夜間とも診療科目ごとに担当医師がそれぞれ診療を行っておりますが、診療を担当する医師の確保が非常に困難であると伺っております。

診療所の運営にあたっては、水戸市医師会に所属する医師ばかりではなく、近隣の医師会に所属する医師の協力や大学病院と連携し医師の派遣を依頼し、診察に当たっている医師の確保に努めているのが現状でございます。また、財政的に運営が厳しい状況の中で、夜間に対応する診療科目につきましては、受診状況等から受診される患者数の多い科目となっているとのことでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 受診者の数と費用面が課題ということになるわけですが、やっぱりできれば対応していただければなというふうに、これ検討をお願いしたいと思います。

茨城県央地域定住自立圏内の救急医療施設、これを受診する場合、連絡先はどこへ連絡したらいいのか、これをお聞きします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

定住自立圏域内の休日夜間緊急診療所等での受診時間内につきましては、各診療所等へ直接電話連絡を行った上で受診することとなります。また、休日夜間緊急診療所での受付時間以外につきましては、重症または緊急の場合には119番への電話連絡となりますが、比較的軽微な場合は、大人、子供の急患であれば、救急医療情報コントロールセンターで診療可能な病院を24時間対応で紹介しております。また、子供のみの急患であれば、県立こども

病院への電話連絡となります。子供の症状で判断に迷う場合には、茨城子供救急電話相談へ問い合わせれば、看護師等の専門スタッフが医療機関へかかるべきかどうかアドバイスを行っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） どうも私なんかもそうなんですけれども、やっぱり緊急時になると、何でもかんでも119番にしちゃうという習慣があります。そして、受診しなくてもよい状態なのに夜間緊急診療所へ行ってしまったりしています。こういったときの緊急時の対応の仕方ですね。きちっと圏内住民へ周知をしてほしいと思うんですけれども、利用ガイドブックみたいなものはつくられるのでしょうか。つくるとすればいつごろになって、配布はいつごろになりますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、緊急時の対応の仕方など周知する必要があると考えます。このようなことから、茨城県央地域定住自立圏の平成29年度の実施事業として、救急受診ガイドブック、仮称になりますが、この作成を行い、初期救急医療に対応できる診療所情報の提供を行うとともに、救急医療の現状及び適正受診の啓発を図るため、ガイドブックを配布する予定でございます。

このガイドブックでございますが、水戸市が一括して策定しまして、定住自立圏域内の構成する市町村へ11月ごろ送付されることとなっております。このようなことから、市民の皆様への配布は、本年12月ごろになる見込みと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 現在は市のホームページでお知らせしているということですが、周知徹底、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、診療科目ですけれども、夜間休日医療体制拡充をする意味でも、眼科等についても対応して欲しいと思うんですけれども、その対応についてどういうふうを考えていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

休日夜間緊急診療所は、医師会に所属する地域の医師が交代で診療に当たっておりまして、通常の医療機関の診察時間外の急患に対して初期救急医療の対応をとっているというようなところでございます。この休日夜間緊急診療所におきましては、内科、小児科、歯科、外科の基本的な診療科目となっております、眼科等への緊急診療は行っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 受診者の数というものもあるんでしょうけれども、重篤かどうか、これは専門家がいないとやっぱりわからないと思いますんで、専門外だから担当医の方も判断できないよと言われているのが現実だと思います。眼科等専門診療科についても対応できる体制、せめて県内で1カ所、あるいは専門医の電話対応ができるだとか、緊急処置マニュアルの配置をしておくだとか、こういった整備をしていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城県におきましては、水戸市を中心とした茨城県央地域定住自立圏以外の休日夜間緊急診療所においても、眼科等の専門医療につきましても対応していないというのが現状であります。医師会の協力のもと診療を行っております休日夜間緊急診療所の運営体制や、通常の医療機関での診療時間外での医療需要等を勘案した場合に、現状では眼科等の休日夜間緊急医療体制の拡充について対応していくのは難しいのではないかと考えております。

しかしながら、圏域内での眼科等緊急専門医療体制の拡充につきましては、今後、茨城県央地域定住自立圏の医療部会におきまして、検討課題として提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 医療部会へ提案ということですので、ぜひ上げていただいて検討していただきたいと思います。

休日夜間緊急医療体制の充実は、圏域住民にとっていざというときの安心・安全のよりどころとなります。しかし、定住圏内の医療体制全体では、小児科、産婦人科医をはじめとする医師不足や看護師不足の解消、コンビニ受診などを減らす適正受診の啓蒙などの課題があります。これらをしっかりと克服し、安定的な医療の提供を今後していただきたいなというふうに思います。

次に、最後の質問になりますが、那珂市の非正規職員について伺います。

これ、4月19日付の茨城新聞で、那珂市の非正規職員51.6%ということで、県内2位の高率という、そんな記事が載っておりました。私はちょっと、そんな多かったかなと、少し驚きを感じました。今ブラック企業問題の後、各企業は労働時間の見直し、待遇改善、週休3日制など、働き方の改革が進められております。しかし、地方においてはサービス残業は当たり前、ボーナスなし、低賃金労働、産休や育休もとれない。中央と地方、大企業と中小企業、県南と県北など、賃金格差が拡大しているのが現状でございます。

本市においても非正規が51.6%ということで、人数はどれぐらいいるのかと数えましたと

ころ、893名、那珂市にいと、市役所にですね。ということは、これ那珂市最大の企業になっちゃいますよね、職員数で言うと。ということは、リーディングカンパニーと、この那珂市においては言っても過言ではないかと思えます。であれば、一億総活躍社会、働き方改革、非正規職員の正規職員化等々、さまざまな労働環境問題を改善していく、そういうお手本を示していく必要があるかというふうに考えます。

本市の非正規職員の現状について伺います。26年から28年の人員実績、臨時、嘱託別、あるいは交通費、賃金、休暇等についても回答をお願いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

新聞に掲載された51.6%の内訳を申し上げますと……

○議長（中崎政長君） 部長、マイク近く。

○総務部長（川崎 薫君） すみません。

新聞に掲載された51.6%の内訳を申し上げますと、正規職員385人に対して嘱託員、臨時職員を合わせた410人が非正規職員となっております。さらに、平成27年度においては、正規職員385人に対して非正規職員が397人で50.8%となっております。平成26年度が正規職員387人に対しまして、非正規職員が400人で50.8%となっており、ここ数年はほぼ同水準で推移しております。

非正規職員の処遇についてでございますが、臨時職員と嘱託員ではいくつか待遇に違いがございます。雇用期間については嘱託員が1年間であるのに対しまして、臨時職員は半年間という違いがございます。

給料については、臨時職員については職種ごとに単価を設定し、原則として時給で賃金を支給しております。嘱託員については月額で報酬を支給しております。賃金単価につきましては今年度改定を実施しております。代表的な職種の単価を申し上げますと、一般事務を800円から830円へ、保育士、幼稚園講師を1,000円から1,030円へ見直しを実施いたしました。

交通費につきましては、臨時職員が1日100円の月額1,500円を上限としているのに対しまして、嘱託員は正規職員と同様に距離に応じた交通費の支給方法となっております。

休暇につきましては、週5日勤務の嘱託職員が勤続年数に応じて20日までの有給休暇の付与日数がふえていくのに対しまして、臨時職員は同じ週5日勤務の方でも、10日を上限とした有給休暇となっております。

なお、現在、嘱託員につきましては、特定の資格、免許などを有する者に限定して雇用することにしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 臨時職員の賃金アップということにつきましては、ここ三、四年ずっ

と一般質問でも取り上げられ、やっとな引き上げていただいて一般事務830円、保育士1,030円ということで、近隣自治体と同水準ということになったんだというふうに思います。県内では真ん中ぐらいですかね。

では、この非正規職員が担当しております市役所各窓口を含め、提供している総合サービスの品質、これはどういう評価をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

市役所の各窓口では、正規職員だけではなく、多くの臨時職員が窓口対応などの業務に従事しております。非正規職員の方々の仕事の評価ということでございますが、各窓口において誠実に対応していただいております、非正規職員だからサービスが落ちているといったことはないと認識しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 自治体の仕事は、専門性、中立公正性、効率性、継続安定性が重要視されなければならないというふうに思います。さらに、住民の福祉の増進、これも大きな責務であります。

本市を見ますと、消防職を除いて50%以上が非正規職員ということは、これらのことがきちっと履行されているのかどうか、ちょっとやっぱり私は疑問符がつくんじゃないかなというふうに考えます。

また、職員の半数以上が、非正規職員の本市において、災害時のマンパワー確保、そして災害対策組織としての十分なパフォーマンスが担保されているのかどうかも、ちょっと懸念されるところでございます。

では、今後の対応について、正規職員と非正規職員の働き方をどのように考えていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

適正な定員管理を行っていく以上、今後も正規職員の増員は見込めない状況でございます。本来、臨時職員の仕事は、正規職員の補助的な業務や定型的な業務を担うものでございます。また、正規職員の産休代替や長期病気療養の代替としても、臨時職員を配置してございます。一部の課において専門的な業務を担当している非正規職員がいるとの話も聞きますが、このような部署においては、非正規職員の配置が適正かどうかを検証し、再任用職員に配置がえを行うなど対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ここで、配布資料3をごらんいただきたいとします。

こちらは職員数、正規、非正規別にまとめてあります。これは各自治体で出されています定員管理報告書、それから先般4月19日付茨城新聞よりの数値をもとに作成したものでございます。

これを見ますと、人口が割と5万人台のつくばみらい、それから守谷が6万ですけれども、ここと那珂市は類似していると思います。ここと比べますと、正規の職員の数、これがやっぱり44から46名、約50名ぐらい多い。下の段へいきまして、人件費ですね。これも約100万円ぐらい多くなっている。率も当然7%ぐらい多くなっているということが、これでわかります。ということは、つくばみらい市や守谷市では正規職員数や人件費の費用が本市よりも少なくとも行政総合サービスがちゃんと回っているというふうに理解できると思います。

本市においてこのまま非正規50%以上で進めていいのかという問題。それで提供するサービスの維持向上ができるのか。また、財政的に見ても、到底この人員を893名というのは維持できるものではないというふうに考えます。そこで、正規職員の役割と機能、仕事内容について、重複是正や他部門との効率化、新たな業務開発など見直しをすべきと考えますけれども、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

現在、本市の職員数は合併時から50人を削減した結果、483人となっております。さらに、本市を取り巻く環境は、地方分権一括法による権限移譲事務などの複雑で多岐にわたる事務が増加しております。具体的にはパスポートの発行事務、身体障害者手帳の交付事務、開発行為の許可事務など、さまざまな事務を受け入れてきました。これからも県から権限移譲の受け入れを求められ、それらを担う人材の育成や行政機能のさらなる強化が求められます。また、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体には地域の自主性、自立性を高めた行政運営も求められております。職員の時間外労働時間も増加しており、これまでのような削減を基本にした定員管理では、市民に安定した行政サービスの提供を図る観点からも、また職員の労働環境の必要水準を維持する意味からも、限界に来ていると感じてございます。

資料でご提示いただきました職員数は、総務省が全国の地方公共団体の4月1日現在の職員数について調査する定員管理調査結果によるものでございます。この調査結果は、全国の市町村を人口と産業構造により分類し、人口1万人当りの職員数を算出し、指数とすることで各市町村の職員数の比較を可能にしているものではございますが、人口を基本とする比較方法のため、地域特性や一部事務組合などの個別事情を考慮していないなど、自治体間の単純な比較が難しいものになっております。しかしながら、つくばみらい市をはじめとする各団体が少ない職員数で行政運営を実施していることも事実でございますので、各市町村の人員配置等を調査した上で、本市においても効率的な行政運営に参考になるものについては導入してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 限界に来ているというような話もありましたけれども、国・県からの権限移譲に伴う事務事業の増、これはありますよね。それから、残業が減らない。地域特性や一部事務組合の個別事情、これらを考慮すると、やはり専門性の高い分野での正規職員の増、あるいは残業が多い部門へ少ない部門からの異動をするだとか、新業務分野対応への人員捻出など、これもやっぱり限られた財源の中で運営を検討しなければならない時期に来ているのではないかというふうに思います。そのためにも、非正規の方をいくら見直ししてもしようがないので、正規職員の役割、機能、業務内容をきちっと精査して適正な人員配置を行い、効率的な行政運営をしていくべきと考えますので、しっかり調査検討をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、非正規職員の待遇改善、慶弔休暇の付与等についてどのように考えているか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

非正規職員の待遇のうち、賃金については茨城県の最低賃金や近隣市町村の動向を調査した上で、翌年度の賃金単価の見直しを実施するか否かを検討しております。昨年度も賃金単価の見直しを検討し、今年度の賃金改定を実施したところでございます。来年度の賃金単価を改定するかについても、今年度中に検討いたします。

また、交通費の支給や休暇制度なども、その他の待遇改善についても調査検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ調査検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告2番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、花島 進議員。

質問事項 1. 交通安全対策について。2. 原子力安全対策に関して。3. 国民健康保険制度の今後に関して。

花島 進議員、登壇願います。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 議員番号3番、花島です。

質問通告に従って質問していきます。

まず1番目、交通安全対策について。

地元の要望等も踏まえて、私の身近な地区のことについてお伺いします。

まず、本米崎小学校は、廃校と言っていいんですかね、閉鎖されてしばらくたちます。それで、本米崎小学校の入るところの前には信号があるんですが、そこより約50メートル西側に、もう一つ、T字路があります。今となつては、本米崎小学校へ行く道に出入りする車はほとんどなく、また小学生等がその横断歩道を渡ることも非常に少ないだろうと、私は思っています。

一方、西側の道のT字路は結構交通量が多いんです。特に、T字路じゃないですね、実際十字路なんですけれども、ほとんどT字路になっていまして、Tの下の棒に行く道は本米崎地区の久慈川沿いの地区へ行くのに、かなり大きな主要な交通路になっています。

そこで、かつてそこで信号をつけてほしいという要望を地元から出していたらしいんですけれども、小学校の信号が余りにも近いので、それはできないという話を言われましたというのを、地元の方から聞いています。

ところが、本米崎小学校が閉鎖されました。ですので、その信号の重要性は、必要性は減っただろうということで、移設するなりなんなり考えてほしいということです。

特に、その場所は数メートル、県道が狭くなっているんです、西側の部分が。それで見通しが非常に悪い。私に訴えてきた方も、事故寸前でなんとかかわしたという例があったというふうに聞いています。私も最近是通过ること少ないんですが、昔、東海村に住んでいたころ、ここを久慈川の河川敷へ行くのにしょっちゅう使っていました。いつも見通しが悪くて、出ていくときもこわごわ出ていくんです。あ、来ないかと安心しないと出ていけない、そういう場所です。そうところこそ信号がふさわしいと考えています。そのご検討をいただきたいということです。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

信号機の設置あるいは廃止、撤去というものにつきましては、これは市が判断できるものではございませんが、自治会のほうから要望書を提出していただければ、市から那珂警察署へ要望をさせていただきたいと思えます。那珂警察署から県警本部へと上申されまして、県警本部から県公安委員会で審議されまして、採択されれば事業化になるという流れになって

ございます。

ただ、旧本米崎小学校につきましては、現在、学校跡地利活用に係る事業提案を公募している最中でございます。今後事業者が選定される予定でございますので、信号機の移設につきましては、どのような事業者が選定されるかといった動向を見た上で判断する必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 話はわかりましたが、1つは、自治会から要望書を出していただきたいというのはわかりますが、既に先ほど言いましたように、要望がかつて出ていたはずなんです。それで、事情が変わったときに、それにちゃんと対応していなかったというのがちょっと残念です。

それで、要望が必要だというなら、私に訴えてきた方にも言って、自治会のほうと検討して出していただきたいというふうに伝えます。

ただ、ただしのところの本米崎小学校については、新規事業がどうなるかというのを公募しているということなんですけれども、その中身ですね、最終的にどういうのが入るかによって、何かが入ったからその信号を動かさないよなんていうことのないように、よくプラス・マイナスを考えて判断していただきたいと思います。

次に、同じような件について、2つ続けてやっちゃっていいでしょうね。1つは、額田地区の私がしょっちゅう通っている国道の349号線のバイパス関連です。今片側二車線化がどんどん北上をしていって、この交差点の少し手前まで来ています。ここにはかなり問題がありまして、1つは、県が国道をつくる時に周りの住民のことをあんまり考えずにパッとつくってしまっているということですね。

私のところから出て、例えば議会に来るときに一旦数百メートル、太田のほうに行って、それで回ってこなきゃならないんです。そういう問題があるんですが、そのときに右折またはUターンをして南下しなきゃいけない、右折して旧道に入るか。ところが、この交差点というのは、非常にこう何というんですかね、鋭角にクロスしている交差点でして、交差点が非常に広いんです。ですから、対向車がとまるのを待って、そして、私がUターンなり右折なりしようとする、もうこちらのその旧道から出てくる方が、気が早い人はどんどん出てくるんですよ。非常に怖い思いをします。それで、若干のその時間的ゆとり、右折する車は数はわずかですけれども、そういう怖い思いのないようにしていただきたい。

最近は何も見かけませんが、これができたてのころ、頻繁に交通事故の跡を見かけました。ですから、特にこれからそのさらに北側まで二車線化が広がり、よくなると思うんですが、せめてそのときにはその交通信号のタイミングとか、十分そこで右折あるいはUターンする車があるんだということを配慮した信号の制御というんですか、時間確保をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、額田地区にイワサキデンキというところがありまして、その前の信号のところですか。ここは市道が東側からそこへ出る場所があるんですが、そこが結構狭くて、そしてバイパスの北側から来て左折して、その市道に入るのが非常に難しい。特に、1台でもちょっとした小さな車でもあると、普通乗用車がそのままでは入れないというふうな状況です。

これも地元から要望があるんですけども、せめて1台ぐらい車がとまっても、左折して入れるようにしていただきたいというのが要望です。

以上、2点を続けてやりました。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今2点ご質問をいただきました。

まず1点目のご質問、額田の国道349号線の額田北交差点が右折しづらいつらいつらといったご質問だと思います。これにつきましては、先ほど答弁しました信号機の移設の件と同様でございます。市がその変更を行えるというものではございませんので、現在の状況がそういう状況だということ自治会のほうから要望書を出していただければ、市から警察署のほうへ要望書を提出させていただきたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 2つ目でございますけれども、議員ご質問の額田南郷地内の国道349号と市道8の1914号線の交差点部分の拡幅整備については、地元からその要望が上がっております。

現在、その整備内容、手法等について、自治会、また道路の管理者であります県の常陸大宮土木事務所と協議、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） イワサキデンキ前については既に動いていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

額田北交差点については、自治会のほうと相談して要望書を出すなりなんなりしたいと思ひます。

ただここで一言言っておきたいのは、県のほうに言ってほしいんですけども、道路をつくったり信号機を設置するときに、もう少し考えてつくってほしいということです。いろいろな場所で接続の仕方が非常に悪くて、単純に道と道をばんとつないただけというところが見られます。そうすると、こういうこと、できちゃった後からいろいろ要請しなきゃならないんで、もう少し考えてつくっていただければ、こういう後からの要請はなくていいかなと思ひます。

以上で次の課題に移らせていただきます。

原子力の関連の問題です。

2011年の福島原発事故、これはもう忘れかけている方が多いかなと思うんですけども、これをちょっと顧みてみたいと思います。

そこでは、あの事故が起きる前は、原子力に対して、特に原子力発電に対してです。市民の間に一定の信頼があったのではないかと思います。その信頼というのは、原子力発電が単にちゃんとしているかどうかだけじゃなくて、規制の仕組みとか原子力をめぐる国の行政、それから原子力周辺にいる科学者、技術者、その他が、ある程度の信用をされていたから原発は成立していたんだと思うんです。ところが、実際に彼らの多くが言っていた、ほとんど絶対事故が起きないみたいなことが簡単に覆されてしまったということで、そうそう信用できるものではないというふうな認識が広がったと思っています。

ですが、今、国は原子力規制庁を中心にして新規制基準をもとにいろいろな審査をし、それになかったということで、いくつかの原発の運転再開を認めています。

ですけども、福島事故で明らかになったこと。1つは、我々は地震とか津波などに対して、どんなことが起こるのか、まだまだ理解が浅かったということです。もう一つ、原発の運転管理の能力、これは経常時ではしっかりやっているとありますが、さまざまな異常事態に対して十分備えられるような水準ではないということです。この2点は、6年たちましたけれども、本質的には変わっていないと私は考えています。

その中で、外の電力源から十分電力が得られるのに、原発を運転するのは社会として全くよろしくない選択だと考えています。特に、周辺に人口が非常に多い。それから、その外側には首都圏がある。そういうところで、原子力発電を実施していくというのは問題であると、私は思っています。

ですけども、日本原電は東海第二発電所、東海第二原発と言っていますが、その運転再開に向けて動いているようです。動いているようですというのは、公式には運転再開しませんと言っていますが、いろいろな行動、申請とかなんかは動く方向のことをやっているという意味です。

そこで、考えればわかるように、東海第二で大きな事故が起きれば、広範な地域が放射能で汚染される可能性があります。那珂市長としてどう考えるか、ひとつ。

それから、安全協定の中で周辺自治体の権限を拡大するかどうかという問題について、日本原電は長いことだんまりを決め込んでいましたが、最近ぼそぼそ発言しています。現在の市長のお考えをお聞きしたい。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 2点でよろしいですね。

東京電力の福島第一原子力発電所の事故は。

○議長（中崎政長君） 市長、マイクをもう少しそばにしてください。

○市長（海野 徹君） 原子力発電所の事故は、世界に類を見ない大きな災害だったと思って

おります。

私も、公的にも私的にも被災地近くを行ってきました。原子力発電所の中も見ましたし、つい先日は、個人的に南相馬市、それから双葉町、入れなかったんですけども、その周辺にも行きました。国土が狭くなっちゃったということは、本当に残念だなというふうに思っております。

特に、東海第二発電所においては、茨城県の津波評価を参考に、標高6.11メートルの防護壁を設置したらどうかという忠告を聞いて、約6.11メートルの防護壁を設置したわけです。今回の約5.4メートルの津波に耐えて大災害に耐えることができたという事実があります。

反対に、福島第一原発においては、防潮堤を高くするように提言を受けていたにもかかわらず、採算性を第一に考えてつくらなかったということが起因して、このような原子力神話を覆すような大きな事故が起こってしまったわけです。

原発事故の影響は、広範囲に及ぶことがこの福島事故で改めて明らかになったところであり、原発で一たび重大事故が起これば、平穏な市民生活が根こそぎ奪われるというリスクを、那珂市を含む周辺市町村が共有しているという現実を市長として改めて痛感をしているところでございます。

それから、2番目の権限の拡大についてですけれども、原子力安全協定については、日本原子力発電に対しまして、原子力発電所周辺6自治体、これも水戸も入るんです。も入りまして、原子力所在地域首長懇話会が、運転再開の事前了解の権限拡大を含めた安全協定の見直し及び改定の要求を行っております。現在も行っているところですが、進展がないというのが実情でございます。事故のリスクは所在地と同様であることから、茨城県や東海村と同等の権利を得るのが当然であると考えておりますので、今後も粘り強く交渉をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 1つは、東海村の第二発電所が6.11メートルの防護壁を設置したということで助かったということなんですけれども、本当は運がよかったと私は思っています、あの正直言ってね。実際に起こり得るのは、それにとどまるという保障は何もないんですよ。だから、問題なんですけれども。

もう一つ、安全協定については、市長の考えどおり頑張っていたいただきたいと思います。

次に、広域避難計画についてお伺いします。

まず、現在の広域避難計画というのはどういうものかと見ますと、例えば、避難のためにこれこれの道路が必要だから広げるとか、それから地震があっても信号だのなんだのインフラが壊れないようにするためにこういう投資をすると、そういうものではないですよ。ですから、万が一のときに非常に弱いと思っています。単純に言えば、1つ事故が突発的では

ない。つまり、今すぐ放射能が放出されましたではなくて、このままいくと、何時間後か1日後かになっちゃうということ、そういう状況。もう一つは、通信網とか交通網、その他の社会インフラが健全であるということです。次に、国などの判断が適切にされるか。これはまた難しい問題です。この3つがそろってはじめてある程度の有効性があるというふうに私は思っています。仮にそういう条件が整った段階でも、実際に事故となったらかなりの混乱が予想されると思っています。

先日、私は額田6区のガイドラインにある場所へ行ってみました。1時間ちょっとで行けました。高速道路を円滑に行けたのでそうだったわけですが、これが大勢の、たくさんの車があり、あるいは慌てて逃げ出す方がどこかともないところでガソリン切れで動けなくなったと、そういう事態がたくさん考えられるわけですね。そうすると、そうはいかないということがあります。

ですから、本当の意味で一番考えなきゃならないこと、一番考えなきゃならないことはちょっと言い忘れました。まず、その原発事故はどういうときに起きるかということ、どんな可能性があるかと考えてですね。一番可能性があるのは、1つは福島第一であったように天災に始まることです。それから、今の社会情勢を考えるとテロ攻撃、それから航空機墜落等です。どれも突発的に起きますよね。ですから、これもその避難計画が有効になる条件と、私が言いました。どれに当てはまらないと外れてしまうわけです。ですから、間違っても避難計画があるのだから、原発運転していいなどと考えるはいけないと思います。市長のお考えをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この避難計画については、やっぱり再稼働の1つの要因といいますか条件となっていると思うんです。ただこの避難計画はこの前もエネルギー庁とか内閣府、それから規制庁の幹部の方とちょっと話し合う機会がありまして、いろいろ意見を交換したんですけれども、100%の避難計画できないですね。確かに複合的なものもありますし、先ほどおっしゃった航空機とかの外にも、今ソ連で大きな何というんですか、流れ星が。かなりのね、あれが一発当たったら、もう致命的なものになっちゃうと思うんですけれども。そういったものを考えますと、本当に何というんですか、どんな備えをしても無理かなというふうには思うんですけれども、とりあえず事故のリスクがある以上は、被害軽減の方策の一つとして策定する必要があるんじゃないかと思うんです。この広域避難計画の存在が即原発稼働の承認に直結するというものではないというふうに考えております。

いずれにしても、その何というんですか、いわゆる安全対策も必要ですし、いろいろなものが認められて合格点をもらって初めて、市民の方の意思もあるでしょうけれども、そういったものを含めて再稼働の方向に行くのかなというふうには思っています。

いずれにしましても、この避難計画、まだ計画途上でございますけれども、早目に作成して、市民の方の安心・安全を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 避難計画は、できないのにつくるというのも大事なことがあると思うんですけども。ですけれども、一番大事なことは、まずそのもとのリスクを減らすということですよね。その後、東海第二原発を動かさないというのは一番有効なことだと私は思っています。動いていなくても事故が起こる可能性があるんですけども、その難しさとか規模は、やはり全然違います。それはわかっていらっしゃると思いますが、念のため申し添えたいと思います。

もう一つ伺います。安定ヨウ素剤の事前配布については、周辺自治体で周辺原発から5キロ圏内、今までですけれども。事前配布するということが行われつつあります。私自身は東海第二原発が動かなければ、5キロ圏内はともかく、その外側に対して安定ヨウ素剤の配布の必要性は少ないと思っています。それは、事故が起きて安定ヨウ素剤が効果のある放射性要素の放出は、臨界事故とか、まさに動いていた原発が事故を起きたときに出るんであって、もう何年も前にとまった原発からはほとんど出ないという考えからです。

ですけれども、私の希望とは別に東海原発が動く可能性もあるわけで、そのときに備えて今のうちにいろいろなことを考えておくことも必要かと思っています。那珂市としてどのように備えているか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

安定ヨウ素剤を事前配布の考え方ということのご質問でございます。

本市では、平成27年度から本米崎地区の住民に対しまして、事前配布を実施しておりますが、万が一、原子力災害が発生した際の混乱の中、住民に対し適切かつ確実に配布することは極めて困難であり、市内全域に事前配布する必要性を感じております。これまでも、茨城県を通して、国に対し安定ヨウ素剤の事前配布の範囲拡大について要望しておりますが、さらに全国市長会へも働きかけているところでございます。

市民の安全・安心を確保するためにも、今後も国に対して要望していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 要望が通らなかったときのことも含めて考えてほしいというのと、事前の話では、錠剤、ヨウ素剤を備えているということですかね、もう聞いています。ただ実際に配布するとなると、単にこれがあるからいいというわけじゃないわけで、例えば、ヨウ素アレルギー、ヨウドアレルギーの方もいらっしゃる。そういうことで障害がないかどうか。それから、ちょっとこう塗っただけのアレルギーでは出なくても、飲んだら出ていたという場合もあり得るので、そういうことに対応できる配布というのが必要かと思っていますので、

その辺も十分検討しておいていただきたいと思います。いいですね。

では、次の課題にまいります。

国民健康保険制度の今後に関してです。

聞くとところによると、来年4月から国民健康保険の広域化というものが行われるということになっているようなんです。これは、国民健康保険はこれまで市町村単位で会計等をやり、県だの国だのの補助が多分あると思うんですが、そういう単位でやっていたものが県単位の組織になるというふうに聞いています。

ただ、その実際の税の徴収とか税額をどうするかというのは、これはまた市に委ねられることになりますので、来年の4月からという、もう1年ないわけですね。それがどういうふうな準備状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国民健康保険制度につきましては、来年30年4月から茨城県と市町村の共同運営という形になっております。スケジュール的には、本年10月から11月にかけて、県から市町村に対して、国民健康保険税の仮の標準保険税率や国保事業費の金額が提示される予定となっております。市におきましては、これらを受けまして30年度の予算編成をしていくということになっております。

また、広域後、県と市町村の役割ということになるわけなんです、県は先ほど議員おっしゃるとおり、国保財政の責任主体ということになりますので、安定的な財政運営や効率的な事業の確保の役割を担っていくということになります。一方、市町村になるわけなんです、県から提示されます国保事業費納付金を県に納めることをはじめ、資格管理、保険給付、保険税率の決定、税の賦課徴収、保健事業を従来どおり実施していくということになります。

今回の広域化によって、市の国保財政の安定化が図られることになります。また、国保加入者におきましては、県内どこの市町村に居住しましても、茨城県の国保加入者であるということになりますので、転入転出で県内市町村の間を異動しましても、高額療養費支給の多数該当、4回目以上の支給時に自己負担額が軽減される制度ということになるわけなんです、これが継続されることになりまして、自己負担限度額が安くなるなど、メリットがあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 利用者に若干の利益があるというのは少しわかりました。

ただ心配なのは、実際に制度が変わると、1つは市民が払う保険税、それがふえるのか減るのか変らないのか。それと関連して、市の財政負担がどうなるかということが気になるころなんです。

先ほど言いました、まだ県から来ているのは、仮のこれだけ払えというやつしか来ていな

いということなのですが、その辺、市としてはどういうふうに対応しようとしているのか、お話を伺いたしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市の国民健康保険会計になるわけなんですけど、国民健康保険税や国や県からの負担金、補助金、交付金、一般会計などの他会計からの繰入金などをもって、財源をもって運営している状況でございます。また、このうち国民健康保険税につきましては、平成20年度から現在の税率で運用しているというような現状です。

先ほど申しましたように、平成30年4月からは茨城県が財政面の責任主体となります。本市における30年度以降の保険税、市の財政負担につきましては、議員おっしゃるとおり、上がるのかどうか、下がるのかどうか、財政負担がふえるのかどうかということが確かに私らも気になるところではございますが、本年11月に茨城県より事業費の金額が提示される予定となっておりますので、この納付金額を確認してから、庁内において十分協議して総合的に判断、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 県がその必要な情報とかデータを出してこないということで、なかなかできないということがわかるんですけども、そもそも国民健康保険にかかっている方は、収入が逼迫している方がたくさんいるんですよ。ですから、そんなに額としてはわずかな違いでも、大きな家計に対する影響があると私は考えています。

1つは、できるだけ特に低所得者層の負担を大きくしないように市として考えていただきたいということ。これは、担当課だけではなくて、周辺の財政課も含めて十分検討していただきたいと思います。

ここでできれば、来年度は税率を上げませんと言ってほしかったんですけども、それは聞けなかったのはちょっと残念です。何か一言ご返答があれば。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりかとは思いますが、先ほども申しましたように、やはり11月ごろに提示されます事業費の金額をもって判断してまいりたいと思っておりますので、その後、本当に十分に協議しながら、今おっしゃられたようなことも踏まえて、総合的に判断して検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。

県のほうには、こんな遅く出すんじゃない困るぞというのをもう言っていると思いますが、ぜ

ひ言って抗議してください。

以上で終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、花島 進議員の質問を終わります。

質問の進行上、暫時休憩をいたします。

再開を1時45分といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、古川洋一議員。

質問事項 1. 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2. 県央地域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業について。3. 合併問題について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思える町にするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回は、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてと、県央地域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業についてを、企画部長にご答弁をいただくこととなります。

部長は本市に赴任されて間もないということで、これらの事業について、いらして早々にお聞きするのは心苦しいのですが、本市にとってはとても重要な事業でございますので、お許しをいただきたいと思います。

質問をさせていただく以前の問題として、本市の企画部長という要職に就任されたことをどう思っているのか、とても気になるところでございます。

そこで、まずは自己紹介も含めて、那珂市の企画部長としての仕事にける思いを、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

あとの質問もございますので、40分以内でお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 古川議員より発言を求められましたので、一言申し述べたいと存じます。

私が茨城県から派遣され、那珂市企画部長という重責を拝命しまして、はや2カ月余り経過したところでございます。この間、那珂市の現在の状況について、私なりにその現場を歩いて見たり、市民や職員の方からお話を伺ったりして、今私が思っているところは、やはりこの那珂市というのは住みやすいところだなというのが、第一印象でございます。住みよさランキングで関東5位、県内3位ということでランキングされておりますが、それも納得ができるものだなというふうに、今感じているところでございます。

ただし、今現在、特にここ数年ですけれども、日本創成会議が提唱した、その消滅可能性都市という話、言葉が出てきました。それ以降、本当にこの地方自治体、自治体間の競争というのがすごく激しくなってきたというような状況でございます。

その地方創成に基づいて各自治体ともいろいろな策を講じているところでございますけれども、この中でやっぱり生き残っていくためというふうには、その積極的に何かをしかけていくというような姿勢だったり、その具体策だったりというのが、どうしたって必要になってくるというようなところでございます。

私、その那珂市の企画部長として、職責として果たさなければならないのは、まずはその現在住んでいる那珂市のさまざまなプロジェクト、まずこれを円滑に進めていくことで、さらには、新しいその何かしかけていくというような部分についても、それは積極的に、変な話、私、企画部長でございますが、企画部というその範疇にとどまらず、いろいろなその部局についても、そういったところは一言あればいろいろ提言させていただきたいと思っております。

自己紹介というような話もございましたので、最近の私の経歴をご紹介しますと、直近、昨年度までは少子化対策を担っている職場に勤務しておりました。その前5年間というのは、つくばエクスプレスの沿線の企業誘致を主にやっております。そういったところからすると、その少子化対策についても、一応我々は、私としては一言、一家言持っているというようなところもございますし、その企業誘致的なところ、例えばさきの定例会でもイオンの誘致だったり、そのインター周辺の開発だったりというようなことも議論がなされたと伺っておりますが、そういったところも一日でも早く具体化できるというようなことで努めてまいりたいと思っております。

そのためには、市長はじめ、その執行部の中での議論にとどまらず、当然その皆様、その市民の代表である市議会の皆様とのその議論も深めさせていただきながら、なるべく早期に具体的に的確な施策を打っていけるよう、誠心誠意積極的に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

これで、少しは私のこともおわかりいただいたと思うんですけども、私は一般質問等についても、ある意味、精神訓話のような話が多うございます。そして、いつも何事も人だということを申し上げております。仕事についても、その内容も大事なんですけれども、誰がやるのかによって、その結果はよくも悪くも大体想像がついてしまうんですね。今の部長の初心を忘れないでいただいて、今のその意欲、姿勢を持ち続けていただきたいなというふうに思います。ご期待申し上げたいと思います。

ということで、部長のお気持ちが確認できましたので、以下の質問は全て取りやめにしてもいいぐらいなんですけど、まだ時間もたっぷりございますので、せっかくだから質問をさせていただきます。なお、企画部長のご答弁で不明な点がございましたら、担当部長に確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、最初の質問、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

議長からお許しをいただきまして、皆様のお手元にお配りさせていただきました平成29年度那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略実施計画の資料、執行部からいただいたものでございますが、これをもとに質問をさせていただきます。

この戦略には、1つ目、安定した雇用の創出戦略、2つ目、那珂市への人口還流戦略、3つ目、結婚・出産・子育て応援戦略、4つ目、時代にあった地域の創造戦略と4つの基本目標がございます。

これらの戦略について、具体的施策の進捗状況及びその成果等についてお伺いをしてまいります。

1つ目の安定した雇用の創出のために具体的な事業として、創業支援・企業支援体制の整備ですとか6次産業化の推進等々を進めていくということでございますが、これらの事業を推進することによって、本当に安定した雇用の創出につながるのかといった疑問があるのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、若年層の東京圏への人口流出抑制、生産年齢人口の移住定住を促進するために、市内及び周辺地域において雇用の場の確保が欠かせないところでございます。生活を支えるためには、賃金、やりがい、安定した雇用形態といった雇用の質の問題、またその新規雇用の創出といった雇用の量の確保、こういった両面へのその支援を展開する必要があると考えておるところでございます。

このことから、新たな雇用の場を確保するための創業支援、またその市内の事業所の支援体制強化等を目的としたよろず相談事業について、商工観光課において新たに事業化してまいったところでございます。

創業支援については、平成28年度に創業支援事業計画認定を受け、1件の創業支援を行ったところでございます。また、平成29年度から創業に係る経費に対する利子補給制度を開始したところでございます。

よろず相談事業では、平成28年度より企業コーディネーターを商工観光課に配置し、これまでに市内事業所約70社を訪問し、事業所の課題等の把握に努めるとともに、課題解決に向けた支援を実施しているところでございます。

新規事業の創業支援や企業支援、また6次産業や特産品の販路拡大などの農商工の活性化へ取り組むことにより、市内での安定した雇用の創出につながるものと考え、一層の雇用機会の確保や雇用の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいまの私の質問は、それらの事業を推進することで、那珂市内での安定した雇用につながるのかという意味でお聞きをしております。

地元企業への就職支援として、昨年度には合同説明会を開催されたようですが、そもそも地元企業には継続的な新規雇用があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

地元企業における継続的な新規雇用についてお尋ねをいただきました。本市においては、毎年定期的な採用を実施しているその事業所というのは、市役所、もしくはその比較的規模が大きい事業所、例えば病院ですとか介護事業所といった、そういったところに限られるんであろうというふうに考えているところでございます。

このような事業所は、もとより定期的な採用がない、その中小の事業者と求職者とのその雇用機会のマッチング、こういったものを提供するという事は、非常に重要であるといかに考えております。

平成28年12月には、ハローワーク主催による中央公民館において18事業所、相談者40名が参加した合同就職相談会、これを実施したところでございます。その後、1人の方が小売業に採用されたとの報告を受けているところでございます。

今後もこのような相談会を通じて、地元企業の人材確保、並びに市民の地元への就職支援に取り組んでまいりたい、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） やはり、市内での継続的な新規雇用はほとんどないようですが、売り手市場と言われる現在におきましては、市内の事業所においても、必要なときに必要な人材が採れないという現状も逆にあるのかなという気もいたします。

現時点では主に創業支援と既存事業所とのマッチング支援が中心であり、安定した雇用の

創出にはかなりの時間と努力が必要かと思いますが、那珂市の将来も見越して今やらないわけにはいかないということですので、引き続き、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次の基本目標、那珂市への人口還流戦略に関する移住相談窓口の開設でございますが、今年度に開設となっておりますが、既に開設はされたのでしょうか。開設されたのであれば、どこにどのような体制を整えているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

移住相談窓口でございますが、平成29年4月より、この4月から、政策企画課内に移住に係るワンストップ相談窓口として、移住相談窓口を開設したところでございます。担当としては、政策企画課の地方創生グループ2名及び臨時職員1名で担当しているところでございます。

なお、相談される方は、当然市外の方になりますので、窓口のみならず、電話やメールでの相談にも対応できるよう相談対応を周知する外、来庁した方に対しましては、相談窓口がわかりやすいように1階に案内看板を掲示したり、各課もろもろの手続きは、結局外の窓口で行わざるを得ないようなところもございまして、各課窓口との相互の連携や情報共有、これをしっかり図ることによって、より円滑な相談を受けられる体制を整えていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 各課の連携も必要ですけれども、やはり今、部長おっしゃったように、ワンストップ相談窓口というところですね。その辺を重要視していただいて、せっかくお電話とかメールでくださった方に対して、たらい回しのようなことはなさないでいただきたいということを、ぜひお願いしておきたいと思います。

それから、移住に係る事業といたしまして、体験プログラムやお試し居住といったものが考えられているようですが、どのような、これは内容なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

移住に至るには、まず那珂市を知ってもらうこと、これが重要となっております。そのためにシティプロモーションを開始しました。その上で移住希望者へ本市への関心を持ってもらい、来訪を促す、そういった必要があると考えております。

そのためのメニューの一つが体験プログラムでございます。イメージとしましては、地域資源を活用した自然観察会、地域のイベントへの参加、農業収穫体験、そば打ち体験など、移住希望者のニーズに応じたプログラムを考えているところでございます。

現在は、まちづくり委員会へのアンケートを実施しまして、地域資源に関する情報提供、もしくはそのご協力いただくことが可能か否かなどについて確認を行っているところでござ

います。

また、お試し居住でございますが、こちらにつきましては、空き家等を活用して地域の協力を得ながら移住希望者を対象に短期間、おおむね1週間から1カ月程度というようなイメージだとは思いますが、市内に居住してもらう事業を想定してございます。

現在は空き家の確保や協力者への謝礼、例えば、あと万が一のための保険をどうするか、そういったことを考えながら、事業の具体化に向けた設計を行っているところでございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ただいまシティプロモーションという言葉も出てまいりましたけれども、そのシティプロモーションとして、いい那珂暮らし応援団ですか、の運用などを始めたようではけれども、シティプロモーションの具体的な内容と、それらの反応としてどのような手応えを感じていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

平成29年3月に策定したシティプロモーション行動計画、これに基づきまして、いい那珂暮らしのロゴマークやキャッチコピーを活用した高速ラッピングバス「いい那珂暮らし号」の運行などのプロモーション活動、またいい那珂暮らし応援団の募集及び運営、移住関連サイト、ウェブマガジンの開設等による情報発信を開始し、応援団専用フェイスブックには応援団員による投稿が2カ月で32件あったところでございます。

手応えについてということでございますが、いい那珂暮らしロゴマークに関する問い合わせもいただくように最近はなっております。少しずつ周知が図られてきているのかなというのが、私の今の感覚でございます。

今後は各種メディアの活用やイベント実施についても検討し、さらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今、いい那珂暮らし応援団ですか、その応援団員による投稿が2カ月で32件あったということなんですが、その32件のうち、大和田議員が10件ぐらい投稿しているんだと思うんですね。ですから、本当に一般の市民の方が投稿できるような環境を、またこれから整えていただきたいなというふうに思います。

では、次に子育て世帯への住宅取得助成制度が、昨年度後半から開始されましたけれども、実績はございましたでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

平成28年度の子育て世帯住宅取得助成制度についてでございますが、平成28年10月から12月に住宅を取得した世帯を対象に、3月まで申請を受け付けたところでございますが、この間13件の申請がございました。13件の内訳でございますが、市内からの転居が7世帯で21名、市外からの転入、これが6件で21名、市外からの内訳といたしましては、水戸市が1件、ひたちなか市が3件、東海村が2件といった状況でございました。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 短期間の実績ではございますが、3カ月で13件、市外からも6世帯が転入されたということで、それなりの成果はあるのかなというふうに思いますが、ご答弁のように、市外からの転入が県北地域からではなく、水戸市、ひたちなか市、東海村といった、いわゆる県央地域からということで、理由まではわかりませんが、ちょっと意外な結果なのかなと、もっと県北地区のほうから転入されてくるのかなというふうに思っていたんですが、ちょっと意外な結果でございました。今後も動静を注視していきたいというふうに思います。

それから、便利屋サービス、御用聞きというふうにはございますけれども、どのような事業内容になりますでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

消費者の利便性向上と地域の事業者の事業機会創出を促進していくことを目的として、買い物弱者をはじめとした住民のもとに出向いての食品宅配サービス、そういったことをはじめとしたさまざまな市民生活に係るサービスを実施する地域事業者、もしくは団体を応援していくといった事業を想定しているところでございます。

商工業振興計画書に位置づけている事業でもございますので、具体的な事業スキームや支援内容につきましては、各関係機関と協議の上、決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 商品宅配サービスなどを手がける事業者、団体を支援するということなんですね。具体的な支援内容はこれから協議ということですが、商品の宅配等については、これは事業者にお任せして当然だと思いますが、交通弱者をはじめとした住民のもとに出向くという意味においては、これは役所が、つまり職員が積極的に出向いて話を聞いてくると、聞くという姿勢もやはり必要なのかなというふうに思いますので、最初にこの便利屋サービスといったときに、あ、役所で、なんかそういう課ができるのかなというふうに思ったんですけれども、そういう気持ちが市民の方に対しては必要なのかなというふうに私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に3番目の基本目標、結婚・出産・子育て応援戦略に関する結婚支援としてのふ

れあいパーティの開催、支援でございますが、昨年度の実績をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

結婚を望む若者の支援、これを積極的に展開するため、商工会青年部の主催、あと、いばらき出会いサポートセンターに共催となっただき、昨年度は3回のふれあいパーティを開催したところでございます。

具体的には、平成28年11月に1回、それと平成29年2月に2回の都合3回というようなところでございまして、合計で11組のカップルが誕生したと伺っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） これ商工会の青年部さんが主催ということなんですが、正確にはこれは事業主体は市ですよ。あくまでも商工会青年部さんをお願いしているということだと思っております。

これは事業化する前、つまり青年部さんをお願いする際の話なんですけれども、担当課から丸投げともとれるような頼み方をされたらと、そんな話を耳にしました。つまり、内容はともかくやればいんだというふうにとったと、言ったかどうかでなくて、そういうふうにとったということです。というふうに思われたということです。ただその後は、担当課職員の方も加わって一生懸命一緒にやったださっているというお話も聞きましたので、よしいたしますが、いずれにしても、本来は自分たちがやらなければならない仕事なんだというような自覚を持っていただいて、今後とも支援のほうをお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思います。

では、結婚した世帯への引っ越し費用助成制度がございまして、これらの実績についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

結婚した世帯への引っ越し費用等の助成制度につきましては、国の補助制度、これを活用いたしまして、結婚に係る引っ越し、住宅取得、またもしくはその住宅の賃貸借に係る費用について、上限を18万円まで助成する制度として、平成29年1月から開始したところでございます。

結婚した世帯合計の所得要件が300万円未満と非常に厳しいこともありまして、平成28年度はその3カ月しか事業実施期間がなかったということもありまして、残念ながら実績、申請は1件もなかったというような状況でございます。

ただし、平成29年度につきましては、国のほうもこういった状況を見てか、その要件なんかを緩和いたしました。助成上限額を24万円まで拡充、あと所得要件についても、これまでの300万円から340万円まで緩和したというふうに伺っておりますので、こういったことを

さらにPRしながら、実績につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） その所得要件300万円未満ということで、所得要件によって助成を受けられないという方がほとんどなんであれば、制度の意味がないわけですよね。国の制度ということですから、外の自治体でも多分同じ要件でやっていらっしゃるんだと思いますが、これについては、自治体間の競争ではなく、ということは、本市の戦略でも何でもないんじゃないのかなと私は思うんですけれども、今年度は世帯合計の所得要件が300万円未満から340万円未満に緩和されたということですから、今後申請がふえるのかどうか、それでも難しい所得要件だとして申請がないようであれば、そもそもこの制度での市の負担というのは4分の1というふうに伺っていますけれども、それだけの金額は持ち出しで市が負担するつもりがあるわけですから、であれば、その金額の範囲で助成額は減らしてでも、1世帯でも多くの方々に助成できるようにということを要望したいなというふうに思っております。

それでは、子育て支援の1つ、子供が安心して遊べる場所の整備として、来年度に宮の池公園リニューアルとございますが、リニューアルの内容と都市公園の遊具の維持管理についての市の方針をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、維持管理方針についてお答えいたします。

都市公園にある遊具の維持管理につきましては、通常点検診断を実施し、必要に応じて修繕しているというところでございまして、今後もこの方針に変更はないというふうに伺っております。

次に、宮の池公園につきましては、既存の施設が整っていることから、子育て世代への支援の一環として施設のリニューアルを実施しているところでございます。

リニューアルの内容でございまして、平成27年度はコンビネーション遊具の修繕、平成28年度につきましては、旧額田幼稚園の低年齢向けのその遊具を移設したところでございます。

さらに、今年度はトイレの改修を予定しておりまして、今後は周辺整備等も行いながら、平成30年度にはリニューアルを完成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

これについては多くの小さなお子さんをお持ちの保護者の方、期待しているかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ところで、これ総合戦略の事業からは外れるんですけれども、これ建設部長にお伺いした

いんですが、自治会等に維持管理を委託している地域の小規模公園があるかと思うんですけども、この遊具が壊れていたりなんかして危険だから撤去してほしいといったところもあるでしょうけれども、私の聞く範囲では、子供たちが本当に身近な場所で安心して遊べるように修理してほしいんだという声のほうが多数あるんですけども、その辺の小規模公園の遊具の維持管理について、市の方向性というものはどういったものになっていますでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

小規模な公園の遊具につきましては、地元自治会等からの連絡を受け、現状を確認し、要望等を踏まえ、修繕、あるいは場合によっては撤去するなど、適宜対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ということは、必要があれば修繕して残すよということですよ。それでよろしいですね。はい、わかりました。

では、次に仕事と子育ての両立支援の1つ、再就職、再雇用、支援の強化として、女性向け相談会を開催したようではありますが、どのようなものだったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

本来であれば、女性の就労につきましては、働きながら産み育てることができる環境づくり、これが必要となっているところでございます。ただし、現実には残念ながら出産を機に退職せざるを得ない、こういった女性が多いというのも現状だと考えております。

このため、出産等の理由により一度退職した方の再雇用の支援、これを実施し、女性が働きやすい環境づくりを進め、安心して子育てができる環境を整えることが重要となっております。

本市におきましては、ハローワーク主催によるマザーズセミナー、これを開催しております。平成28年度には11月に開催したところ、16人の参加者がございました。

また、この開催時には保育所の職員も同席し、就職後の保育制度等についての相談も同時に実施し、大変好評だったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

そのマザーズセミナーですか、16名の参加があって、就職後の保育制度等についての相談

も同時に実施して好評だったということなのですが、では、16人参加して何名採用されたのかですよ、正規社員としてね。

ですから、一度退職してお子さんを持ってからの正規社員としての再就職というのは、やはり難しいんですよ。そういう方が私のところにも相談に来られる方がいます。それで、環境づくりとして市ができることというのは、やはりマッチングなのかなということだと思いますので、そのような機会を数多く提供できるようにお願いをしたいというふうに思います。

それでは、最後4つ目の基本目標、時代に合った地域の創造戦略に関する活力あるまちづくりとしてのたまり場設置事業ですが、どのような事業なのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

たまり場設置事業につきましては、地域の緩やかなコミュニティ活動の場として、地域の子供や高齢者、こういった方々が公民館等にたまり場として集まって、地域の方が子供たちに勉強や遊びを教えたり、もしくは高齢者の話し相手になったり、高齢者と子供が昔遊びをする、こういったことの活動について、これらを実施する自治会等をはじめとする団体への支援、こういったことを想定している事業でございます。

具体的な支援内容といたしましては、たまり場設置事業開始に必要な机、椅子、勉強道具、遊具といった備品購入費、こういったものを想定しているところでございます。

また、その社会福祉協議会が実施しているふれあいいいきサロン、こういった事業がございますが、これとの連携も含め、地域のコミュニケーションの活性化につながり、子育て支援やその高齢者の生きがいづくり、こういったことにも寄与できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 地域のそういった身近なところにそういった場所があるということは、高齢者の福祉政策においてもとても有効だということで、前の教育厚生常任委員会からも執行部に要望書を提出しているんです。ただ、自治会内に公民館や集会所がない。あってもとても今ご答弁があったようなことができるようなスペースも備品の置き場所もないところもあると思うんですよ。

ですから、部長おっしゃるように、社会福祉協議会さんとの事業の連携やまちづくり委員会等のご意見も聞いて、制度設計のご検討を、これからしっかりお願いしたいなというふうに思います。

では、次に新たに導入された区域指定制度についてですが、早速この制度を利用した開発許可申請などの動きはございますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

指定された区域における6月1日現在での開発許可申請件数、これについてでございますが、現在のところ、中台で2件、戸で1件、鴻巣で1件の、都合4件となっております。

なお、現在のところ、その大規模、例えばその1,000平米以上といったその大規模な宅地造成等に係る開発許可申請、こういったものは上がっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 執行部のこれまでのご説明で、この区域指定制度導入の主目的は、既存集落の維持だと私は認識しております、決して大規模な宅地造成の開発ありきではないというふうに私は思っております。制度が導入された以上、その主目的が本当に成果としてあらわれるのを個人的には半信疑問を持っているんですけども、これは期待しております。ぜひ、いい方向にこの主目的が達成できるように頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次に空き家の利活用について、空き家バンクの検討、開設とございますが、検討状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

空き家バンクの検討についてでございますが、空き家バンクの実際の賃貸や売買、これらに関する手続きにつきましては、法律上は市では実施できない、かようになっております。このため、市では茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結するなど、仲介業者の推薦をしていただく、こういったことを想定しながら準備を進めているところでございます。

また、物件の登録につきましては、物件の所有者からの申請に基づき、建築基準法などの法的に問題がないもの、これについて登録を行うこととしておりますが、その登録要件の整備やホームページを活用してのその物件の「売り手または貸し手」と「買い手または借り手」とをマッチングさせることができるよう、周知方法も含めた事業の制度設計、これの検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 「売り手または貸し手」と「買い手または貸り手」がお互いどこまでやるのか、その点が折り合うのかなという心配もちょっと私はしているんですけども、市のほうは、登録要件を整備した上で、あくまでも情報提供とマッチングということでございます。ただこれは市の事業として本気でかつ早急にやりませんと、使える空き家そのものが使えなくなってしまう可能性もあるわけですよ。ですから、所有者の方に対する市の積極的なアプローチが必要だなというふうに、私は思っております。

それから、あとデマンド交通運行事業と県央地域定住自立圏構想についても質問したいの

ですけれども、この件は次の質問項目の中でお伺いをしてまいります。

最後に、この実施計画一覧表には、数えましたら57の事業の計画があるわけですが、これらの事業の中で、その事業は外のどこの自治体でも実施していないとか、外でもやってはいるけれども、那珂市は、例えば助成金額は外の自治体以上に出していますよといったような先進事例といいまじょうか、那珂市の売りともいいまじょうか、外の自治体住民に自慢できるような事業はございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） この総合戦略の中での先進的な取り組み、那珂市ならではの取り組みといったお尋ねかと存じます。

この場では、代表的なものを3つご紹介させていただきたいと存じます。

まず、基本目標1の安定した雇用の創出戦略におきましては、6次産業化の推進の一環といたしまして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構により開発された、米ゲルを使った産品開発が挙げられます。

現在は、7事業者により9品目の産品開発が進められており、今年度の販売開始を目標としているところでございます。

2点目でございますが、基本目標2の那珂市への人口還流戦略におきましては、シティプロモーションの推進の一環といたしまして、いい那珂暮らしのロゴマークの制作、それと市と市民の方などと協働で活動を進めるために組織したいいい那珂暮らし応援団が挙げられるかと存じます。

いい那珂暮らしのキャッチフレーズのもと、応援団員の皆様とともに市の魅力度向上に係る活動を展開し、郷土愛の醸成、地域の活性化にもつながるような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後3点目でございますが、基本目標4の時代に合った地域の創造戦略におきましては、地域資源の活用の一環としまして、静峰ふるさと公園魅力向上への取り組み、これが挙げられるかと考えております。

今年度、地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、年間を通して幅広い世代が楽しめるよう、公園のリニューアルを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

そもそも、このまち・ひと・しごと創生というのは、東京一局集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした国の地方創生という一連の政策でありまして、その交付金は、決して補助金のばらまきではなく、地方が競争し創意工夫をしたところに予算を配分されるはずの政策です。

したがって、当然本市にとりましても、魅力的なまちをつくり、安定した雇用をつく

り、人口減少に歯どめをかけるということが目的でなければなりません。外の自治体にはないような魅力的な事業、つまり、那珂市独自の取り組みでなければ、他市町村との競争には勝てません。例えば、島根県の内陸部にある邑南町のように、実際に自治体独自の取り組みで移住者をふやしている地域もございます。

ただいまご答弁いただいたような先進的な取り組みだという事業が、地方創生の目的の成果として本当に期待できるのかという疑問もなくはないのですが、いくら地域の強みを生かしたとしても一朝一夕に達成できるものではございません。

本当に成果が出てくるのは、5カ年計画の後10年ぐらい先だと思います。できることから取り組んでいく、一つ一つの積み重ねしかないと考えますが、10年スパンで地方の将来を考えるのであれば、私の持論である全ては人という点において、まずは何よりも先に人を育てるといった施策があつてしかるべきだし、その点が乏しいと感じている私であります。

では、次の質問項目、県央地域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業についてに移ります。

まず、基本的なこととして、この共生ビジョンの目的についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

茨城県央地域定住自立圏は、水戸市を中心として那珂市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村が役割分担し、圏域全体として定住に必要な生活機能の強化や結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を確保し、県央地域における定住の受け皿を形成するものでございます。

共生ビジョンは、この協定の実現を目指して、「安心して住み続けられる、笑顔で行き交う圏域を将来像」に掲げ、具体的な取り組み内容を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいまのご答弁でもそうなのですが、私がいただいている水戸市が作成した茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンを拝見しましても、あと、これ5月25日に茨城新聞「水戸市特集」ということでの記事が出ておりまして、その中に定住自立圏について書かれております。これ水戸市のご発言だと思うんですけども、市町村が相互に連携、協力し、圏域全体で必要な生活機能を確保するというようなことが書かれています。

こういったものを見ましても、「圏域全体として定住に必要な」ということで書かれておりますので、私は協定を締結している県央地域の9市町村が地域全体のこととして連携して一つ一つの事業に取り組んでいくという認識だったんですけども、それは大きな誤り、私の認識不足だったようです。あくまでも、水戸市と各市町村が1対1で取り組む事業であつて、例えば、公の施設の広域利用では、那珂市民も茨城町ですとか笠間市などの施設も地元住民と同じ条件、同じ料金で利用できるといったものがございましたが、そういった広域連

携ではないということでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、県央地域定住自立圏は、中心市である水戸市と周辺市町村が1対1の協定、これを締結し、相互に役割分担して連携を図ることを目的としております。

しかし、一方で、これまで県央地域首長懇話会として取り組んできた広域観光の推進、環境問題への取り組み、公の施設の広域利用など、県央地域9市町村が一体となり、継続して取り組んでいくメニューもあるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、共生ビジョンにおける具体的な取り組み内容として何分野で何事業ぐらいあるのか、具体的にお教えてください。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

共生ビジョンにおいては、生活機能の確保や地域の活性化に資する取り組みなどを通じて人口の定住につなげるとともに、圏域全体の活力を創出し、持続可能な圏域づくりを目指し、7分野22事業を定めております。その分野を以下、紹介させていただきます。

まず1つ目が、医療分野でございます。具体的には初期救急医療の充実や医師及び看護師等確保に向けた取り組みの推進でございます。

2つ目としましては、福祉分野、具体的には県央地域成年後見支援事業の実施、成年後見制度の普及啓発となっております。

3つ目に、産業振興分野がございまして、具体的にはいばらき県央地域観光協議会を通じた広域観光の推進が掲げられております。

4つ目、環境分野でございます。これについては、低炭素社会の実現を目指した取り組みの推進が掲げられてございます。

5つ目、教育分野でございますが、これについては、体育施設や図書館などの公の施設の広域利用の推進が掲げられております。

6つ目、地域公共交通分野でございますが、これについては、圏域全体における公共交通の課題等の調査、研究、取り組みの推進が掲げられているところでございます。

最後になりますが、7つ目、人材育成分野でございます。これについては、職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加。

以上、7つの分野と、それぞれの事業をご紹介させていただきました。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

7分野22の事業ということで、ただいま7つの分野のご説明をいただきました。どれも重要な取り組みだとは思いますが、那珂市としての課題、要望が、このビジョンにどれくらい反映されているのか、またこの取り組みによって那珂市としてどのような成果が期待できるのかという点が、市民の一番の関心事かと思えます。

今日はこの7つの分野の中から、1番目の医療分野と、これ午前中の寺門議員のご質問と一部重複してしまいますが、それから、6番目の地域公共交通の分野です。この2つの分野について、那珂市の課題とビジョンへの反映、期待できる成果についてまとめてお伺いしたいと思えます。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、医療分野についてでございますが、医療分野での課題としては、現在、市内には休日夜間診療所や救急医療二次病院がないというような状況にありまして、これらの整備を市単独で行うことが困難であることから、近隣市町村との連携に頼らざるを得ない、こういった状況でございます。

こうした中、水戸市との連携により、休日夜間診療所の運営支援や救急医療において必要となる医師及び看護師等を確保する方策の検討、これを県央地域全体で取り組むことにより、安定的な医療提供体制が構築でき、住民生活の安心度が向上すると考えてございます。

また、地域公共交通分野についてでございますが、利用者の減少に伴う路線バスの廃止が続く中、公共交通をいかに維持していくか、また代替手段をいかに確保するかといったことが課題となっております。

交通手段を持たない高齢者や障害者等、交通弱者の日常生活に必要な移動手段を維持・確保するためには、公共交通のさらなる利便性の向上を図り、それぞれの市町村域だけでなく、広域的な連携により市町村をまたいだ域外運行等の実現に向けた検討、取り組みを推進し、持続可能な地域公共交通体系を構築していければと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

医療分野については、那珂市では特に産婦人科や小児科の不足、また休日夜間診療所や救急医療二次病院がないことから、この取り組みには大きな期待がかかります。

また、地域公共交通分野については、現在市内に限定されたデマンドタクシーの運行が水戸駅や水戸市内の病院等への乗り入れができるようになれば、利便性は大きく向上するものと思えます。一日も早い実現に向けて協議を進めていただきたいというふうに思えます。

ただ那珂市全体を見た場合、全ての方が水戸市の病院へ行きたい、行くとも限りません。ひたちなか市にも大きな病院がございますし、水戸市へ行くよりも近いという方も多いと思

います。公共交通についてもそうです。水戸市内ではなく、ひたちなか市の勝田駅や病院、東海駅などに直接行きたいという方も多いでしょう。ちなみに、ご存じだと思いますが、水郡線の常陸津田駅はひたちなか市ですから、現時点でもこの共生ビジョンの取り組みにおいても、デマンドタクシーでは行けません。

このように、水戸市以外との連携も同時に進めていただきたいというのが市民の願いかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

水戸市以外との連携についてでございますが、例えば、先ほど答弁した地域公共交通分野での課題についてでございますが、水戸市との調整だけで完結するものでは、当然ございません。まずは、水戸市との連携を5年のうちに確実に実行できるよう協議を進めていくとともに、同じような行政課題を抱える近隣市町村、これらとの協議調整も不可欠でございますので、同様に進めてまいりたいと、かように考えてございます。

課題の解決に向けて、水戸市以外の市町村ともまちづくりのさまざまな分野において、足並みをそろえながら、相互に連携・補完し合うことで、より効果的な体制づくりに向けて、定住自立圏の中で連携が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 先ほど、この定住自立圏のこの協定は、水戸市との1対1の連携なんだというようなご答弁をいただきましたけれども、先ほどちょっと見てびっくりしたんですが、寺門議員提出の配付資料で、休日夜間診療は、那珂市民もひたちなか市の休日夜間診療所を、これ使っているんですね。これあれ、何かさっきのご答弁とちょっと違うなというふうに思ったんですけれども、これについてはいかが、どうなんでしょうか。保健福祉部長からちょっとご答弁いただけますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたが、初期救急医療の対応として、水戸市以外でもひたちなか市の休日夜間緊急診療所や笠間市立病院などで受診ができるというふうに答弁しておりますが、協定の前も、こちらのほうのひたちなか市の診療所等にはかかることができておりました。那珂市民から電話して、あなたは那珂市民だからだめですよなんていう対応はとっておらず、利用できるような形になっていました。

そのような中、今回この協定を結んだことによりまして、圏域内の市町村の住民もひたちなか市の市民の方と同じような形で受診ができるという環境を、改めて整えたということでございます。

こちらのことにつきましては、先ほど、12月にガイドブックを作成して配布するというこ

とでお話し申し上げましたが、この中に掲載しまして広く周知していければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。わかりました。

ただちょっと疑問がありまして、水戸市にはお金を払っているんですね。でも、ひたちなか市には払っていないんですね。水戸市にお金払う必要があるのかなと、那珂市民だからだめだと断られないんですねというふうにはちょっと疑問があるんですけども、それはいいです。

企画部長に、今のようにこの広域、いわゆるこの定住自立圏の協定ではないけれども、もう既にこういうところは利用できるよとかというのが、今のお話のように外にももしあるのであれば、その辺をまとめていただいて、後でもいいので、ちょっと資料としていただけないかなというお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどの部長のご答弁で、水戸市の連携を確実に実行できるよう協議していくとともに、近隣市町村との協議も同様に進めてまいりたいということでございますから、同時進行するというふうに理解させていただいてよろしいですね。はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

それと保健福祉部長に改めてちょっとお願いなんですけど、休日診療については、平成29年1月31日付で那珂市議会の教育厚生常任委員会から海野市長宛てに子育て支援に関する要望書というものを提出しております。宮本副市長にお渡しした記憶があるんですけども、その中で「安心して子育てができる医療体制の整備について」という項目がございまして、市内、いわゆる水戸市とのではなくて、市内においても、病院不足をカバーする手段として、県が行っている茨城子供緊急電話相談の周知の外、那珂市の医師会と連携し、休日当番医の診察時間の延長、休日診療を検討してほしいというような要望書を出しております。今、医師会のお話をしましたが、医師会の先生方との意見交換の中で、相談に乗るよと言ってくださっていますので、ぜひご相談もしていただいた上で、那珂市内においてもカバーできるというものを検討いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の質問事項、他市との合併に関する市長の発言についてお伺いいたします。

本年2月、他市の議会との議員交流会が開催されました。私は都合により出席できなかったのですが、その席で来賓として出席された海野市長が、ご挨拶の中で、当該市との合併についてお話をされたというふうに伺いました。

私の外にも出席できなかった同僚議員もおりますので、どのようなお話をされたのか、市長から改めてお話を伺いたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） まず最初に、傍聴している方もおりますので、他市というのはどこな

のか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 反問権ですか。
（発言する者あり）

○10番（古川洋一君） でしたらば、きちんと反問権としておっしゃってください。

○議長（中崎政長君） 市長からの反問権です。
古川議員。

○10番（古川洋一君） 水戸市でございます。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 初めからそうおっしゃっていただければ答弁がしやすいんですけども。

確かに今年の2月20日だったと思います。那珂市と水戸市の議員交流会というのが、水戸市の議長さんのほうからの呼びかけで、水戸市内でありました。その席にお招きいただきご挨拶もしております。

水戸市とはこれまで県央首長懇話会における事業連携の実績もあり、県央地域定住自立圏での連携も今年度から具体的な協議を実施していくところであり、人口減少社会のさなかにあるものの、茨城県の中心となって今後も持続可能なまちづくりを進め、強力な連携体制のもと、ともに圏域を盛り上げていきたいと思いますという内容のものでございまして、あくまでも定住自立圏における水戸市との連携を図るという趣旨の発言であったというふうに記憶しております。

いずれにしても、2月20日のお酒も伴う懇親会の席でございますので、明確な発言内容は覚えておりません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 発言は覚えていないということなんですが、今おっしゃったような趣旨だったのかどうか、趣旨ですよ。趣旨だったのかどうかは、これご本人しかわかりませんが、それだけの趣旨であるならば、合併という言葉を出す必要性は全くないわけでありまして、海野市長の前にご挨拶された水戸市長、そして水戸市議会議長からは、合併という言葉は一切出なかったと。海野市長から合併という言葉が出て、那珂市議会だけではなく、水戸市議会議員もみな驚いたというふうにお聞きしております。もちろんこのような質問をする以上、私もきちんと確認をとっております。

そもそもこの交流会が行われた理由なんですが、首長懇話会とか定住自立圏の連携も水戸市と那珂市だけの話ではないですよ。であれば、なぜ那珂市議会とだけ交流会が必要だったのでしょうか。それは、某首長さんいわく、水戸市長との話の中で、他市町村の首長は全員、少なくとも自分の在職中にはそのような話にはならない。つまり、合併など考えていな

市長ですよ。私はそう言われたと、はっきり言いました。だから、水戸市議会は那珂市議会との交流会を申し込んだと、それに間違いはないですよとおっしゃっているんですよ。よろしいですか。

ですから、覚えていないような話を両市議会の議員を前にして、まして水戸市長、市議会議長がいらっしゃる中で、覚えていないような話はしないほうがいいと思いますよ。どう思いますか。今まで何度も私、苦言呈してきたつもりですよ、ひたちなか市での発言とか。いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市長にね、高橋市長によく確認してみます。それが本当であるとすれば、私と高橋さんとの信頼関係が壊れてしまうことにもなるだろうし、もしあなたの言っていることが虚偽、うそであれば、ちゃんと公の場で謝罪をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） じゃ、そのとおりだった場合はどうするんですか。もう結構です。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告4番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を15時といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 筒井 かよ子 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 那珂市の魅力発信について。2. マイナンバーについて。3. ファミリーサポートセンター事業について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

[5番 筒井かよ子君 登壇]

○5番（筒井かよ子君） 議席番号5番、筒井かよ子でございます。

本日の一般質問最後となりましたので、皆様、よろしくお願いたします。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、那珂市の魅力発信について質問いたします。

こここのところ、茨城県は大変注目を集めています。魅力度47位というのも、一つの発信方法かとも思いたくなります。今年初場所の大相撲稀勢の里関の横綱昇進に沸いて、さらにけがを負っての奇跡の逆転優勝をなし遂げ、見事な感動を与えてくれました。さらには、出身地が牛久市だ、竜ヶ崎市だとの取り合いもあり、連日茨城県がテレビ報道で取り上げられ、そこに来て、今般の高安関の大関昇進でまたまた一躍有名な県になりました。追い打ちをかけるように、4月からのNHK朝の連続テレビ小説「ひよっこ」では、奥茨城村が登場し、見事な方言が飛び交っております。県北の風景が映し出され、出演している役者さんたちが外の番組で語る茨城県のもろもろが放送されて、おもしろおかしく紹介されているのはうれしくなります。

先日、私は全国から集まる女性議員の研修会に出席の折、名刺交換をするときに、茨城県那珂市ですと言っても、皆さん、えっというような顔をされるのですが、「ひよっこ」の茨城県ですと言いますと、すぐに納得していただいだけ、その後話が弾みました。ただ「ひよっこ」旋風も、昨年の県北芸術祭に続いて、県北にばかりおいしいところを持っていかれてしまい、ちょっと手前の県北の玄関口那珂市はどうすればよいのでしょうか。住みよさでは上位にあります、いまいちというところでは。

なんとかアピール方法をとということで、過去に平成27年3月定例会の一般質問にて観光大使の制定について質問したことがあります。そのときの答弁は、観光大使の制定は考えていない、ふるさと大使の方々に観光大使的役割も兼ねた活動をしていただいっており、必要に応じて職員が対応しているとのことでした。その後、他の議員もこの件について質問はしておりますが、状況は変わっておりません。参考までに茨城県内において、平成28年度現在、44市町村の中で23の自治体に観光大使または親善大使が制定されております。各自治体のふるさと大使は別枠であります。

参考までに、水戸市の梅大使はもちろんのこと、常総市の観光大使千姫様や鉾田市PR大使、日立市さくらメイツ、常陸大宮市観光大使、ひたちなか市親善大使、城里町城里PR部長、笠間市にも観光大使などが制定されております。

私は、ふるさと大使と観光大使・親善大使は活動の場が違うと考えております。ふるさと大使は、市の外で那珂市をアピールしていただく。観光大使または親善大使は、市の内外で那珂市を盛り上げていく。那珂市のイベントの紹介やイベント当日の盛り上がり、特産品の県内外へのアピールなどの情報提供時、メディアへの対応など、ただ華としているのではなく、市内の現状を把握し、観光とともに歴史をも語る総合案内ができることなどを希望して、観光大使・親善大使が必要であると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市の魅力を市内外へ広く発信していくためには、議員ご提案の観光大使や親善大使の設置は効果的であり、1つの方策であると考えてございます。

このような中、市といたしましても、従来のふるさと大使に加えまして、名称は大使ではございませんが、平成26年度に1人、平成27年度に1人、合計でお二人の方を観光協会宣伝部長として委嘱したところでございます。

お二人には、市の観光PR、市のイメージアップを図っていただくため、昨年度におきましては、市内のイベントといたしましては、八重桜まつりやひまわりフェスティバル、また市外のイベントといたしまして、県人会あるいは台東区などのイベントに参加をしていただき、市の魅力発信の一翼を担っていただいたところでございます。

また、お二人につきましては、元ミスユニバース茨城大会におきまして、グランプリ、準グランプリに輝いた経歴をお持ちで、かつ那珂市の出身でございまして、市のことを大変知っている市民でございますので、市の観光PRをしていただくのにはこれほどふさわしい方はないというふうに思っております。

このことから、現時点におきましては、この宣伝部長によるPR活動を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今、部長がおっしゃられたように、確かにすばらしい美女ですので、那珂市としては誇りに思います。しかし、美し過ぎてちょっと近寄りがたいのです。これは私のひがみでしょうか。

外の自治体の名産物品のPRのためのテレビ報道や新聞記事で、あるいは県知事訪問時に観光大使と一緒に写真を見るにつけ、那珂カボチャやブランド認証品の紹介などのとき、那珂市にもぜひこのような大使がほしいと思います。女性とは限りません。男性もよいと思います。例えば、海の王子ならぬ那珂の王子のような形でいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 先ほどもご答弁しましたとおり、当面は、このお二人で宣伝部長を務めていただきたいというふうに思っております。

ただ議員おっしゃりますとおり、各種イベントでの魅力発信とは違い、新聞やテレビ、そういったメディアによる情報伝達の方法として、後々まで残るものよりインパクトの強いものを見せたほうが、さらにPR効果は高まると思いますので、情報発信の方法につきましては、今後工夫をしまいたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） これからもなんらかの方法を駆使して、より一層のインパクトのあ

る情報発信を期待しております。そして、市内全体が盛り上がり、外に発信していただけるものと考えています。

では、続きまして、静峰ふるさと公園の整備内容についてお伺いいたします。

今般の八重桜まつりでは、多くの催しが行われ大盛況でした。中でも、ふるさと大使のまついえつこさんのコンサートが行われ、観客も地元の歌に酔いしれておりましたが、そのステージがちょっと傷んでおりまして残念でした。

今後、静峰ふるさと公園の整備が計画されておりますが、あのステージの整備も計画の中には入っているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用しまして、5カ年での整備を計画をしているところでございますが、整備内容の詳細につきましては、静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会の中で、検討を現在しているところでございます。

まず、今年度につきましては、園路の整備、児童用遊具の設置、展望台の整備を行うなど、公園のさらなる魅力向上、交流人口の増加の拠点として静峰ふるさと公園の整備を実施する予定でございます。

ご質問の水上ステージにつきましては、議員ご指摘のとおりでございまして、老朽化によりまして表面の塗装が剥がれ、非常に見づらく悪い状況ということは十分認識をしておりますので、翌年度以降、改修整備を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ステージと観客席がもう少し整っていれば、桜の時期以外でも野外イベントができると思います。例えば、夏の時期、ナイトガーデンコンサートとか、新緑コンサートなど利用できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えをいたします。

ステージイベントに関しましては、現在でも八重桜まつりで音楽関係等のイベントを実施しておりますので、機材等を設置しまして出演者が演奏することに関しては、なんら問題がないのかと思っております。

ただご指摘のありました観客席の数が少ない、それから客席等に段差があり、子供たちには使いづらい点があるなど、課題があるということは十分認識しておりますので、翌年度以降のステージの改修時期に合せまして、観客席のあり方、改修内容等につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 水上ステージは貸し出しも可能でございますね。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

水上ステージ貸し出しは、議員おっしゃるとおり可能でございますので、市民団体等の方々に広く利用していただけますよう、市のホームページ等で周知を今後図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 静峰ふるさと公園、大変景観に恵まれた公園の中のステージですので、広く利用していただき、四季を通して那珂市の魅力のポイントの1つになれば素晴らしいと考えております。

では、次に俳句ポストの設置についてお伺いいたします。

一昨年にNHK「俳句王国がゆく」という番組の収録が、ふれあいセンターらぼーるで行われたのは、皆さんもご存じかと思えます。座席は抽選にて落選の方は入れなかったほどで満席の状態でした。市内外の多くの俳句ファンが集まりました。那珂市代表の方の絶妙な俳句が紹介されて大変盛り上がりました。さらに、昨今、テレビの俳句の番組が話題を呼んでいます。

ちなみに、近隣では大子町は俳句の町として氷瀑俳句大会という大会が行われ、全国から俳句の応募があり大変盛況です。この大会には、もちろん町長さん、議長さんも参列しており、俳句を披露いたします。しかし、入賞はしておりません。さらに、袋田の滝や茶の里公園など観光地に俳句ポストが置かれており、小・中学生も参加して活発に展開されています。全国的には高校生の俳句甲子園という大会も開催されており、白熱した俳句のバトルが繰り広げられ、一見の価値があります。

こうした状況を踏まえ、那珂市の観光スポット、あるいはイベント開催時に合わせて俳句ポストを設置し、投稿された俳句を審査の結果、優秀な句を表彰してはいかがでしょうかと伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市の魅力を広く発信し、観光の振興を図る上で、また交流人口を増加させるためには、議員からご提案のありました俳句ポストの設置は一つの方策であると思えますので、今後市で実施しますイベント、例えば、八重桜まつりや那珂のひなまつりの期間中に俳句ポストを設置していく方向で考えてまいりたいと思えます。

また、投稿された俳句につきましては、観光協会のホームページの掲載や、いい那珂暮らし応援団のフェイスブックへの投稿もできると思えます。さらに、すぐれた作品につきましては、市の特産品を贈ることもよいのではないかと思います。

ポストの設置にあわせまして、設置後の運用につきましても、今後検討をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 俳句によって那珂市の文化的価値の高まりや話題性にもつながっていくことを期待いたします。那珂市には、神社仏閣も多く、古くからの伝統的な文化もぜひ継承していきたいものです。

今の答弁の中にもありましたが、いい那珂暮らし応援団について質問いたします。これは、先ほど古川議員の質問の中にも出てまいりましたが、重ねて質問させていただきます。

地方創生の一環として、いい那珂暮らし応援団を設置されましたが、その目的をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

設置目的でございますが、市が元気になる活動を心から応援してくれる人たちの輪を全国に広げ、市と市民及び団員双方向の連携を通して、市の知名度の向上と活力あるまちづくりの推進を図ることとしております。また、市民の郷土愛の醸成にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） スタートしてまだ間もないようですが、現在の活動状況を教えてください。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

応援団の具体的な活動についてでございますが、ふだんの暮らしの中にある市の魅力を発見・発信すること、事務局が企画する情報交換会、講習会等への参加、市への来訪機会の提供等になります。

活動を開始するにあたり、本年1月から応援団の募集を開始し、5月31日現在での団員数は420名となりました。

さる4月22日には、しどりの湯においてキックオフイベントを開催したところ、約50人の参加を得て、SNSを活用した情報発信の講習会並びに市民との意見交換会を実施したところでございます。

また、4月から開設した専用のフェイスブックにおきましては、市や応援団員双方で市の魅力を発信し、5月31日現在で97件の投稿が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） まだ日が浅いにもかかわらず、かなりの投稿があるということはいずれの限りです。

それでは、今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今後についてでございますが、今後は情報発信の強化を図るため、応援団員から地域資源に関する投稿や情報提供をふやすこと、フェイスブックのフォロワーや「いいね」をふやすこと、またこれらの地域資源を市と応援団員の双方で地図化できる基盤の構築、さらにはさまざまなメディアの活用等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、これらを活用し、市への来訪者の増加を目指すとともに、今後応援団員への特典を付与してくれる協賛店の募集や、首都圏や県南地域等にお住まいの方を対象とした地域資源をめぐるモニターツアー等の取り組みにより、地域の活性化にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 私もこのいい那珂暮らし応援団の団員であります。ますます活発に展開され、那珂市が広く発展していくことを強く願っているところです。このモニターツアーの取り組みなど大変すばらしいかと思っております。

では、続きまして、マイナンバーカードについての質問をさせていただきます。

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であると認識しております。

ところで、マイナンバー通知カードの配布率は現在どのくらいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

マイナンバー通知でございますが、地方公共団体情報システム機構から送られてくるものでございまして、これの配布率につきましては、4月30日現在ですが、99.1%となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） このような配布の場合、100%というのはかなり難しいと思いますが、この数%まだ配布されていないというのは、どのような場合でこれが配布されないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

このマイナンバー通知ですが、簡易書留で送られてまいります。したがって、お留

守ですとか受け取られなかった場合には、郵便局が保管いたします。保管期間が決まっております。保管期間が満了いたしますと市のほうへ戻されるというような手はずになっております。その受け取られなかった方は保管期間中に郵便局へ行くか、市のほうにとりに来るかということになります。まだとりに来られていない方が0.9%ですか、いらっしゃるということでございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 了解いたしました。

それで、このほとんど配られておりますマイナンバーカードですが、交付率はどのくらいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

マイナンバーカードの交付率というご質問でございます。

マイナンバーカードの交付率につきましては、これも4月30日現在でございますが、8.25%となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） これは全国的にもかなり低い数字が出ておりますが、やはり那珂市でもこのような少ない数値でございますね。執行部としては何%を目指しておりますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 執行部といいますか、市で何%を目指すのかというご質問でございます。

これにつきましては、国のほうでロードマップというものをつくっております。マイナンバーカードに健康保険証機能などを集約いたしますワンカード化というものの推進をいたしまして、法律の施行後3年を目途に国民の3分の2に当たる8,700万枚の交付を目指すというふうしております。

本市におきましても、まずは3年間を当面の普及目標期間と考えておまして、平成26年10月に社会保障・税番号（マイナンバー）制度といいます。導入に向けた基本姿勢というものを作成しております。

この中で、健康保険証機能のマイナンバーカードへの集約化など、今後の制度展開を考慮いたしまして、国に準じて市民の約3分の2に当たります3万7,000枚の交付、普及を目指すところがございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在のところ残念ながらマイナンバーカードへまだ健康保険証機能等が集約化されておられませんので、普及が伸び悩んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 先日の新聞にも、高市早苗総務大臣が、マイナンバーカードの活用
の方法と必要性を熱く語っておられました。そして、今後、このカードが社会生活で大変重
要になることも力説していました。

しかし、私はその前の段階について懸念をしております。なぜなら、マイナンバーカード
を申請する方法が、高齢者にとっては複雑であり、大変面倒なのです。

マイナンバーカードの申請手続と今後の利用についてお伺いいたします。

手続書類をそろえて郵送やネットなどで申し込みますが、郵送の場合、一家族にまとめて
届いた書類には返信用封筒は1通であります。一度に全員ができない場合、さらに別の封筒
を用意し、宛先を書き切手を張り郵送になりますが、これがとても面倒であります。その他
で何かよい方法はありますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、マイナンバーカードの申請につきましては、手順としましては、地
方公共団体情報システム機構から送られてまいりますマイナンバー通知書とともに、マイナ
ンバーカードの交付申請書に必要事項を記入しまして、返信用封筒、これに返信用封筒も同
封されておりますので、申請書に自分の署名、あるいは記名、押印をいたしまして、顔写真
を張りつけて返信用封筒で郵送するという手順になります。また、パソコンですとかスマー
トフォン、あるいは市役所の正面玄関の前にも設置しております証明用写真機から直接申請
することもできます。

ただ返信用封筒は議員ご指摘のとおり、一家族に1通しか入っておりませんので、同時に
申請できない場合は、返信用封筒が足りないということになります。そういった場合には、
市役所のほうへ申請書をお持ちいただければ、市役所からまとめて郵送するということもや
っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 少々お待ちください。

しかしながら、私の周りでもほとんどの方がまだ手続をしていません。理由は面倒だから
です。写真を撮るのが面倒とか、記入するのが面倒、手続の方法がよくわからない、なくて
も不便を感じないなど、高齢者世帯では特にこの傾向があります。申請手続に際して写真撮
影や記入方法など、市役所にお手伝い窓口を設けてはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 申請に際して、市役所にお手伝い窓口を設けてはどうかとい
うご提案でございます。

現在マイナンバーカードの窓口につきましては、そのマイナンバーカードを交付するた
めの窓口といたしまして、その際にはパスワードの設定等がございますので、市民課のところ

に専用にかけているところでございます。

ただカードの申請ということにつきましては、市民課のほうに相談があった場合には、市民課窓口で申請書への記入方法ですとか、あるいは先ほど申しましたように、正面玄関にあります証明用写真機の取り扱いの説明など、その申請の補助をさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） マイナンバーカードに、申請手続その他に関する出前講座が設けてありますが、どのくらいの方数が受講されましたでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

出前講座はご承知のとおり、申し込み制でございまして、これまでのところ1団体からしか申し込みはございませんで、受講者は20名ということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） では、これからマイナンバーカードが必要な場面は、具体的にはどのようなときになるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在は住民票の写しなど、コンビニ交付を行っております。あるいは、国税の電子申告もできますので、そういったときにはマイナンバーカードが必要になってまいります。

また、本年秋ごろに本格稼働を予定しておりますマイナポータルでは、自宅からオンラインで保育所の入所申請ですとか、児童手当の現況届などが行えます子育てワンストップサービスというものが受けられるようになる外、自己情報、本人の情報のやりとりの記録の確認ですとか、行政からのお知らせを受け取るといったことなどができるようになりますが、いずれもその際にはマイナンバーカードが必要になってまいります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 本格稼働は平成29年秋ごろということは間もなくですね。

マイナンバーカードを普及させるためには、カードの利便性を高める必要があります。今後はどのような状況で利用される見込みでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、国では、マイナンバーカードの利便性を高める取り組みをわかりやすく発信するために、マイナンバーカード利活用推進ロードマップという

ものを策定いたしました。

このロードマップでは、マイナポータルの利便性向上として、子育てワンストップサービスの外に、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービスですとか、医療費通知を活用いたしました医療費控除の簡素化、あるいは国民年金保険料の免除該当者に対する情報提供の強化などが計画されております。

また、民間サービスに対する利用としましては、医療保険のオンライン資格確認ですとか、医療・健康情報へのアクセスの認証手段、あるいはインターネットバンキングへの認証手段ですとか、さらにはイベント会場等へのチケットレスの入場、あるいは不正転売の防止といった、行政や民間のさまざまな場面での利用が予定されているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今後の生活の中で必要性に迫られる事態になることを見越して、カード取得の方向へ考え方を転換することが必要であるということがわかりました。広くマイナンバーカードの取得を促していきたいと思っております。

では次に、ファミリーサポートセンター事業についてお伺いいたします。

現在のファミリーサポートセンター事業、活動内容はどのようなものがあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンターの主な活動内容につきましては、子育て支援サービスとしまして、保育所等への送迎、家事援助サービス及び提供会員宅で保育等を行う一時預かりサービスなどを行っております。さらには、高齢者や障害者の方への支援サービスとしまして、家の清掃など家事援助サービスを行っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ここでは、特に子育て支援サービスの中で多く利用されている内容はどのようなものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

子育て支援サービスのうち、個人利用されている方の中において最も多く利用されているサービスでございますが、母親が通院や買い物等で家をあける間に、支援の提供会員宅でお子様をお預かりして保育等を行う一時預かりサービスということになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） やはりお子さんの一時預かりが多く利用されているのは、随分この

サービスで助かっているお母さんがおられるということがわかります。

現在、一般的な子育て支援と言われるのは、働く女性を対象とするような風潮があります。しかし、お家で子供と向き合って子育てをされているお母さんへも、温かい支援が必要であると思っています。

ところで、現在の会員数は何名ぐらいおりますか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成29年3月末日現在になりますが、会員数は全部で368名となっております。

そのうち依頼会員、お願いする会員でございますが302名ということで、内訳につきましては、子育てに関しましては194名、高齢者に関しましては104名、障害者に関することにつきましては4名となっております。また、提供会員、まかせて会員は61名中、子育て支援の登録会員が54名となっております。さらに、提供会員もお願いするどっちも会員というのがあるわけなんです、そちらは5名となっております。

なお、提供会員、まかせて会員につきましては、毎年広報なか「おしらせ版」、チラシ等を回覧板に載せるなどして、会員募集を兼ねた講習会の開催や会員登録の案内をしておりますが、毎回数名ほどしか新規登録に至らず、なかなか会員がふえないのが現状でございます。

このように、若い方から登録希望が少ない状況もあることから、年々高齢化が進んでいるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 子育て支援が重要視される中、一番最初の手助けとして産前産後の不安な時期のお手伝いがあります。産後初めての赤ちゃんにどう接してよいか、母親は戸惑います。里帰り出産をされる場合は大変恵まれておりますが、頼れる親族が身近にいない場合、本当に心細く不安でいっぱいです。自分の腕の中に1つの小さな命を預かるのです。誕生の喜びとともに大きな不安も抱えます。泣きやまない赤ちゃんと一緒に泣くことだってあります。

他市のことですが、日立市では、平成28年から産前産後の世帯にヘルパーを派遣する産前産後ママサポート事業を開始しております。日中に家事を手伝う親族らがない妊婦や産婦が対象で、期間は母子手帳交付から出産後1年未満までだそうです。支援内容は食事の準備や後片づけ、洗濯、掃除などの家事、調乳準備などの育児、16年、17年は無料だそうです。このようなサポートがあると、どんなにかママは安心でしょう。

那珂市においても、産後だけでもよいと思います。一定期間、例えば産後6カ月のうちに10回とか15回とか、期限を区切って手助けを行う方法で、ファミリーサポートセンターに支払う利用料金に対する助成を行い、使われる方に低料金、例えば現在は1時間600円ですが、これを300円にする、もしくは無料にするという形で、産後のママにサポートすること

はできないでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、日立市においては、平成28年10月から産前・産後ママサポート事業を開始しております。日立市に利用申請を行い、利用決定を受けられた方は、母子健康手帳を受けてから産後1年までの間に20回を限度として家事、育児のサービスを無料にて利用することができます。

また、日立市では、市内の介護訪問事業へこの事業を委託してサービス提供をしているというようなことでございます。

なお、那珂市におきましては、産前・産後の方も対象とした家事、育児の援助支援をファミリーサポート事業の一部として、那珂市社会福祉協議会に委託して実施しております。

このように、日立市の事業につきましては、申請を行った上で利用決定する手続となっており、登録を行うことで自由に利用することが可能な那珂市のファミリーサポートセンターとは、委託先やその利用手続など異なる部分がございます。

議員おっしゃるとおり、産前・産後の時期につきましては、不安も大きく大変な時期であると認識しております。

今後は、家事・育児援助の利用者の状況等をよく踏まえながら、関係各課と連携を図り、利用の周知などに努め、問題点や課題を整理しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 担当部署や方法はさまざまあると思いますが、市民が子供が産みやすい、そして育てやすい環境の整備こそが重要であると思います。今後、調査研究を進めていただき、よりよい利用方法が生まれますことを期待いたします。そして、那珂市に元気な子供の声が響き合うことを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時50分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎時間の延長

○議長（中崎政長君） 会議時間の延長を行います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日6月16日金曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時15分

平成29年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月16日）

平成29年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年6月16日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案の質疑
- 報告第 1号 平成28年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第38号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第39号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第40号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市市民栄誉賞表彰条例
- 議案第45号 那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例
- 議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第48号 市有財産の取得について
- 議案第49号 市有財産の処分について
- 議案第50号 字の区域の変更について
- 議案第51号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第52号 物品売買契約の締結について
- 議案第53号 市道路線の変更について
- 日程第 3 議案等の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	大和田 和 男 君	2 番	富 山 豪 君
3 番	花 島 進 君	4 番	中 崎 政 長 君
5 番	筒 井 かよ子 君	6 番	寺 門 厚 君
7 番	小 宅 清 史 君	8 番	綿 引 孝 光 君
9 番	木 野 広 宣 君	10 番	古 川 洋 一 君
11 番	萩 谷 俊 行 君	12 番	勝 村 晃 夫 君
13 番	笹 島 猛 君	14 番	助 川 則 夫 君
15 番	君 嶋 寿 男 君	16 番	遠 藤 実 君
17 番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程につきましては、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人6分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、遠藤 実議員。

質問事項 1. マイナンバー等個人情報漏えい事故について。2. 高齢者等交通弱者対策
について。3. 空き家対策の推進について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） おはようございます。

議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1つ目の項目、マイナンバー等個人情報漏えい事故についてです。

実はこの件、私も直接関連がございまして、私も直接市民からお問い合わせをいただいたんです。その方のご家族がある会社の総務をされていて、那珂市から通知書が届いたが自分の会社の方ではない方の個人情報が記載されていると、名前とマイナンバーが載っている、これは重大な個人情報漏えいではないかということでした。

私もこれを聞いて、いや、これはまずい、本当かと思ひまして、市の税務課に早速確認したところ、事実でしたとのこと。この通知書というのは、市県民税特別徴収税額決定通知書のことです。那珂市民が勤務している事業所に送付されるものです。

何でこんなことになったのかと聞くと、従業員の勤務先を登録する際、担当者が入力を誤り、本来送るべきではない事業所に送ってしまったということ。完全な人的ミスですが、これで重大な個人情報が漏えいされてしまった。本当にあってはならない事故です。これはテレビ、新聞でも報道されました。今回も議長に許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただきました。お手元の資料1、これが読売新聞の記事でございます。その外の新聞にも載ってございますが、改めて、なぜこういう事故が起きてしまったのか、原因を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

このたびの市県民税特別徴収税額決定通知書の送付誤りによる特定個人情報の漏えいという、あってはならない事故が起きてしまったことにつきまして、議会の皆様、関係事業所の皆様、市民の皆様に対しまして、心から深くおわび申し上げる次第でございます。また、今後はこのようなことが起こらないよう徹底した事務体制の見直しを行い、信頼回復に努めてまいります。

さて、今回の事故の原因でございますが、従業員の方の勤務先の番号を登録する際、勤務先の名称だけを確認し番号入力を行うなど、確認作業が不十分であったために、誤った内容の税額決定通知書を送付してしまったものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） やっぱこれはまずいですね。

これは誤って情報を流出されてしまったご本人さん、それと誤って送付された事業所に対して、おわび、ご説明をしなければなりません。それは行ったのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

情報漏えいの対象となった5名の方と4事業所に対しましては、通知書の誤送付に至った経緯の説明をした上で、謝罪をいたしました。

なお、事業所の所在地の内訳につきましては、水戸市2カ所、ひたちなか市1カ所、東京

都内が1カ所でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 当然ですね。

また、この事故はそれにとどまらず、国が力を入れてマイナンバー制度を普及していく流れに大きく水を差す事故となってしまいました。医療、福祉、防災などの分野でマイナンバー制度によって国民の利便に資するよう総務省が努力している一方、国民の中では個人情報流出しないかという不安が根強いんですね。マイナンバー通知カードが既に昨年、市民の手元に届いておりますが、これ昨日、同僚の筒井議員からも質問がございましたけれども、マイナンバーカードを取得している方というのは、現在、那珂市でどのぐらいいらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

那珂市でマイナンバーカードを取得されている方は、4月30日現在で4,592名でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 傍聴者の皆様、傍聴ありがとうございます。

携帯電話、もう一度ご確認をいただけるようご配慮をお願いいたします。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 4,592名。この対象者は5万5,000人の那珂市民全員でございますから、それから見てもやはり少ないですね、1割にも達していない。

こういう中において、今回の事故はまさしく国民に一番身近な行政がその不安を増長させることになったわけでありまして、そういった意味でも、今回は罪が深いというふうに思います。二度とこのような不祥事を起こしてはなりません。しっかり原因を追及して対策をとっていただきたい。

今後、どのような対策をとられますか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今回の個人情報漏えい事故は、事業所名称の確認誤り及び事業所指定番号の入力誤りによるものでございます。また、その後の確認作業が不十分であったために発生したものでございます。

再発防止策でございますが、給与支払報告書の受け付けを行う際に、事業所の名称と指定番号だけではなく、事業所所在地の確認を行い、類似した名称の事業所への誤送付を防ぎます。また、通知書作成前に、入力データと給与支払報告書を照合し、誤りがないかを確認いたします。さらに、転職等により特別徴収義務者に変更がある方を抽出し、特別徴収義務者

の変更異動処理に誤りがないかの確認をいたします。

以上の確認作業を徹底することで今回のような不祥事の再発は防げるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当ですか。それで二度と起きませんか。ぜひそうしていただきたいんですね。

また、このマイナンバーは税務課だけではありません。現在、市の事務事業全体の中でどのようなものがあるのか。そして、これらはどの課が担っているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

マイナンバーを扱う事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますけれども、こちらで定められております。第9条第1項では、特定個人情報の利用範囲が規定され、第19条第7項では地方公共団体等の機関間での特定個人情報のやりとり範囲が規定されております。

例えば、市民課が扱う事務としては、住民基本台帳事務、収納課は市税等収納事務、保険課は国民健康保険事務、社会福祉課は生活保護に関する事務などがあるところでございます。

また、マイナンバー法では、各地方公共団体が条例で定める社会保障、税、防災に関する事務等、いわゆる独自利用事務と申しますが、それについて、マイナンバーを利用できることとなっております。

那珂市の独自利用事務といたしましては、社会福祉課のタクシー利用助成事業、こども課の放課後学童保育対策事業、介護長寿課の高齢者等配食サービス事業などがあるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今お伺いしますと、やっぱり非常に多岐にわたっているわけですね。それだけやはり重要なことだというふうに思いますし、これからさらに総務省の動きでいくと、さらに事務事業がふえていくのではないかというふうに思います。そういった意味では、非常にこれは職員一人一人しっかりと認識を持っていただきたいというふうに考えるわけですが、では、今後二度とこのような不祥事を起こさないために、どういう対策をとっていかれるのか、それをお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

同じような不祥事を起こさないためには、事務手続の改善、こちらと情報セキュリティーに関する職員の意識向上、こういった2点の視点が重要だというふうに考えております。

まず、事務手続の改善につきましては、複数の職員によるチェック体制づくり、またはそのチェック項目をふやすこと、こういったことによっておのこの事務で考えられる対策を全て徹底してまいりたいと、かように考えてございます。

また、職員の意識向上についてでございますが、管理職も含めた一人一人の職員みずからが、市民の重要な情報を扱っていると、そういうことを常日ごろから意識して業務を行うことが大切であると考えております。

そのためには、今後も地方公共団体情報システム機構が実施しているeラーニングによる情報セキュリティ研修などを活用した研修等を行いながら、職員のセキュリティ意識の向上に努め、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当にまず意識の問題、それと作業の見直し、チェックをさらに強化するということにもなると思いますが、実際これは手作業によるものが多いんですね。そういったものではなくて、もっと系統的に何かしら根本的な対策がとれないのかなというふうにも思いますが、ぜひ研究していただきたいと思っております。

残念ながら、那珂市は、この半年間で不祥事を重ねております。

昨年11月には、水道料金の誤徴収、いわゆる別な人から取ってしまった。この5月には、このマイナンバー等個人情報の漏えい、さらにこの後、最近ですが、今月に入って我々議会に報告があったのは、下水道料金の誤徴収、多く取り過ぎてしまった。これいずれも手作業の入力ミスなんですね。これ全体的に事務事業に緩みが見られると言われてもいたし方がないのではないかと感じております。安心して市民が市役所に業務を任せられるのかという、こういう不安の声も直接聞いております。

そういった意味で、今回の事故、今回だけでもございませませんが、事故を起こした最高責任者としての市長の所見を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほどの部長答弁にもありましたが、同じような不祥事を起こさないためには、事務手続の改善と情報セキュリティに関する職員の意識向上という2つの視点が重要であり、市民の重要な情報を扱っているということを忘れずに日々の業務を行うことが大切であると考えております。

たび重なる不祥事が発生しまして、関係者の方にご迷惑をおかけしましたこと、また市民の信頼を損ね不安を与えましたことにつきまして、改めておわびを申し上げたいと思っております。

このような不祥事への対応でございますが、議員ご指摘のように、いずれも原因としては人為的なミスから発生したものでございます。マイナンバーの件につきましては、情報セキュリティにかかわる意識の自覚について、情報セキュリティ責任者の副市長から注意喚起を行いました。さらに、下水道料金使用料の件が発生しましたので、私からも各事務のチ

チェック機能の確認の意識を高めること、気持ちを引き締めて各自の業務に取り組むことについて、再度全職員に対しまして注意喚起を行い、再発防止に努めるよう指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひしっかりやっていただきたいんですね。

ただ、市長、やっぱり同じような答弁、実は私ここで何回も聞いているような気がするんです、今話を聞いて。ちょっと思い返してみたら、実は去年の6月議会にも同じような話をしておりまして、それは何かというと、この1年間で4回も給食に異物が混入されていましたよという話をしたんですよ、去年の6月議会で。それで市長、同じような答弁をずっとされてきましたよ。そういう注意喚起を促すよと、そういう話をしておられました。その4回のうち、まだ3回は原因が究明されていないんですね。こういう状態が続いていて、この半年間ではこの手作業による人為的ミスが3回、そのたびごとに新聞に報道されていて、これはどうなっているんだという市民の声が非常に高まっている。我々議会は、行政がきちっと市民のために仕事をしているかをチェックする役目でございます。市の事務事業がきちっとされていない場合、やはり議会としてのチェック機能が疑われるということもでございます。そういう観点からも、本当にしっかりやっていただきたい。

なおかつ、こういった不祥事に関して、今までどなたかが、何かしらの責任をとられたということがございましたでしょうか。これ、別に責任をとるというのは、出处進退だけのことでございませぬよ。いろんなとり方あるかと思えます。ただ、そういった意味で、何もどなたにもおとがめがないのかという、何人かからの市民の声が届いておりまして、これはやはり最高責任者として事務事業の中で法令にないやり方をやっている、市民に不安を与えている、これに関しては、やはりそれなりの責任のとり方があるのではないかと私は考えるんですね。

そういった意味では、大変申しわけないんですが、いま一度この見解を伺いたいんですがお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今まで処分を行わなかったかということ、議員もご承知のことだと思いますけれども、職員が飲酒で事故を起こしまして懲戒免職という処分をしました。そのときに私は、現在10%給料を本来の給料から引いておりますけれども、さらに10%、3カ月という処分を自分自身に下しました。今回の件につきましては、また本人に嚴重注意をしておりますので、それでいいというふうに私は思っております。

たび重なることはその都度注意喚起を促しながら、職員には指さし確認や声出しで確認をするということを徹底することを強く通達しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私自身がこの場で了解するかどうかという問題ではなく、そういう多数の市民がそういうふうにおっしゃっておられるということでございますので、今の話は職員の飲酒の事故の件で減俸されたという話ですか、それで減俸はされて給食、もしくは今回の3回の不祥事ではそれほどではないという見解だという答弁だったというふうに思いますが、本当にそれでいいのか、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

また、最後につけ加えますが、この漏えい自体もゆゆしきことではありますが、冒頭に申し上げた市民の方のお話では、こういうこともおっしゃっていました。その会社の担当者が市の税務課に、私どもの会社の人間じゃないものが届いていますよとお電話を差し上げたわけですね。そうしたら、その市の担当者が、あっどうもすみませんねと、じゃ正しいところに送っておきますからという、実に味もそっけもない、場合によっては、間違っただ部署の職員とは思えないほど逆切れといいますか、誠意のない態度であったと、事の重大性を本当に認識しているのか甚だ疑問だということでありました。

間違っただことに対しては、素直に認めて反省をし、真摯に当らなければ、必ず、再び、いや何度でもミスを犯す。猛省を促したいと、それを申し添えまして、このテーマの質問を終了をいたします。

では、次に、2つ目の項目、高齢者等交通弱者対策についてでございます。

地域で高齢化が進んでおりまして、さまざまな影響が社会問題化しております。その中で、高齢者の運転免許証の自主返納がふえています。これは高齢者自身が事故に遭う危険性や、事故の相手方への慰謝料支払いなどの経済的リスクから見ても、ある程度やむを得ないかなとも思います。

しかし、そうしますと、今まで自由に車に乗っていったのが急に行けなくなってしまう。那珂市は電車、バスという公共交通機関が縦横無尽に走っているわけではありません。ですから、今でも足がなく困っている方が非常に多く、議会報告会、我々がやる議会報告会でも、この交通弱者の足確保の要望は頻繁に出されているところでございます。

また、今後さらに高齢化が進むのですから、交通弱者の数は絶対的にふえていく。そのための対策は急務でございます。

そのため、まず、市ではどのように交通弱者対策をとっておられるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、市では、日常の移動手段に不便を来している方にために、電話予約により同じ方向に向かう外の利用者と相乗りで利用するひまわりタクシーと、移動制約者の利便性向上のためにコミュニティバスであるひまわりバスを運行しております。

また、一定の障害のある方や要介護認定者につきましては、1枚600円で年間最大48枚、人工透析の方は最大96枚となっておりますが、上限にタクシー利用助成券を交付しております。

す。

その外、市が自主主体ということではございませんが、自身で移動することが困難であり、かつ単独でタクシーや公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人など事業者が有償で運送する事業を実施している福祉有償運送がございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、まず、そのひまわりバス、いわゆる市内を回る循環バス、これは今、実際稼働としては2台稼働しておりますけれども、お手元の資料2、こちらのほうをごらんください。

この数年の利用者数が載っております。これもなかなかずっと前から課題だなというふうに使われ続けておりますが、平成22年度、年間の合計が1万7,472人、それから平成23年度が1万6,000、24年度が1万8,000、25年度1万2,000、26年度1万1,000、27年度1万2,000、28年度が1万ちょっとになってしまった。月平均867名ということで、かなり落ち込んでおります。

そして、このひまわりタクシー、いわゆるデマンドタクシーですが、これは資料3です。これは事前の登録が必要なんですよね。その登録者数、利用者数、その累計の登録者数というのを載せておきました。25年度は、利用者数は1万2,000、26年度が1万4,000、27年度も1万4,000代ですが、28年度が1万3,000ということになっております。

この2つが、今のいわゆる交通弱者のための市の施策ということですが、これを見ると、ひまわりバス利用者はどんどん減っていると、これ1日平均42人しか乗っていないということになります。空気を乗せて走っているとやゆされている状態でございます。

この原因は何なのか。バス運行のルートなのか。高齢者の方がバス停にすら歩いていけない状況があるのではないのかなとも思えますが、これは市としてはどのように捉えていますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ただいま議員からご指摘ありましたが、ひまわりバスにつきましては、一定の利用者数はあるものの、年々その利用者数は減少傾向にあるというような現状でございます。現状では、その循環バスという性格上、その路線の近辺にお住まいの方、かつその停留所まで移動ができる方ということが、そのひまわりバスの主な利用客と捉えることができるかと思えます。このような方が利用者の中心になっているというような状況でございます。

一方、その利用者数の減少原因についてのお尋ねでございますが、実際のところ、乗らなくなった利用者の方に理由をお聞きするということが事実上困難であるということもございまして、現時点では、その明確な原因というものの特定はできていないような状況でございます。

しかしながら、今後の交通弱者対策の方向性にも十分かかわることですので、しっかりと現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長、そうはおっしゃいますが、確かに乗れなくなった方に聞くことはもうできませんが、今でも利用している方がいらっしゃいますから、その方にお聞きすることぐらいできますよね。やっぱりそういうことで、どういう声があるんだろうというのは、やっぱり常に現場ですから、現場の声を聞くというのが一番ではないでしょうかと思うんです。

私が聞いてみると、いろんな声が確かにやっぱりあります。それで、例えば私が聞いた女性の方などからすると、もう例えば水戸に行くためにこの途中まで、駅まで乗るわけですよ。上菅谷駅まで乗っていくそうですが、どうしても水郡線との連結が悪いと、時間の待ち合わせが。どうしても30分程度待ちちゃうんだということがあられるようです。ですから、そういったところなんか改善していけば、少しは違うんじゃないですかという声も実際にございました。そういったことも考えて、ルート設定、時間設定というのを工夫していただければ、また違うんじゃないかなという前向きなご意見もいただいております。

次に、デマンドタクシーでございますけれども、これは登録者数は、累計の登録者数、累計ですからどんどんふえてはいます。ただ、利用者数が、27年度が1万4,897名ですが、28年度は1万3,932名、1,000名近く減りました。これはどのような要因があると考えていますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ひまわりタクシーにつきましては、平成25年度の実証運行以降、着実に利用者数の増加を図ってきたところでございますが、平成27年度をピークに、平成28年度は減少をしてしまったところでございます。これまで順調にその登録者数、利用者数ともに増加していただけに非常に残念だというふうに、今考えてございます。

運行形態の見直しを行ったわけでもなく、運行に対する具体的な苦情等も我々のところにはなかなかちょっと届いていないというような状況の中で、なぜ減少してしまったのかというようなことについて、その明確な原因については、まだこちらも先ほどのひまわりバス同様に、特定できているというような状況には残念ながらございません。

しかしながら、このひまわりタクシーにつきましては、市民の日常生活の足となるべく那珂市を代表する地域公共交通でございます。その課題の把握と利用者数の減の把握を一日も早く究明して、対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

また、登録者をふやし、気軽に利用していただけるよう、周知啓発も一層力を入れ、ひまわりタクシーをもっと知っていただき、さらに利便性を向上させ、たくさんの方々に利用し

ていただけるよう努めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひそのように努めていただきたいと思います。ひまわりタクシーは認知度だんだん、やっぱり上がってはきております。ただ、やっぱりまだまだ使い方がよくわからない、説明が不足しているという声はあるようです。また、もっとも利用者から聞くと、いや、もっともっとありますよ、声は。やっぱり土日が運行していないですね。日曜はいざ知らず、土曜日は病院やっていますから、土曜日でも病院に行きたいよ、でも使えないんだよという声はやっぱり結構ございます。また、夕方までしか使えないですね。こういったところも使い勝手としてございます。また、那珂市内でしか使えない、これが最大の声ですね。やっぱりこういういろんな声はございます。

こうして見てきますと、いわゆる交通弱者という方は、これは間違いなく地域ではどんどんふえているので、バスもタクシーも、これどんどん本当は利用者数ふえてもおかしくないんですよ。でも、実際ちょっと頭打ちになってきている。少なくとも、これは、じゃニーズに応えられなくなっているというのが現状じゃないのでしょうか。

また、さらに現在、身体的に支障を来し、1人ではバスに乗れない、タクシーも利用できない、そういう方々は一体どうすればいいのでしょうか。うちに閉じこもってればいいんだというのでしょうか。いやいや、そうではないですね。むしろどんどん外に出て、きちんと病院に通う、自分で買い物に行っていただく、ちゃんといろんな用事を自分で済ませていただくと、こういう普通の生活を、元気な限り続けていただきたいと思いますよね。そのほうが、ご本人の生きがい、やりがいにもなるし、ひいてみれば、福祉、医療の問題にも大きないいプラスの面があるわけです。

しかし、現状は申し上げているとおり、公共交通である電車、公共バスは不便、市の循環バスもバス停まで歩けなくて、デマンドタクシーも使いにくく、効果も限定的であるというのが、これは現状です。

そこに、実は福祉有償運送という手法があります。これは他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な方に限定して利用できる運送方法ですね。これは現在、NPO法人や社会福祉法人などの事業者が運営しておりますが、この福祉有償運送について、市はどのような見解を持たれていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

近年の少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となっております。通常の公共交通を利用することが困難な高齢者の方や障害者の方に対しまして、福祉有償運送がバスやタクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になるものと考えております。

この福祉有償運送につきましては、市に福祉有償運送運営協議会を設置しまして、NPO

法人や社会福祉法人など現在6つの事業者が国に登録して、有償で移送をするサービスを行っております。平成28年度の実績におきましては、110人の登録がありまして、延べ利用回数が2,013回となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ここで資料4をごらんください。裏返していただいて、今度は資料4でございます。

この福祉有償運送を利用するには、この道路運送法施行規則第49条第1項第3号において対象者の範囲が定められておりまして、大きくこの4つに分類をされております。1つ目は、いわゆる身体障害者の方です。2つ目は、要介護認定を受けている方、3つ目は、要支援認定を受けている方、4つ目は、その他として肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者というふうになっておりまして、この福祉有償運送は、この1番目と2番目の方は無条件で乗れるんです。いわゆる身体障害者の方と要介護認定を受けている方は無条件でオーケーです。それで、この3番目と4番目、要支援認定を受けている方とその他のこのような障害を持たれている方、これについては、今、部長からも答弁があったような市の福祉有償運送運営協議会というところがありまして、そこにおいて妥当かどうか確認することとなっているわけです。

この福祉有償運送の利用者や事業者から伺った話なんですけれども、ここ数年前から市の運用がかなり厳しくなったと。以前はこんなに厳しくはなかったと、ただ、どんどんやはり利用しづらくなっているんだと、できなくなっているんだということでございます。

例えば、この3つ目の要支援認定、この判断基準は、ちょっと資料を見せていただいたわけですが、こうなっている。その方の身体状況が介護保険の要支援認定を受けたときよりも悪化していなければならないと、要支援認定を受けたときよりも悪化していなければならないということになっているんです、乗れる権利がある人は。これ、おかしくないですか。要支援認定を受けているということは、既に健常者じゃないということですよ。健常者じゃないという認定を受けているにもかかわらず、つまり身体的に誰かの助けを必要としている、そういう状態にもかかわらず、この福祉有償運送を利用できない。要支援認定を受けているときよりも悪くなっていなきゃいけないというんですよ。こんな理不尽なことがありますかねと、私はちょっとびっくりしたわけですが、ぜひこれは、ぜひ要支援者は、全ての方が利用できるようにしていただきたいんですよ。いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおり、範囲は1番から4番までであることの外にも、国のガイドブックにおいて、先ほど議員がおっしゃられたように、他人の介助によらずに移動が困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者という

ことが規定されておることです。

そのような中、判断基準をより明確にするため、平成26年2月に国と協議の上、市で設置しています福祉有償運送運営協議会に諮りまして、要支援認定者が利用を希望する場合には、事業者がその理由やその方の身体状況について詳しく聞き取りを行い、基準に合致するという判断をした場合には、利用者として会員登録を行うことができるというふうにしております。

要支援認定者の中には、自分で車を運転できる方や自分でタクシーに乗れる方もいらっしゃるのではないかとこのふうには思いますが、あくまで本人の状態に応じて判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長はただそうおっしゃいますが、そうは言ったって、そもそも自分で車を運転できる人は、この福祉有償運送を利用させていただきなんて言いませんよ。言わないですよ。だから私が申し上げているのは、要支援者の方の中で、移動ができないからこの市の福祉有償運送を利用したいと相談してこられる方々のことなんですよ。困っているから希望している方なんです。おかしいなと思います。こういう声がありますよ。

では、次に、その4つ目のその他の障害者に対してですけれども、これは現在どのような判断基準で運営しているんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

その他の障害を有する方につきましては、療育手帳や特別児童扶養手当証書等の移動制約事由を示す障害者手帳や各種受給者証を所持している方としております。これらの方につきましても、要支援認定者の判断基準と同様に取り扱いをしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今、答弁のとおり、各種手帳がない方は聞き取りをするわけでございますけれども、これに関しても、自分だけで移動することが困難なのに利用してはいけないという判断がされたという案件があったようです。これが本当であれば、これは一体誰に対しての制度なのか。適正に運用がなされているのか。ここをしっかりと議会としてはチェックしなければなりません。果たして、適正に判断され運用されているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるようなケースがあったとすれば、大変問題だと思っております。もう一度法律の趣旨や国で定められたマニュアル等を課内で振り返りまして、今後とも、利用者や事業者の声に耳を傾け、利用の判断に迷うようなことがあれば情報を共有して課内で総合的

に判断してまいりたいというふうに思いますし、また、それに対しても真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 申しわけないんですが、こういう事例があるんです。

私が直接伺った件では、脳梗塞で倒れて、その後遺症が残っておって歩行困難なのに、市に相談したら利用できないと言われたと。ケアマネジャーから聞いてもらっても、この事業者から聞いてもらってもだめだと。これ、どういうことなんですか。脳梗塞で倒れて歩行困難なのに、せっかくあるこの制度、福祉有償運送を利用したいのにだめだと、こんなことあるんですか。

この例に限らず、市民が個人的に市に相談してもほとんどだめで、ケアマネさんとか民生委員とか地域包括支援センターから聞いてもらおうと、まだ可能性があるというんですね。聞く人によって態度が変わると。これ本当にこんなことでいいんですか。市の職員はどのような基準で運用し判断をしているのかわからないという声がございます。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） ただいま答弁申し上げましたように、議員がおっしゃるようなケースがあったとすれば本当に問題だと思いますので、今後とも適正な運用、判断に基づいてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひお願いいたします。

この福祉有償運送を行うにあたりましては、一定の判断はやっぱり必要だと思いますが、それはできる限り、性善説に立って利用者を大切に運用していただきたいんです。

この資料4を見ますと、この市内の対象者というのは、決して少なくないとも思うわけですよ。この範囲での対象者数というのは、ちなみに、市内で何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 答えいたします。

平成29年4月1日現在の人数ということになりますが、身体障害者手帳所持者につきましては1,758人、要介護認定者につきましては1,984人、要支援認定者につきましては508人、その他の障害者1,821人となっており、その内訳としましては、療育手帳所持者が451人、精神保健福祉手帳所持者が302人、自立支援医療受給者証所持者が734人、難病患者が334人ということで、難病患者の方のみ28年12月2日現在の数字となっておりますが、以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） じゃ、ざっと6,000人程度いらっしゃるのかなと思いますが、実際

に、じゃこの福祉有償運送を利用している方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成28年度の実績になりますが、身体障害者手帳所持者の方につきましては、登録者数が31人、利用者が20人。要介護支援者の方につきましては、登録者数が41人、利用者が24人。要支援認定者につきましては、登録者が17人、利用者が13人。その他の障害者につきましては、登録者が21人、利用者が12人。

その内訳としましては、療育手帳所持者の登録者が5人で利用者が4人、精神保健福祉手帳所持者が、登録者が7人で利用者が3人、それ以外につきましては9人で利用者が5人、合計110人で、利用者は69人というふうになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） じゃ、これは非常に限定的に運用されている。必要な方の数%でしかありませんね。それをさらにさらに厳格化して、一体誰を守っているんでしょうか。どこを向いて運営しているんでしょうか。交通弱者はあくまで弱い立場の者なのですから、この弱者の目線、気持ちを大切にしていきたい。

私は何も、元気で何キロもウォーキングできる高齢者の方を福祉有償運送に乗せろと言っているわけではないんですよ。そういうことじゃないんです。申し上げたとおり、身体障害者、要介護者は無条件で利用できるわけですが、1人ではなかなか歩行困難な方のうち、少なくとも要支援認定を受けている方は当然利用できるようにすべきですし、その他の障害を持っている方も、最大限利用できるように運用すべきだというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

高齢化の進展とともに、単独では公共交通機関を利用できない移動困難者がふえておりまして、日常生活の移動の確保が課題となっております。この福祉有償運送は、平成18年の改正道路運送法で制度化されまして、利用者対象者が身体障害者、要介護者、要介護認定者等、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者と限定されているのが現状でございます。

今後とも、移動困難な方に対しまして、必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するため、市に設置しています福祉有償運送運営協議会において、事業の必要性、運行区域、旅客の範囲、運行対価等について協議しながら、適正な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この福祉有償運送は、市が莫大な経費を支払わなければいけないということはないです。これ事業者が運用するんです。その経費は利用者が支払うんです。ですから、市の負担がふえるわけではないんですね。それなのに、その制限を過大にかけることはないと考えております。ぜひ高齢者が地域で住みやすい仕組みをつくっていただきたいと重ねて申し上げます。

電車、バスが減っていて、循環バス、デマンドタクシーが十分ではなくて、今後さらにふえる交通弱者を救っていくのは、むしろ福祉有償運送ではないのかなというふうにも、それぐらい思っております。

ぜひ住みよさ度合いを政策的につくっていく、政策的に住みよさをつくっていく、こういう一環として前向きに捉えていただきたいと思いますので、最後に市長からの所見を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 高齢化による運転免許証の返納が進む中、高齢者や障害者、あるいは学生など日常生活の移動に不便を来しているいわゆる交通弱者への支援施策は、市の重要課題の1つとして認識をしております。

現在、市内の交通機関としては、基幹交通であるJR水郡線、それから路線バス、これは水戸から常陸大宮を結ぶものでありますけれども、それを補完する地域公共交通として市が事業主体となり、コミュニティバスとデマンドタクシーを運行しております。これらに加え、議員が今お話しになりました福祉有償運送や民間タクシーなども重要な移動手段となっており、これらの交通機関を維持、確保していくことは、交通弱者対策として、さらに市民生活の利便性向上のためにも、より充実させていかなければならないものと考えております。

つきましては、市民の皆様のご意見が十分に反映され、社会背景や市民ニーズにマッチした運行体制となるよう、運行事業者とともに見直しや調整を図りつつ、持続可能な公共交通システムを構築し、さらに住みよい利便性の高いまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 昨日、古川議員からもこの交通の点で質問がございました。今後、定住自立圏構想の中でさらに利便性が向上するということを期待したいと思います。

ちなみに、これ先日の6月11日の茨城新聞で、この常陸太田の高倉地区自治会が高齢者送迎というふうな新聞に載っています。これNHKでもやっていましたね、ニュースで。これは福祉有償運送ではなく、公共交通空白地有償運送というやつなんです。これも法律に定めがある運送方法でございまして、今交通弱者の足をどう確保するか、各地域でやっぱり工夫をしています。市内の事業者も頑張っています。そういった意味で、ぜひ高齢者が住みやすい地域をつくっていただくためにご尽力をお願いしたいというふうに思います。

最後の項目でございまして。3番目、空き家対策の推進について伺います。

今や全国的に重大な課題となった空き家対策でございます。一昨年に空家対策特別措置法が施行されましたが、それ以前から先進自治体は条例を策定していました。私も、那珂市でもぜひ条例制定をと重ねて訴えをしておりましたが、残念ながらそれは実現せず、その間、市は法令にない手法で菅谷地内の空き家ビルの寄附を受け取っております。非常に理不尽極まりないのですが、それにしましても、既に法律は制定され、全国的にも数多くの空き家条例があります。那珂市では、この春ようやく条例を制定しましたが、この条例、外のものとは比べてどのような特徴がありますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市空き家等の適正管理に関する条例でございますが、これは空家等対策の推進に関する特別措置法、これをもとに本市の安心・安全なまちづくりの推進に寄与する目的で制定させていただいたところでございます。

その特徴はというお尋ねでございます。条例の特徴といたしましては、この条例の第8条に緊急安全措置に関する項目がございます。これにつきましては、特別措置法にないものでございます。中身でございますが、市民等に危険が生じるおそれがあると認めるときは、危険を回避するために必要最低限の措置を行うことができるということを定めているものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 後追いの条例ですから、一番先進的であるべきかなと思います。

さて、一昨年、自治会さんのご協力をいただきまして空き家数の調査が行われましたが、その結果を伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、各自治会に調査を依頼させていただきまして、調査していただきました。平成27年9月現在で、市内の空き家数は877戸というふうになっております。

その内訳でございますが、利用可能と判断できるものが342戸、それから軽度の修繕が必要であろうというふうに判断できるものが271戸、それから大規模な修繕が必要であろうというふうに判断できるものが157戸、最後に、構造上の損傷があり利用が困難であろうというふうに判断できるものが107戸ということで、合計が877戸です。ただ、これはいずれも自治会の調査結果ということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、今空き家数が877と出てきましたが、では、この那珂市の条例第5条に助言、指導、勧告、第6条に命令、第7条に公表、第9条には代執行とあるわけ

ですが、この数の中で、この条例に書いてあるような助言、指導、勧告、代執行に該当しそうな物件というのはいくつぐらいありますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会にいろいろご苦勞いただきまして調査していただいた結果が、先ほど申し上げました877戸ということをございまして、そのうち管理不十分であろうというのが274件ございました。また、その中で利用が厳しいというものは合計で107件でございますが、これら全てにおいて実態調査を行い、今後判断してまいりたいというふうに思っております。

したがって、現在のところ、助言、指導、勧告、代執行に該当しそうな物件というものについては、把握できていないというのが現状でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 実態調査はまさにこれからということですね。

資料5のほうに空家対策の特別措置法を抜粋して載せておきました。第4条に市町村の責務、第6条に空き家の対策計画、そして第7条に協議会というものが載っております。こういう協議会を設置をして、いわゆる空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための空き家等対策計画を策定することができると、市町村にできると書いてあります。こういった対策が必要だろうなというふうに思いますので、この協議会を設置するのか、そしてこの対策計画を策定するのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在の現状でございますが、市の関係各課によりまして、空き家対策等内部調整会というものを昨年の12月に立ち上げたところでございます。今後、特定空き家を認定したり、議員のほうでご指摘がありましたような総合的な空き家対策計画、これを策定するためにはこの市の内部調整会では不十分であろうというふうに考えてございまして、外部有識者を含めた協議会の設置を検討する必要があるというふうに考えてございます。

今後は、この協議会の設置も含めて内部調整会において十分協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひお願いしたいと思います。

また、空き家に関しては、危険老朽化したものへの対応と、まだそれほど古くはなく利活用が可能なものへの対応があります。バンクですね。利活用ができるものに関しては、空き家バンクをつくって人口還流政策として大いに利用すべきだと、以前からも訴えております。前向きに検討していただいていると思いますが、空き家バンクに対して、今後どのように導入されるか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き家バンクの導入につきましては、ある程度優良な物件の所有者からの申請に基づきまして、建築基準法など法的に問題がないものについて登録を行うこととなります。ホームページなどを活用いたしまして、その物件の売り手、または貸し手、買い手または借り手、これをマッチングさせることができるように準備を進めているところでございます。

また、実際の賃貸ですとか売買、これに関する手続につきましては、法律上、市が仲介することはできないことになっておりますので、茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結するなどして、仲介業者の推薦をいただくことを現在予定しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、今までみてきましたように、危険な空き家に関しては防災課、空き家バンクに関しては市民協働課、空き家調査には建築課とか固定資産税に関しては税務課とか、空き家に関する総合対策、これにあたりましては各部横断的な取り組みが必要になります。

そこで、前日も申し上げたんですが、この施策を前に進めるために空き家に特化した組織、つまり課とか室をつくって総合的に取り組むべきではないでしょうか。空き家対策の先進地の笠間市でもこのように取り組んでおられます。那珂市でもぜひそのような組織づくりを目指すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、空き家対策には危険回避や防犯対策といった市民の安心・安全対策としての一面、それから利用可能な空き家を有効活用いたしまして定住人口の増加を図るといふ、定住促進としての一面という二面性がございます。幅広い対応が必要でございます。そのため、議員のおっしゃるような専門部署の設置が確かに理想ではございますが、現在の限られた職員数の中でそれが可能かどうか、十分庁内調整を図って検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、最後に、空き家対策に関しての市長の所見を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど市民生活部長がお答えしましたように、空き家バンクでは、市がみずから賃貸や売買の仲介をすることが法律上できないことから、茨城県宅地建物取引業協会役員に直接連絡をしましてお願いをしたところ、窓口となっていただく協力体制をとることができました。今後は、この空き家バンクを活用して空き家の有効活用を進め、定住促

進につなげていきたいというふうに考えております。

また、防災や衛生面、環境等への影響がある倒壊のおそれや景観を損なうなどの問題のある空き家については、国が示した空き家等に関する基本指針をもとに空き家の適正管理条例を活用して、安心・安全な住みやすいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 防犯・監視カメラの設置状況について。2. 子育て支援の重要性。3. 更なる地域資源の発展と市の花、木をつかった街おこし。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔2番 富山 豪君 登壇〕

○2番（富山 豪君） 議席番号2番、富山 豪。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、「安心安全のまちづくりのために」の観点から質問をさせていただきます。

私たちが子供のころ、一昔前までの日本は、世界の中でも、なおも安全な国、治安がよい国と言われていましたが、今はもうその言葉は使えなくなりつつある悲しい現状でございます。ネット社会も巻き込んでの犯罪の複雑化、多様化、粗暴化、そして低年齢化など、30年前の社会とは別の社会と言わなければならない現状でございます。皆様方もニュース、報道でご存じだとは思いますが、今年の3月には、お隣の千葉県で小学校3年生の女児が行方不

明となり、同県我孫子市で遺体で見つかるという許しがたい痛ましい事件が起きました。

また、隣の常陸大宮市では、先週の金曜日に、同市内のコンビニに刃物を持った男が押し入り、現金を奪って逃走という強盗事件が起きました。犯人は今もまだ捕まっておりません。

そこで、公共的空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、的確な対応やさまざまな事件解決にも役立つものとされております防犯監視カメラ、現在那珂市において設置されているのかどうか。設置されているのであれば、設置規則や運用規則等はあるのか、ないのか。あるのであれば、どのような設置目的で定めたか。また、どのような内容であるのかを伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱というものがございます。これは那珂市安心で安全なまちづくり条例の規定に基づきまして、犯罪の予防ですとかその他公共の安全の維持を目的に制定したものでございます。

内容でございますが、市が設置しております防犯カメラの設置及び運用に関しまして必要な責任者あるいはカメラ及び画像表示装置の設置場所、それからカメラの操作等の制限、画像の保存等が定められているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 犯罪の予防、その他公共の安全の維持を目的とし、那珂市安心で安全なまちづくり条例の規定に基づき設置しているとのことですが、現在、那珂市内におかれまして防犯監視カメラはどのような場所に設置されて、何台設置されているのか、いわゆる設置状況を伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市の公共施設ですとかJR水郡線の各駅に整備いたしました駐輪場、あるいは小中学校に施設管理の目的で施設管理者の責任において防犯カメラを設置しているところでございます。平成29年、本年2月現在でございますが、本庁舎をはじめとしまして46施設、206台が設置されているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在46施設で206台を設置、運用されているとのことですが、画像の管理はどのようになされているのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

画像の保存期間でございますが、原則14日間、2週間としております。

また、管理者が必要とするとき、それから法令等に基づくとき以外は、自動的に上書きされまして、古い画像は消去されているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 管理者が必要とするときと法令等に基づく以外は2週間保存され、自動的に上書き消去ということですが、カメラという特性上、個人情報、プライバシーに関します各法律や保護に配慮していただき、十分な注意のもと画像管理、運用を行っていただきたい、そのように思います。

現在、運用されております防犯カメラは206台ということですが、今後、増設設置をする見込みがあるのかどうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今後の予定というお尋ねでございます。本年度ですが、上菅谷の駅周辺に2台の防犯カメラの設置を予定してございます。また、次年度以降につきましても、順次設置していく予定としているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 本年度は上菅谷駅周辺に2台増設するとのことですが、余り多い増設数ではないと思います。予算の兼ね合い等があり、一度にたくさんの防犯カメラの設置もなかなか難しい状況にあるのも理解はいたします。さらに普及させるためには、どうすればいいのか、先ほどの答弁で、設置場所は現在市が有しております学校等を含めました公共施設やJR駅周辺と限られ、那珂市だけの設置となっております。

そこで、設置及び運用に関する要綱を一部見直し、企業等で一定の条件などを満たした案件に対し、補助や助成することはできないのかを伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

犯罪の抑制や、あるいは捜査に、近年防犯カメラの重要性がクローズアップされてきているところでございます。市でも予算の許す範囲で今後、防犯カメラの増設に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。先ほども答弁させていただきましたとおり、当面多くの方が往来いたしますJR駅周辺を中心に設置を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、企業等への助成は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 企業への助成は今のところ考えていないとのお答えですが、助成があれば増設へのスピードが加速すると思っの質問でございました。少し残念ではありますが、

今後は予算の許す範囲で増設に取り組んでいただくとの答弁もいただきましたので、ご期待申し上げます。

また、最近、行方不明になられたお年寄りの捜索を呼びかける防災無線の放送をよく耳にいたします。行方不明者の捜索にも防犯カメラの普及拡大は有効な手段になると思います。

那珂市におけます行方不明者の捜案件数は、現在どれぐらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 行方不明者の捜案件数というご質問でございますが、これについては警察の範疇でございますので、ただ行方不明者が出た場合、那珂警察署から防災無線で行方不明者の捜索を依頼されることが多くございます。防災無線での行方不明者の放送を依頼された件数ということでお答えさせていただきたいと思っております。これにつきましては、平成26年度が2件、平成27年度は5件、平成28年度は2件、そして今年度29年度は4月から5月の2カ月間で2件というふうになってございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） これからますます超高齢化社会になっていくわけですから、これからもふえていくのかと思っております。

全国でなおも防犯カメラが多い町、兵庫県の伊丹市では、市内全域に1,000台もの防犯カメラが設置されております。主に小学校に通う児童の見守りに力を入れており、通学路や駅前、河川敷等に設置されているとのこと。そして、伊丹市では、徘徊をしてしまう認知症の高齢者を早期に発見するための見守りシステムの試験運用を2016年の3月からスタートさせております。認知症の高齢者の方に小型の発信機を、持ってもらいまして、その方が防犯カメラの近くを通ると、家族のスマートフォンアプリに位置情報が通知されるというシステムで、高齢者だけでなく、子供や障害のある方を見守りに使用でき、なおかつ、警察を通じて録画した情報を家族が確認し、服装などから本人かどうか特定することも可能となるシステムということです。本市にこのシステムを直ちに導入していただきたいとは申しませんが、すばらしい取り組みを全国に先駆けて行っている自治体もあるということは、ご理解していただきたいと思っております。

また、つい最近の報道で、魅力度ランキング47位、最下位の本県が人口10万人当りの犯罪認知件数ではありますが、住宅侵入等の犯罪率で、3年連続のワーストという不名誉な記録を更新いたしました。

そこで、那珂市はどうかと調べてみますと、平成28年度12月末まで犯罪認知件数は509件、前年度同期に比べると43件の増、人口1,000人当りの犯罪率は9.47と、44市町村中15位の犯罪率の順位となっております。さらに、29年本年度は、4月末日の暫定値、現在の数値でございますが、自動車盗難において、前年度比の500%増しの36件で、県下ワーストでございます。

このような数値や現状から考えましても、防犯カメラの増設、システムの構築はもはや必要不可欠だと思われます。今あります防災無線や広報やフェイスブック等で注意喚起を行いますことをお願いするとともに、さらなる防犯システムの構築を心からお願いし、この項目の質問を閉じさせていただきます。

続きましての質問は、子育て支援の重要性とさせていただきます。

私が言うまでもなく、子供の数の減少は国の重要課題であります。新聞報道などご存じかとは思いますが、2016年に生まれた赤ちゃんの出生数は97万6,979人と、現在の形で統計をとり始めた1899年以降、初めて100万人を割り込んだことが厚生労働省の人口動態統計でわかり、まさに子供の数の減少に歯どめがきかない状況が続いているわけでございます。本市も例外ではないと思われます。

そこでまず、10年間の子供の人数、出生数の推移を伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ゼロ歳児から5歳児までの子供の人数ということで、その推移を申し上げたいと思います。10年前の平成19年4月1日においては2,767人、現在の平成29年4月1日におきましては2,444人となっており、323人の減少となっております。また、年間の出生数の推移としましては、平成18年1年間で435人、平成28年1年間で343人となっており、92人の減少という状況となっております。

この10年においても少子化が進んでおり、子供の減少に歯どめがかからない状況にあるのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 18年から28年の10年間で出生数が大幅に減っております。本市も少子化の波にのみ込まれているのは間違いない状況といえます。

そこで、重ねて伺います。那珂市において、今年度、小学校に入学されました人数と、その児童たちの出生時の人数を伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

市内小学校の新入学児童の状況でございますが、平成29年度につきましては、新入学児童は446人、その児童が出生した年の出生児数は398人となっております。また、過去2年の状況でございますが、平成28年につきましては、新入学児童が437人で、出生時の人数が407人、平成27年度につきましては新入学児童が437人で、出生時の人数は398人となっております。出生時の人数より新入学児童が増加となるのは、転入に伴う社会増によるものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 20人から50人弱の増加ということでございますが、それは那珂市で子育てしたいと思う方の増加というよりは、市外から出ていた方が実家に戻られたという感じで、強烈に那珂市の子育て政策が素晴らしいと思って来られた数ではないと感じざるを得ません。

そこで、現在、那珂市において実施している子育て政策はどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在市で行っている主な子育て施策についてですが、まず初めに、妊娠されている方を対象にしまして、妊婦健康診査費用に関する助成の実施、乳児につきましても、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査、乳幼児の予防接種事業等の支援を行っております。

児童に対する支援としましては、中学生までを対象とした小児医療福祉扶助事業、いわゆるマル福でございます。児童福祉手当支給事業、仕事等でお子さんを家庭で保育ができない方を対象にした保育所入所事業、学童保育事業を行っております。

また、子育ての不安や悩みの相談、親同士の交流をサポートする事業としまして、地域子育て支援センターの設置、発達の気になるお子さんや障害のあるお子さんの相談、支援を行うためのこども発達相談センターの開設など、子育ての不安を解消するための各種事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 多岐にわたる支援事業を実施していることと理解いたしました。特に、この前、教育厚生委員会のほうで視察に伺わせていただきました地域子育て支援センターつぼみなどは、素晴らしい支援を展開しており、ちょっとPR不足感があるのではと感じております。本当に素晴らしい場所ではございました。

そこで、かくかくいろいろな施策を行っております本市ではありますが、その事業、那珂市単独財源で行っております事業はどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市の単独財源による実施している事業でございますが、初めに、小児及び妊産婦医療福祉扶助事業（マル福）がございます。平成28年10月から茨城県が所得制限を引き上げるのに合わせて、市では所得制限の撤廃をしております。この県で定めた所得制限を超えた部分と中学生の外来診療分につきましては、市の単独助成となっております。

また、保育所の保育料になりますが、子供が複数人いる多子世帯の経済的負担軽減を図るため、国の軽減対象とならない所得階層の世帯の方につきましても、第1子算定の年齢を小

学校3年生まで引き上げ、第2子については半額、第3子については無料とするなど、市の単独助成を行っております。

その外、予防接種事業のうち、インフルエンザやおたふく風邪の予防接種費用の一部助成や、不妊治療費助成事業として県の助成金の金額に上乘せをして、市単独助成事業として実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） これもまた多岐にわたる多くの市単独助成事業を行っていることで、うれしく思います。だがしかし、同じような施策を近隣の市町村でも行っていることではないかなと思われま。自治体間の競争、余りよい表現ではないかと思われまますが、他市町村よりも先を行く先進的な施策事業が必要かと思われま。

そこでお尋ねいたします。高校生におけます医療費の無償化については、どのようにお考えなのか、伺いま。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、小児医療の助成につきましては、平成28年10月から市単独助成として茨城県の所得制限が引き上げられるのに合わせて所得制限の撤廃を行い、中学生の外来受診につきましても市単独助成として始めたところでございま。

議員ご質問にありました高校生までの医療費無償化につきましては、市の財源負担等も勘案しますと、現状では難しいのではないかと考えてございま。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） やはり財源の確保が難しいとのお答え、ない袖は振れない、これには一定の理解はいたしまますが、高校生を持つ親も子育てまただ中の世代です。高校生だっけがもするし病気もする。大学や社会に出るためのお金もたくさんかかる。そのような現状を踏まえ、ぜひ考えていただきたく思いま。

また、昨年度の定例会で小宅議員からの質問にもございまましたが、小中学校の給食費の無償化について、再度どのようなお考えであるのか、伺いま。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

給食の提供に伴いま給食センターの職員人件費や施設の維持管理費など、センターの運営に伴いま経費は設置者であります市が負担している一方、材料費につきましては、給食費として保護者にご負担いただいております。厳しい財政状況の中、全体的な予算の中で教育環境の向上を図るためにも、また受益者負担という観点からも、今後この方針につきましては継続していきたいというふうにご考えてございま。

しかしながら、保護者の負担軽減という点につきましては、昨年度野菜の高騰により保護者からいただいております給食費では材料費が賄い切れないという状況になったことがございました。その際は、保護者から追加負担は徴収せずに補正予算により市が対応したという経緯もございます。今後も保護者負担の軽減につきましては、できる限りではございますが考慮してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） あくまでも受益者負担、この方針だということですが、保護者負担についてはできる限り考慮してまいりたいとのお答え、大変うれしく思います。最大限の考慮をお願いいたしたいと思います。母子家庭世帯や収入が少ない世帯からの段階的な実施など、この質問については、また後日お願い、要望させていただくことがまだありますので、また別の機会に質問させていただきたいと思います。

それでは、この項目の最後の質問であります。子供の数の減少は大変な問題であり、本市那珂市においても、決して他人事や対岸の火事ではない切実な問題でございます。今後、那珂市は子供の数の減少という問題にどのように向き合い、対処していくのか、市長のお考えを伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 世界的な人口の歴史的なものを眺めてみますと、産業革命に伴い人口が急増しました。その後、それが円熟期といいますか、それを迎えてから現在の少子化の傾向になっています。原因としては、その明確なものというものはわかりません。しかしながら、子供の数が減少してくるということは市政全般にかかわる重要な問題であります。地域社会の活力を維持、向上していくためには、子供を産み育てやすい環境をつくり、人口減少に歯どめをかけるためのさまざまな施策を行っていかねばならないと考えております。

このようなことから、昨年、市で策定しましたまち・ひと・しごと総合戦略の中におきましても、結婚、出産、子育て応援戦略は重要施策の一つとして位置づけ、多岐にわたり事業を実施しているところでございます。市民が安心して子供を産み育てる環境をさらに充実させるためにも、今後とも市民のニーズなどもお聞きしながら、子育て支援や出生率の増加が望めるような施策を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 市政にかかわる重要な問題と認識していただき、子育て支援や出生率増加が望めるような施策を進めてくれるという答弁、大いに期待したいところでございます。ぜひ市長には強いリーダーシップのもと、他の自治体の横並びではない那珂市独自のオンリーワンの子育て支援を心からお願いしまして、子育て支援の重要性の質問を閉じさせていただきます。

続きましての質問は、さらなる地域資源の発展と、市の花、木を使ったまちおこしとさせていただきます。今年のゴールデンウィークは晴天に恵まれて、そちらこちらの観光地では大変なにぎわいであったと新聞、テレビ報道ニュース等で耳にいたしました。

中でも群を抜いてすごかったのはお隣のひたちなか市にあります国営ひたちなか海浜公園でございます。期間中の来園者数は58万人を超え、過去最多を記録したとのことでございます。私はひたちなか海浜公園と聞きますと、昨年度は4日間で27万人を集めましたロック・イン・ジャパンを思ってしまうのですが、これはこれで27万人とすごいのですが、それではなく、その58万人の方の来園の一つの要因となっております丘一面に広がります青い花ネモフィラでございます。皆様のほうがご存じかと思われます。国営公園ではありますが、すばらしい地域資源と思っております。かなりの経済波及効果も地元にあったのではと推測されるところでございます。

そこで、本市にございますまだまだ潜在的魅力を秘めました静峰ふるさと公園、八重桜まつりの期間中の来園者数を伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えをいたします。

今年の八重桜まつりにつきましては、4月15日から5月3日まで、19日間開催をいたしました。来場者数につきましては、昨年度は3万3,000人でしたが、それを大きく上回りまして4万7,000人の方々に足を運んでいただいたところでございます。

来場者増の理由といたしましては、ソメイヨシノの開花が少しおくれたこと、それから八重桜まつりにつきましても例年どおりの見ごろを迎えたことで、大きな増加につながったのかなというふうに考えてございます。

さらには、期間中に静峰ふるさと公園の生中継によるテレビ放映、それからラジオ等でPRしたことによる効果も大いにあったのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 前年度から1万4,000人の増、4万7,000人の来園者ということで、大変うれしく思っております。

私も23日のイベントのほうに参加させていただきました。その際、私が子供のころ、そちらこちらでカラオケが聞こえ、大勢の方々ににぎわいます昔の静峰ふるさと公園を思い出しました。現在はよさこいソーランが園内に響き渡っております。

そんな中、大勢の方々に来場してもらうために不可欠なものと言えば、駐車場でございます。私が行きました23日も大勢の方が駐車場に入れず、県道笠間太田線は大変な大渋滞となっております。せっかくテレビやラジオで静峰ふるさと公園を知って、いざ来てみたら大渋滞、本当に申しわけない気持ちでいっぱいになります。

そこで、駐車場、また渋滞緩和の改善策があるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 静峰ふるさと公園の駐車場につきましては、第1駐車場80台、それから第2駐車場40台、第3駐車場が50台、第4駐車場200台、合計370台、加えまして静神社西参道の駐車場を借用しまして、約130台、合計で500台の駐車スペースを確保しているところではございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、4月の22日、それから23日のイベント期間におきましては、例年でございますが、駐車場に入れたい車で渋滞を引き起こしているということは十分認識をしているところでございます。

その対策として、一番有効なのは駐車スペースを確保するというところでございますが、あいにく公園の近くに駐車場として利用できるスペース、場所がございません。ですので、駐車場の増設がなかなか難しい状況となっております。そこで、現在では、公共交通等を利用して公園に来場される方のために、瓜連駅からシャトルバスで会場に輸送する方策をとってございます。これをさらに拡大しまして、例えばマイカーでお越しになった方につきましても、総合公園であるとか瓜連支所であるとか、そういうところに駐車していただいて、そこから会場まで輸送するというのも今後検討していかなければならないのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 確かに部長の答弁のとおり、八重桜まつり期間中の渋滞緩和のためだけに新たな駐車場、駐車スペースを設けることは、非常にコストもかかるということから考えてみましても、大変難しいことであると私も同じ思いでございます。

また、ただいまの答弁の中、検討する時期に来ているのではないかと言われました、瓜連支所や総合運動公園に駐車していただくのシャトルバスでの送迎、私もこのシャトルバスの運行拡大が今のところ最良の手段だと考えております。速やかなる検討をよろしくお願いいたします。

それと、渋滞時に駐車場前まで来られたお客様等にシャトルバスを運行している駐車場等の簡易的な地図等を配ることができれば、さらにお客様への配慮があり、大変素晴らしいことだと思います。これは遠くから来られて土地勘がなく、建物などの名称を言われても多分わからないという思いからでございます。重ねて検討していただければありがたいと思います。通告しておりませんので、この件に関しましての答弁は結構でございます。

また、もう一つ、駐車場関係で伺いたいことがあります。

現在、静峰ふるさと公園八重桜まつりの期間中、バス、普通車の駐車料金、どのような料金設定になっていて、今後改定するのか、しないのか、確認の意味も込めまして伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えを申し上げます。

駐車料金についてでございますが、大型車が2,000円、中型車が1,000円、普通車が500円

となつてございます。駐車料金の収入につきましては、そのほとんどが駐車場の警備に係る人件費等に充てられている状況でございます。

料金改定を考えているかというご質問でございますが、駐車料金の収入、それから警備に係る経費のバランス、また近隣でございます、先ほどもあった国営ひたちなか海浜公園、こちらは駐車料金510円と聞いてございますが、こういったことを総合的に考えまして、当分は現在の料金設定でいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 近隣の市町村ともバランスのとれた良心的な価格設定で安心いたしました。ほとんどが駐車場の警備に充てられるというようなことですが、安全な駐車場運営にはいたし方ないのかなとも思いました。多分、瓜連町時代から同じ料金設定でやっているような気がいたします。今後も誰でも来られることができる身近な公園の駐車場を目指しまして、良心的な料金設定をよろしく願いいたします。

八重桜まつりの期間中、4万7,000人という大勢の方々がこの那珂市を訪れてくれました。4万7,000人という人が訪れてくれるわけですから、そこにはイベント会場にかかわらず、たくさんの消費活動があったと思われまふ。

そこで、八重桜まつり期間中の那珂市に対しましての経済効果、一体どのくらいあったのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成27年度の茨城県観光動態調査によりますと、1人当りの観光消費額は平均で4,437円ということになってございます。これに先ほどの来場者数4万7,000人を単純に掛け算しただけでございますが、おおよその経済効果額は2億850万円というふうに推計されます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） おおよそ2億850万円、すごい金額ですね。何せ4万7,000人の方々の消費活動ですから、当然すごい金額になることだと思われまふが、さらに那珂市において経済効果を高めるためにはどうしたらよいか考えまふと、那珂市にはたくさんのおいしいものがございまふ。そのたくさんのおいしいものをたくさんの人たちに買ってもらえる、そしてたくさん車やバスがとめられる、そのような施設が必要だと思まふ。いわゆる道の駅でございます。道の駅は賛否両論があるのはわかっております。だが、しかし、最近では道の駅ランキングとか、道の駅をめぐる本などが発売されたりいたしまして、道の駅自体が一つの観光地となる時代でございます。お隣の常陸大宮市、常陸太田市も、つい最近相次いでオープンし、週末などは大変なにぎわいを見せております。

余談ですが、昨年大子町で行われました消防団のポンプ操法大会の帰り、大混雑の常陸大

宮の道の駅に寄らせていただきました。その際、女性のお客さんが店員さんに、那珂カボチャは売っていないのかと尋ねられ、ここには売っておりませんと言われがっかりしたので、瓜連のJA直売所を紹介したことがありました。道の駅計画は、国・県を巻き込んだ余りにもスケールの大きい計画となり、本市の現状を踏まえると動き出しづらいのかとも思われます。

そこで、奥久慈の玄関口という恵まれた立地を生かした大型バス等がとまれる道の駅に代わる物産センターの設置をすることができないのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

現時点におきましては、物産センターの整備につきましては考えておらないという状況でございます。ただ、しかしながら、市の交流人口の増加を那珂市産野菜の流通及びPR機会として捉えることは大変重要であり、既存の直売所の活性化を図っていくことにもなると考えてございます。

そのために具体的な取り組みといたしまして、本年、先ほど紹介しました八重桜まつりにおきまして、静峰ふるさと公園から芳野農産物直売所「ふれあいファーム芳野」までの行き方を示したパンフレット等も配布したところでございます。

また、5月には直売所の既存商品の商品力強化を図るため、農産加工指導センター技術指導員による青大豆豆腐の加工指導を行ったところでございます。さらに、これからでございますが、7月には昨年度に引き続きまして食と農のマッチングフェア、さらにはレストランサラダバーによる那珂市産野菜のPRを実施する予定となっております。

これらの取り組みを通じて、市内外の方々に広く那珂市産の野菜のおいしさ、魅力を知ってもらい、購入していただくことが、ひいては既存の直売所の来店客数、販売額の増加につながりまして、地域のにぎわいの創出、農業者の経営所得安定に寄与するものと考えてございますので、今後とも先駆的な取り組みについては、引き続き支援をしまいたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 物産センターの設置は現時点では考えていないとのお答え、残念でございます。大きな売り場ができるということは、地域経済の活性化はもとより、農業を営む方に販路を広げ、生産意欲の向上など地域農業の活性化につながる、そのように思うからでございます。

物産センターの必要性については、地域産業の活性化につながる大きな問題でありますので、先ほどの学校給食の質問同様、機を見まして再び質問をさせていただきたいと思っております。今できること、既存の直売所の支援、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問でございます。

本市のシンボリック要素を使った町の景観づくりとして、自治会を通じまして、ヒマワリの種の全戸配布や自治会での管理をしております花壇、市内の各学校、駅、公共施設、事業所などへヒマワリの種、または桜の苗木を配布するなどをしてはどうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えをいたします。

市の花でありますヒマワリを町中に植えて景観をつくり、まちおこしをしてはどうかというご質問でございますが、本市におきましては、毎年8月に開催します「ひまわりフェスティバル」におきましては、地権者の方21名にご協力をいただきまして、約4ヘクタールの広大な土地に25万本のヒマワリを咲かせまして、いわゆる黄色いじゅうたんを敷き詰めたような景観をつくり、市内外の方々に広く発信することでまちおこしを実践しているというところでございます。

議員ご提案のヒマワリの種の全戸配布につきましては、景観づくりということではなくて、活力ある地域づくりという観点から、自治会の花壇や学校、公共施設等に植栽することにより、ヒマワリが市の花であるという認識を市民に持ってもらう、そういう啓発を行うことも郷土愛の醸成につながるのではないかと考えてございますので、協力をしていただける自治会さん、学校等、配布の要望があれば検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、市の木であります八重桜についてでございますが、現在、地方創生拠点整備交付金を活用しまして、静峰ふるさと公園の再生による魅力向上について検討してございまして、その中で樹齢50年を超える桜につきましても、平成30年度からその更新を考えているところでございます。

あわせまして、年間を通して集客力のアップを図るということで四季折々の花を植栽するという計画も検討しているところでございます。市の花であるヒマワリを夏の時期に植えるということも考えられると思います。地域資源を最大限に活用しながら、市の魅力発信に今後も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 活力ある地域づくりの観点で結構です。どうぞ検討していただきたいと思えます。要望があれば検討とのことですが、要望がなくても、こちらからどうですかみたいな検討をしていただければ、大変ありがたいです。

先ほどの部長の答弁にありましたように、地域資源を最大限に活用しながらのさらなる那珂市の魅力向上を心よりお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

- 議長（中崎政長君） 再開をいたします。
午前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 大和田 和 男 君

- 議長（中崎政長君） 通告8番、大和田和男議員。

質問事項 1. 下菅谷まちづくりについて。2. 菅谷地区排水路整備について。3. 高内地区の排水路について。4 移住・定住促進について。5. 庁舎内等窓口業務について。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔1番 大和田和男君 登壇〕

- 1番（大和田和男君） 議席ナンバー1番、いい那珂暮らし応援団会員番号1002番、大和田和男でございます。

今定例会はちょっと暗いムードがあります。なので、元気いっぱい、通告に従い、一般質問を行います。

さて、いよいよ区域指定制度が始まり、今回指定された市内14地区は、既存集落の維持・保全に向けて、力を入れていかなければなりません。この人口減少になる社会では、黙っていても人口獲得にはつながりません。それは、今回指定を見送ったいわゆる11号区域、また市街化区域も、その例外ではありません。

そこで、魅力的なまちづくりのために、今回は具体的で細かな都市整備の今後はもとより、これから那珂市を選ぶ方々の移住・定住に向けた市の考えを、いくつか質問させていただきます。

まずは、下菅谷まちづくりについて何点か伺います。

下菅谷停車場線が開通され、349号バイパス下菅谷西側地区が動き始めました。しかし、それによって、バイパスを挟んで下菅谷東地区に支障が出てきています。押しボタン式歩行者専用信号機が撤去され、中央分離帯の封鎖によって、バイパス東側地区居住者が太田方面へ車で移動する際、また車や耕運機などで下菅谷駅方面に向かうのに、大変不便を感じております。なぜ信号機を撤去し、中央分離帯を封鎖したのか、伺います。

- 議長（中崎政長君） 建設部長。

- 建設部長（引田克治君） お答えいたします。

都市計画道路下菅谷停車場線につきましては、その一部供用開始に伴い、国道349号バイパスに交差点を新設いたしました。その位置は、もとの信号機の位置から80メートルほど北側に移りました。歩行者等のバイパス横断にはご不便をおかけいたしますが、新設いたしました交差点の横断歩道をご利用いただけるようお願いいたすとともに、ご理解をお願いいたします。

また、信号機を撤去した状態で、バイパスを耕運機等で横断することは大変危険な状況になりますので、地区住民の方々の安全確保が第一と考えた上での中央分離帯閉鎖の措置であることを、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私も利便性より、やはり安全が第一だと思います。しかし、この封鎖により、国道349号バイパス東側居住者が迂回路となり得るような道路、封鎖前のような利便性を確保するための対策としてどのように考えているのか、伺ひます。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

国道349号バイパスの中央分離帯の閉鎖に伴いまして、閉鎖前の利便性の確保の観点から、迂回路となり得る狭隘道路の整備について、地権者等のご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 地域のためによろしくお願いいたします。

その東側地区の居住者の迂回路となり得る狭隘道路等の整備をするにあたり、その整備スケジュールについて伺ひます。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

迂回路となり得る道路の整備スケジュールにつきましては、下菅谷地区まちづくり協議会と協議の上、平成29年度から5カ年間の街区道路と狭隘道路の整備計画を策定したところでございます。

今年度は、その初年度ということで、整備優先度の高い堀ノ内地区を中心に3つの地区に分割し、用地測量や境界立ち会い、道路法線の同意をいただき道路設計を行う予定でございます。

また、来年度以降につきましても用地買収、そして工事と、順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 今後も下菅谷地区まちづくり協議会としっかり協議を行っていただき、地域のためとなるようなまちづくりを期待しております。

次の質問に移ります。その下菅谷地区349号バイパス西側の下菅谷停車場線に面した大規模市有地の面積を教えてください。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

ご質問の市有地につきましては、下菅谷地区の道路整備に係る土地を含め、一団の土地として平成24年度に取得したところでございます。そのうち道路整備は、平成28年までに完成いたしました。道路用地以外の下菅谷停車場線沿いの市有地面積は約5,600平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今後、その市有地をどのように利活用するのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

下菅谷地区の市有地の利活用につきましては、今年度を目途に土地処分を含めた土地利用の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今年度ということなので、ぜひ有効な土地利用になることを望んでおります。随時報告をお願いいたします。

そこで、下菅谷まちづくりの事業の中で、街区道路も含め、都市計画道路下菅谷停車場線も整備され、今年3月に200メートルを供用開始しましたが、その路線の全体概要について聞かせてください。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご質問の都市計画道路下菅谷停車場線は、下菅谷駅の東側から既に供用開始をしております都市計画道路、菅谷市毛線を東西に連絡する総延長1,320メートル、幅員16メートルの道路でございます。そのうち、下菅谷駅の東側から国道349号バイパスまでの区間延長は450メートルで、国道349号バイパスから都市計画道路菅谷市毛線までの区間延長は870メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

次に、その下菅谷停車場線の下菅谷駅から国道349号バイパスまでの未整備区間の事業化について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

下菅谷駅の東側から国道349号バイパスまでの区間のうち、200メートルについては本年3月に供用を開始したところでございます。

今後は、残った未整備区間の事業化に向け、測量等の準備を行い、事業の採択が受けられるよう国・県等へ積極的に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 準備とやはりその積極的な要望、それが重要だと思います。そして、国道349号バイパスから都市計画道路菅谷市毛線までの整備の見通しについても伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

ご質問の整備の見通しでございますが、現在整備を行っております菅谷市毛線、上宿大木内線の街路整備事業の進捗状況にも左右されますが、現段階では、下菅谷駅から国道349号バイパスまでの未整備区間の事業採択に向け、要望を行ってまいりたいと考えております。

こうした状況も踏まえ、今後、市全体の都市計画道路整備の優先区間を考慮した上で、国道349号バイパスから菅谷市毛線までの整備を計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

下菅谷停車場線こそが、これから税収増を見込める優先区間第一だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

菅谷を中心とした市街地を元気にし、税収をふやせば、那珂市全体が元気になるのが私の持論です。特に、下菅谷地区においては、昨年2月に菅谷飯田線が開通し、沿道土地利用が始まりましたが、地区の中を見れば、下菅谷停車場線の一部が供用開始され、街区道路も一部整備されたものの、まだ道半ばという感じです。市街化区域にもかかわらず道幅が狭く、砂利道がまだまだ多く、未利用地もたくさんある状況です。このような状況の中、幹線道路を中心とした都市基盤の整備について、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど、建設部長がお答えしたように、下菅谷地区につきましては、下菅谷まちづくり協議会と協議の上、平成29年度から5カ年の整備計画を策定したところでございます。

この計画は市と地元が合意した計画ですので、この計画に沿って、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、下菅谷停車場線につきましても、国の補助期間が終了したことから、一部供用開始にとどまっておりますが、一刻も早く事業化に向けての国・県等へ積極的に要望活動してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私も昨年9月定例会で一般質問したとおり、やはり市長のトップセールスが重要であると思います。地元県議会議員も衆議院議員もどんどん使って、いや、使っては失礼かもしれませんが、国・県の交付金、補助金をどんどん引っ張って、那珂市ファーストになるよう改めてお願いいたします。

次に、菅谷地区排水路整備について、いくつか質問します。

両宮排水路がいよいよ整備完了間近となっております。両宮排水路上遊歩道は、菅まちカフェが開催されたり、中宿、下宿、上宿地区の市民の集いの場となっております。かしま台脇から寄居地区まで、ただいま整備中の水田部分の箇所も含めると、菅谷地区を北から南、東地区まで横断できるすごい市民交流の場になります。ネーミングを公募するなど、農道である部分もあるので活用には難しいものもあると思いますが、今後、この議場にいらっしゃる方々皆様で、もちろん議員も含めて知恵も出して、利活用について考えていただきたいと思います。いわゆる宿題というような提案なので、答弁は要りません。しかし、宿題を、早いにこしたことはありませんので、改めてよろしくお願いいたします。

質問に移りますが、菅谷東地区の排水について、問題がある場所はたくさんあるのですが、今回は、何か所かピックアップして具体的に質問していきたいと思います。

まずは、堀ノ内地内のしまむら脇の水路は降雨の際に滞水し、大豆等の農作物に被害が出ている状況です。今後も大雨の心配はあると思いますが、このような被害を解消するために、市としてはどのように対応できるのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご指摘の水路は、那珂市が管理する法定外公共物としての水路でございます。この周辺では、大雨の際に滞水し、農作物等に被害が出ていることは承知をしているところでございます。

しかしながら、この水路は都市計画道路下菅谷停車場線の計画路線の区域内にあり、この都市計画道路の整備に合せた流末水路の整備が必要であると考えております。こうしたことから、現時点では、大規模な水路の整備はできませんが、地元自治会と協議をしながら、土砂払い等により、水路の機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりましたが、やはり下菅谷停車場線の整備が早急に必要ということになります。市長、先ほどの件、よろしく願いいたします。であれば、応急処置などの維持管理のほう、まずはよろしく願いいたします。

昨年8月の集中豪雨によって、竹ノ内地内で道路が冠水するなど、市街地においても被害が出ています。竹ノ内地区は、一般住宅のほか、アパートや店舗が建ち並び、駐車場等ほとんどが整備され、浸透しにくい地域でもあります。このような中で、被害の拡大を防ぐための排水処理についての対応策を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

昨年8月の豪雨の際には、短時間に想定を上回る降雨があったため、菅谷竹ノ内地区ばかりでなく、周辺部においても道路冠水等の被害が発生したところでございます。ご指摘の竹ノ内地区は、土地区画整理事業で整備された区域であり、その雨水排水は菅谷の中心部を縦断する両宮排水路が流末先となっております。この両宮排水路は、菅谷地区やその周辺部にとって、雨水排水の受け皿となるため、重要な排水施設であることから、現在も継続的に整備を進めているところでございますが、まだ、かしま台の西側の一部が未整備のため、竹ノ内地区の排水に影響を及ぼしているものと考えております。

なお、この両宮排水路の整備につきましては、来年度、平成30年度末に完了を予定しております。これにより、菅谷地区の雨水排水機能は大きく向上するものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

両宮排水路が計画どおり、または計画より早く整備されることを願います。

次に、寄居地内の排水について伺います。場所は日立ドライバースクール前の地区で、菅谷飯田線を横断する水路です。このあたりは、ちょっと強い雨でも床下、床上浸水が発生し、市民の生命財産が危険にさらされています。隣接する住民にとって、雨が降るたびに心配しなくてはならない問題となっています。

このような問題がある水路について、市としてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご指摘の水路において、寄居地区の日立ドライバースクール周辺が冠水したことは、私どもも把握しているところでございます。

この水路は、都市計画道路菅谷飯田線を横断し、ひたちなか市の水路に流れ込み、その先で早戸川に合流する形態となっております。

本市では、菅谷市毛線を挟んだ水路の一部について整備を行いました。ひたちなか市の水路の断面が小さく、排水がうまくいかない状況にございますので、この整備について、ひ

たちなか市との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、当面の対応といたしましては、応急処置的な対策となりますが、大雨等による冠水被害が想定される際には、消防本部等と連携を密にしながら現地パトロールを行い、必要に応じ、可搬ポンプにより円滑な排水作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） なかなか早急かつ抜本的な対策とはなりません、ぜひ、ひたちなか市との整備の調整のほうを頑張っていたきたいと思えます。

今後は、先ほどの答弁にもあったとおり、消防本部との連携も密にし、応急措置をほどこしながら、ひたちなか市とも連携して抜本的対策になるよう、よろしく願いいたします。

今回、道路整備や排水などの具体的な地区について細かく伺ったのは、さきの定例会で見送りになった、いわゆる11号区域や市街化区域も、まだまだ都市整備がなされていないということを言いたかったためです。

この3地区の被害だけではなく、中の内では昨年大雨で車が水没したという報告もあります。道路整備だけではなく、雨量、流量など排水機能の調査も含め、市街地住民の生命、財産を守ることを今後より一層考え、国・県とも共有してください。改めて、よろしく願いいたします。

そのような中、市街化区域の周りの農業地域にも問題が出てきていますので、その質問に移らせていただきます。

その市街化区域周りの菅谷地区の農業のかなめの高内地区の排水路についてですが、この排水路は約30年前に整備がなされましたが、近年の大雨等により、法面が崩れたり、水路の底に土砂がたまるなど、農業用排水路としての機能がなされていません。たまった泥のしゅんせつや、崩れた法面の補修等、早急をお願いしたいが、見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えをいたします。

議員からご指摘のありました高内地区の排水路につきましては、早急に現場等の状況を確認調査の上、土砂払いを行うなど機能回復に向けた対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

稲穂が垂れる前に早急に対応のほう、よろしく願いいたします。

また、その高内地区水利組合では、高内地区自然保全会を結成し、水路の草刈り、泥上げなどを行っています。多面的機能支払交付金を活用しているが、耕作者の高齢化や手当てのみの活用にとどまり、地域資源の適切な保全管理が行き届いていないのが現状です。市では保全管理をどのようにしていくのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

農業、農村につきましては、自然環境の保全、美しい風景の形成など、さまざまな働き、いわゆる多面的機能がございます。この多面的機能が発揮されますよう、地域協働で行う地域資源、農地、水路、ため池、農道など基礎的な保全管理、質的向上を図る活動を支援することが、多面的機能交付金の制度となっております。

この交付金につきましては、組織に対して交付されるものでございますが、内容といたしましては、通常個人が行っている農地、法面の草刈りや、水路等の泥上げなどの作業に対して支払われるものでございまして、非常に取り組みやすいものとなっております。市内におきましては、優良農地と呼ばれる農振農用地区域が約2,223ヘクタールほどございますが、その4割にあたります898ヘクタール、22の組織におきまして、この多面的機能支払交付金を活用した地域資源である農地の水路の保全活動を行っていただいているところでございます。

市としての地域資源の保全管理の考え方でございますけれども、まず第一番には、地域住民のご理解とご協力がなければ、なかなか難しいものであると思っておりますので、今後もこの多面的機能交付金の推進、地域資源の適切な管理をお願いしますとともに、作業や管理が危険な箇所につきましては、市としても組織と協議をしながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 那珂市の農業も高齢化していて、農地維持支払交付金がうまく活用できないことも懸念されます。そういった方々のために多面的機能支払交付金が有効に使われるよう、地域住民の皆様とできる限り多くの協議をしてください。

この組合では、稲作に対する意識調査を行いました。この調査報告書を見ますと、当組合の平均年齢は65歳で、今何とか耕作しているのが現状です。耕作作業終了平均年齢は73歳という結果でありました。あと8年しか残されていません。担い手不足は深刻な問題であり、待ったなしの状況です。

これは、那珂市の縮図でもあり、市でも抜本的な対策に臨まなければいけないが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

高内水利組合におかれましては、平成28年度から多面的機能支払交付金制度に取り組んでいただいております。その組合独自で稲作に対する意識調査を行ったということは、組合員の皆さん、それぞれが、将来の農地のあり方を組織として真剣に考えておられる、まさこの制度を活用した成果があらわれてきているのではないかというふうに感じてございます。

農地の維持管理につきましては、那珂市に限った話ではございません。農家の高齢化や担い手不足などにより、大変厳しい状況となっております。

一方、担い手と呼ばれる認定農業者におきましては、経営規模の拡大ができるよう大型機械を導入し、作業の効率化を目指しているところでございます。

このような中、市におきましては水田を集積しまして、用水や排水等の施設の再整備に向け、事業推進を図っているところでございます。

紹介しますと、木崎地区におきましては、仮同意の作業が整いまして、平成30年度に審査、平成31年度から事業採択の予定で進めているところでございます。農地の再整備につきましては、個人の考え方もさまざまございまして、難しく、大変時間のかかることではございますが、地域において事前に話し合っていたきたい。もちろんその際には、市のほうも一緒になって考えていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 本気で考えてください。

やはり農地といえども地域差はあります。水田の集積ができる地域や、そうでない地域、また農地によっては大型機械化が難しいところもあります。最先端農業を市でも後押ししてもよいかもしれません。これらのことも含めて、やはり地域に来るのを待つのではなく、頻繁に赴き、各地域との話し合いをし、その地域に合った農業を積極的に協議する場を各地で設けてください。よろしく願いいたします。

次は、移住・定住促進についての質問に移らせていただきます。

昨年度から、移住・定住促進として始まった住宅取得助成制度の申請実績はどのくらいですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

お尋ねいただきましたのは、昨年度から事業開始いたしました子育て世帯住宅取得制度でございます。昨年度は、平成28年10月から12月、この期間に住宅を取得した世帯を対象に3月まで申請を受け付けたところ、13件の申請があったところでございます。このうち、市内、市外からの内訳でございますが、市内からの転居が7世帯21名、市外からの転入が6世帯21名、内訳としましては、水戸市が1件、ひたちなか市が3件、東海村が2件というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私も昨日、同様に水戸やひたちなか、またいろいろな施設が整っている東海からも編入しているとは驚いたところでございます。転入理由のアンケートなんてものはとっているんですか。転入理由のアンケートみたいなものは。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 余り込み入ったところまでのアンケートというのは、残念ながら今のところ、とっておりません。ただ、申請に当って、いろいろ担当者のほうも多分、実際の転入される方からいろいろご意見等々をとってはいるかとは存じます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そこに住みよさ、住みやすさランキング3位の本当の何か理由が隠れているのかもしれないので、今後の強みにしていただけたらなと思います。

そして、助成額は市内の転居者は10万円、市外からの転入者には20万円とありますが、この金額では引っ越し準備金にもなりません。改正は考えていないのですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

本制度につきましては、本市への定住支援策として住宅取得費用の一部を助成するということによって、住宅取得を検討している世帯に対して本市を選択してもらう動機づけ、これになるように昨年10月から開始したというものでございます。

今のお尋ねは、動機づけとしての金額が、この10万円とか20万円という金額では、もう本当に足りないのではないかというようなご趣旨だと存じますが、この金額の設定につきましては、今現在置かれている市の財政状況、もしくは他市町村の事例、こういったものを鑑みたくて設定させていただいたものでございます。

当面、金額の見直しは予定してはございませんが、本制度の活用促進のため、まずは制度周知のためのPRを強化する、また、もしくは制度利用者の増加を図ってまいるといったようなことを考えておりますので、理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今後、それが目玉策になるときですとか、近隣市町村の動向を注視して、ぜひ見直すときは見直していただきたいと思います。

次は、移住・定住に向けた営業です。

私もいい那珂暮らし応援団として那珂市の魅力をフェイスブック等で発信をしておりますが、他市町村はもっともっとIターン、Uターン、Jターンを促進するため、都内など市外に赴き営業をかけています。那珂市でもさらなる営業かけてもよいと思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

先ほどお尋ねいただきました子育て世帯住宅取得制度、この事業をやったからといって、

これだけで物事が解決するというふうには、当然存じておりません。議員から今、ご指摘あったようにPR、営業を積極的にかけていくというようなのが非常に大事だと思っております。

そのためには、那珂市の認知度、知名度、これを向上させ、関心を持ってもらう、まずはこれが重要であるというふうに考えてございます。

そのためのシティプロモーションというものが今、他自治体でもはやりたいになっておりますが、それを活動を強化する、もしくは各種制度の宣伝活動、これを強化するというようなことが必要かと思っております。

これまでの取り組みをちょっとご紹介させていただきますが、都内等への営業、PR活動ということで申しますと、東京圏での活動実績として、平成27年度には茨城県が開催する移住セミナー、これに初めて参加したところでございます。平成28年度には、移住セミナーへの参加が2回、パンフレットの設置等もあわせて行っているというようなところでございます。

さらには、東京有楽町駅前にありまして、全国の都道府県の移住相談を実施しているNPO法人ふるさと回帰支援センター、こういったものがございますが、こちらへ移住関係パンフレットの設置を行ったり、また総務省の移住ナビや一般社団法人移住・交流推進機構のポータルサイトへの情報掲載等も、これまで実施しているところでございます。

今後は、これらの取り組みをまずは継続していくということとあわせて、茨城県との連携、これも強化していきたいと考えております。具体的に言うと、例えば東京銀座にございます茨城マルシェ、これを活用したようなPRというのも考えられますし、そこに、いい那珂市暮らしなんかも絡められれば、さらにいいような取り組みになるのかなとも思っております。

また、首都圏からの移住ツアー、もしくは都内の自治体との交流等による東京圏へのシティプロモーション、こういったものも考えられるのかなというふうにも思っておりますので、こういった営業活動を今後さらに強化して那珂市の認知度、知名度を上げ、移住・定住促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 都内営業されていますね。すばらしいと思います。私も、先ほど茨城マルシェというのが出てきましたので、茨城マルシェに行ったとき、70代の紳士が20代の女性五、六人を連れて、鉾田のメロンを食べていたと。いいなと思いながら、1人で木内のビールを1人で飲んでいた苦い記憶が、ビールだけにあります。

企画部長は釣りが趣味だと聞いております。どんどんキャストして、那珂市に人を釣り上げていただきたいと思います。

営業には終わりはありません。私も応援団としてもっともっと頑張りますから、市もこれからももっと営業かけていかれたらと思います。

また、今後は、今回の転入者の結果からわかるとおり、都内ばかりではなく、近隣市町村への営業をするべきだと思います。嫌がられると思うんですけども。なにしに来たと言われると思うんですが、できないものですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

私、昨日の古川議員からの、所信表明ということで、ご紹介させていただいた中でも申し上げましたが、今、本当に地方自治体の競争が激化している中で、こう言うのもちよつとはばかれるのかもしれませんが、遠慮している場合ではないというふうに存じております。そういう意味では、近隣市町村への営業活動というのも当然必要な要素になってくる。先ほどの転入状況を見ましても、近隣の例えば水戸市とかから転入してくるといのは、やっぱり我々那珂市の住みよさというものが評価された、その結果だと思っております。

ですから、そういう意味では、近隣市町村への営業活動を私は除外するべきではないというふうに、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 心強い答弁です。ぜひそういったできないものにチャレンジをお願いいたします。

次は、すばらしい営業をした後、お客様を扱う移住・定住者窓口業務についての質問に移らせていただきます。

昨日、古川議員からも同じような質問がありましたが、改めて質問させていただきます。

Iターン、Uターン、Jターン希望者の相談窓口はあるのですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

平成29年4月より本庁舎4階の政策企画課内に、移住に係るワンストップ相談窓口として、移住相談窓口、これを設置したところでございます。担当としては、政策企画課の地方創生部グループの職員2名及び臨時職員1名で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ワンストップというのは大変すばらしいのですが、4階政策企画課に設置したというのは、移住・定住者ファーストではないように感じます。お客様に対して、まず4階まで来いというのは失礼ではないかと思うのですが、必要な諸手続も含めて、窓口を1階に一本化できませんか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

移住・定住に係る相談内容、これにつきましては、さまざまな多岐にわたるような内容に

なってまいります。具体的には、お住まいの関係、お仕事の関係、保育所や学校等の関係等々、医療環境のこと、公共交通のこと、本当にこちらにお住まいになるということのためには、必要な情報を提供すること、あとは必要な手続が円滑に行われること、これが必要だとは思いますが。

そのために、我々その政策企画課の中にワンストップ相談窓口というようなことで、設置はさせていただいているというのが現状ではございますが、ただ具体的な手続に関して申し上げますと、それこそ住民票の転入手続等々、具体的な手続については、やっぱりそれなりのスキルとか事務作業が必要になってまいります。そのためにも、まずは我々のところでそういったものを交通整理して、昨日もこういった形で答弁させていただきましたけれども、関係各窓口との情報の共有や、円滑な交通整理、こういったものに努めていきたいというふうに考えております。

お尋ねの中で、4階にあるというようなことで、何とかできないのかというようなところもございましたけれども、現状、なかなかそれを今1階に持っていくというようなことは、計画がちょっとしづらいかなというふうに考えておりますが、少しでも来庁された方へわかりやすくするように、例えば1階への案内の設置ですとか、もしくは今も我々政策企画課のところにちょっと看板も敷設されていないような状況でございますので、そういったところにも看板を敷設したりとかというサインとかによるわかりやすさなどにも、今後、努めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 一本化は難しく、各課対応になるのもわかります。移住者もそれぐらいは、わかっているかと思います。ですが、せっかく市で移住・定住を促進し、営業していますので、ただただ案内看板上げたりだけでも、できることはたくさんあると思います。庁舎全体がそのムードになっていないともったいないと思います。市役所全体もチェンジして、できることからすぐに取り組んでもらいたいと思います。

次は、出産時の窓口業務についてですが、出産時にはどこの何課に行けば手続が終了するんですか。また、女性が子供を産み、那珂市で育てる、まさにお母さんは那珂市の大のお得意様となるわけです。おもてなしの精神で一括して手続できるようにはできないですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在、出産前に関する手続として、妊娠届で母子手帳の交付、妊婦保健指導、妊産婦マル福の受給者証を発行等を健康推進課で行っております。出産後に関する手続として、出生届を市民課で、児童手当や小児マル福の受給者証明書発行をこども課で行っております。

なお、妊産婦への健康管理等の相談については、保健師や栄養士といった専門職を対応させており、初期段階から丁寧な対応ができる体制となっております。

出産に関する窓口といたしましては、専門職が対応するものもあるため、出産前と出産後では複数の窓口での対応となりますが、それぞれの手続時期について異なることもあり、住民の方々にはご理解をお願いしているところでございます。しかしながら、今後とも出産時における手続につきましては、広報紙やホームページ等を活用した丁寧な情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） せめて、同一庁舎であることが助かると思うんですけども、現状では難しいということですね。

次の質問は、ないことが喜ばしいことなんですけれども、配偶者からDVを受けた場合の相談窓口はどこの課になるのですか。また、子供が親から虐待を受けた場合の相談窓口もどこか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

DVの相談窓口といたしましては、その相談内容やその後の対応の流れが異なり、それぞれ専門的なものとなってくることから、現在、対象者を分け、4課で対応しているところでございます。

児童虐待に対しましては、家庭児童相談室が主な窓口となるため、こども課で対応しております。

また、高齢者であれば、ケースにより異なりますが、地域包括支援センターが窓口となるため、介護長寿課で対応しております。

その他につきましては、障がい者虐待につきましては、社会福祉課で、それ以外の虐待につきましては、市民協働課で対応しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりづらいと思うのですが、近年の事件等を見ますと、本当に着の身着のまま逃げてくる方もいらっしゃるかもしれません。DV相談窓口を1つにまとめるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、現時点におきましては、相談者の内容やその後の対応が専門的なものとなることから、相談窓口としては4課で対応させていただいております。

しかしながら、庁内担当職員において、DV相談窓口の一本化が可能かどうか、調査を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 担当課はやはり別々になるのは仕方ないことだと思うんですが、そこに逃げ込めば各担当が対応できるような窓口でよいと思います。ぜひ、調査研究を進めてください。よろしく願いいたします。

そして、それら相談窓口を個室にするべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

DV関係の相談者につきましては、プライバシーに配慮いたしまして、相談室や会議室を使い、可能な限り個室での対応を行っております。

なお、子ども課におきましては、プライバシー保護の観点から、今年度にパーティションで区切る簡易的なものではございますが、個室での対応が可能な相談窓口を設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ありがとうございます。

プライバシーもそうですが、本当に人間不信になり、怖くて相談に来ると思います。できる限り職員の仕事場と離れた空間を確保していただきたいと思います。

今後もそういった市民のための市役所となっていくことを強くお願いいたします。

最後に、市長と話そうふれあい座談会について伺います。

この座談会は、市民からさまざまな意見や要望をお伺いするという場所であります。そういう点から見ると、この座談会も窓口業務の1つであると思います。市長が話を聞いてくれて、要望が通ってうれしかったとの声も聞いています。また、我々議員も市民の代表として、市民の窓口として、さまざまな声を聞いています。また、そのような市民の声を代弁して、市政に対してさまざまな提言をしているところです。そのような市民や議員の思いを十分に受けとめて、迅速丁寧に市政に反映していただきたいが、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市政に対しましては、この座談会は市民相談室、あるいは市長への手紙などへ、市民の皆様からさまざまなご意見やご要望をいただいております。

また、議員の皆様からも、議会、委員会の審議を通してさまざまなご意見をいただいております。大変感謝をしているところでございます。

皆様からのご意見は真摯に受けとめ、できることから対応し、改善を図っているところでございます。

最近では、皆様からのご意見やご要望などが多種多様なものになっております。多くの皆様の満足度を高めながらも、少数の多様な要望にも対応していかなければならない難しい時代

であると感じております。

そのような時代ではございますが、今後とも議会の皆様のご意見やお知恵を拝借しながら、市民のための市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ありがとうございます。

多くの皆様の幸せを求めるというすばらしい答弁です。

しかし、この座談会の回数も減ってきているとも聞いております。特定の団体だけとの座談会ではなく、市長みずから外に出て、例えば、まちカフェに特設ブースを設けるとか、多分市長も向こうもいやでしょうが、カミスガにもブースを設けるなど、回数をふやしてみてもどうですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市長と話そう座談会は、皆様からお呼びがあつて、こちらから出向いていくというタイプでございますので、そういうふうなお呼びかけがあれば、検討させていただきたいというふうに思います。カミスガには多分出席しないと思います。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 当り前のことなんですけれども、もともとしょうがないですけれども。

では、もっともっと市民の声が聞こえる場に赴いてもらって、市民の声に寄り添ってください。

そして、この議場にいる皆様も、先ほどの多くの幸せを求めるという市長の答弁忘れずにさらなる市民のためにできることにチャレンジして、市民のための市政運営を強く強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告8番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を14時05分といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木野 広 宣 君

○議長（中崎政長君） 通告9番、木野広宣議員。

質問事項 1. 防災について。2. 救命士について。3. 子育て支援について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 今回、本定例会の最後の質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は防災について、ジュニア救命士について、子育て支援についての3点質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、防災についての質問をさせていただきます。

私も平成27年、日本防災士機構の主催する防災士試験を受けまして、今回この質問をさせていただきます。

平成27年第3回定例会にも質問させていただきましたが、今回は防災士についての観点からも含めて質問いたします。

防災、減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月に成立し、その後、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定し、防災、減災の取り組みが本格的にスタートしたことは、皆様もご存じのことと思います。

政策大綱では、1、人命の保護、2、国家の重要機能維持、3、国民の財産、公共施設の被害最小化、4、迅速な復旧・復興を目標とし、規定して、住宅密集地での大規模火災や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめております。

政策大綱をもとに、より詳細な国土強靱化基本計画を平成26年に作成されるとともに、国土強靱化アクションを決定し、都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援も開始されました。

アクションプランは、各種対策ごとに数値目標を設定しております。住宅や建築耐震化率、橋梁の耐震補強完了率、社会的な重要施設等における耐震目標達成率、大企業及び中堅企業のBCP策定割合、農道橋などの点検・診断の割合、信号機電源付加設備の整備台数、ゴミ焼却施設における災害時自立稼働率、下水道による都市浸水対策など、多岐にわたっております。

このアクションは毎年度策定されることとされ、プログラムの進捗管理、毎年の検討に活用されております。

防災、減災等に資する国土強靱化基本法第4条では、地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に対し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を、総合的かつ計画的に策定し及び実施する責務を有する。また、計画策定や施策についての地方公共団体の責務が明記されております。さらに13条においては、都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県または市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る都道府県または市町村の計画の指針となるべきものとして定めることができるとされております。

このように、国は、基本計画とアクションプランの策定を受け、各都道府県及び市町村に地域計画の策定を求めています。努力規定ではありますが、国や市町村と連携し強靱化対策を進める上で、必ず必要になると考えます。

内閣官房国土強靱化推進室の公表によりますと、平成27年11月現在では、計画策定済みが9都道府県、計画策定中は35都道府県が、国土強靱化地域計画の策定が進んでおります。住民から見て、地域計画はわかりやすいことが重要であります。

例えば、災害発生により地域が孤立化する事態に対し、公共事業として全道路を改良することは困難であります。よって、孤立化しても、それを問題としない住民や事業者などによる地域での取り組みが大切と考えられます。

地域の災害対応力を充実する観点から、公共事業などのハード対策のみではなく、自主防災組織の強化や防災リーダーの養成などのソフトの面の取り組みが不可欠であると考えます。

また、近年、国内で発生頻度が増しているゲリラ豪雨などを含めた自然災害が多く、大雨に対する備えも急務であります。

一方、ゲリラ豪雨などによる浸水被害への備えを万全にするため、成立したのが改正水防法であります。この法律では、浸水想定区域の指定対象を拡大し、洪水については、想定し得る最大規模の降雨を前提とするほか、内水氾濫、高潮被害についても区域指定を行うよう自治体に義務づけられております。ハザードマップによって、住民に周知することも盛り込まれております。さらに、地下街などへの浸水を防ぐため、民間事業者の建物などに設置されている雨水貯留施設を災害時に自治体が活用できるよう、市町村の下水を事業者が直接管理できる制度も創設しております

防災、減災等に資する国家強靱化基本法案には、道路や建造物だけではなく、行政機能、医療、エネルギーなど、幅広い分野で対策を進めていくことがその内容となっております。

市民の命を守り、被害を最小化し、回復スピードが各自治体、いわゆる那珂市に課せられた責務であると思います。

災害対策基本法では、想定を大きく超える甚大な被害が生じた東日本大震災に対し、被害を完全に防ぎ切ることができない中でも、人命の保護を最も優先することが大切であることなどの教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される大規模広域災害に備えるため、災害に関する

基本的な考えを広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体制を整えることとして、基本理念を定めております。減災の考え方、自助・共助・公助、ハード・ソフトの組み合わせ等の基本理念が明確化されております。

那珂市の地域防災計画の基本理念についての考え方はどのように策定されているのかとの前回の質問に対し、当時の危機管理監は、地域防災計画は災害対策基本法の規定に基づき策定したものであり、市内全域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としておりますとの答弁をされております。そして、防災士育成のセミナーなどがあるが、那珂市としての取り組みはどのように考えていますかとの質問に対しては、那珂市では平成27年度より茨城県が毎年開催している地域防災のリーダー育成のためのいばらき防災大学を受講することとし、教材費用や、受験費用を予算化し、平成27年度は5名の職員が受講を予定するとのことでした。そして、このセミナーを受講することにより、防災士としての資格を取るための受験資格が得られるのでありますとのことでありました。

そこで、お伺いいたします。市内在住のいばらき防災大学受講修了者数がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市在住のいばらき防災大学の受講修了者数というご質問でございます。那珂市の方で受講した人数につきましては、平成19年度から平成28年度までで30名でございます。30名の方が受講してございます。また、開校が平成13年度でございまして、13年度から18年度までにつきましては、市町村ごとの集計は行っていないと、茨城県のほうに確認しましたところ、そういうことでございますので、それについては不明でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました

次に、日本防災士機構認証の防災士人数がわかれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

日本防災士機構による集計でございますが、平成28年7月末現在で、那珂市において防災士の資格を有していらっしゃるの43名の方でございまして、今、ご質問に立たれていらっしゃいます木野議員もその1人ということで、早々に取得していただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 以前から見ると市民の方もかなり関心があり、資格についても取られる方がふえているということがよくわかりました。

次に、那珂市で防災士を有している方が43名いるということですが、その中で那珂市の職員は何名おりますか。また、今後、職員の資格取得者をふやす計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市の職員で資格を取得した者につきましては、現在10名でございます。平成27年度から計画的に受講を推進してまいりまして、今後もふやしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 前回は質問したときに、今後も継続していくとの答弁をいただき、それが実行されていることに感謝いたします。今後もぜひ職員の方も継続し資格を取っていただき、市民の皆様とともに活動できる方をふやしていただけることを期待しております。

次に、資格取得者はどのような活動を行われておりますか。また、どのような活動をされているのか、状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

資格取得者でございますが、各地域におきまして、地域で行う防災訓練等に参加していただいているところでございます。また、職員で資格を取得した者につきましては、防災イベント等へ参加しているところでございます。

また、今年は11月に総合防災訓練を予定しておりますが、その際には、各班のリーダーとしての役割を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに職員の方が、私も地元の防災の訓練があったんですけども、そのときに来ていただいて、そのときはちょうどハイゼット米という御飯の炊き方を勉強させていただきました。また、今、答弁いただきましたように、11月に行われる総合防災訓練で、培ったことを十分に発揮できることを期待しております。

最後に、県内では龍ヶ崎市におきまして、防災士の取り組みがありますので、少しご紹介をさせていただきます。

龍ヶ崎市防災士会の組織化について、市内在住防災士へのアンケートを実施し、結果によると、自主防災組織や地域コミュニティの地域内で防災活動されている方の割合は、約4割あるということでございます。半数以上の方が地域で防災活動に携わっていない状況にあります。一方で、自主防災組織等で防災活動されていない方の意識としては、防災士として知識がスキルを地域で生かしたいと考えている方が、約7割いらっしゃるということでございます。

そして、防災士に期待される役割は、日ごろから防災について十分な意識と一定の知識、技能を持ち、防災リーダーとして総合的な防災力向上の中心となって活動することです。龍ヶ崎市内在住の防災士の数は順調に推移しており、平成29年3月時点では、211名の方が防災士の資格を持っているそうです。一方で、防災士資格を取得後、防災士の皆様が自主防災組織等で活躍する機会が十分と言えない状況もあるそうです。

そのような背景から、龍ヶ崎市では防災士向けに研修会を開催し、約60名の方にご参加をいただいているそうです。また、ご自宅の近所に防災士が住んでいることを初めて知った方もいっしょに、また会場内でのお住まいの地区の防災訓練をされる姿も見受けられたそうです。

防災士が地域の防災リーダーとして、活動するためには防災知識、技能を研さんする学びの場、行政、防災関連機構及び防災士間の連携を深める交流の場が必要であるとあります。

今回、この質問をさせていただいたのは、那珂市でも、防災士として活躍したい、そして、できれば垣根を越えて資格取得の方が意見交換、そしてお互いに切磋琢磨できるようにできればとの思いがあり、この問題を取り上げさせていただきました。

取得者につきましては、個人情報保護法等もあると思いますので、お答えすることはできないと思いますが、防災士の資格をお持ちの方がなんらかの形で活躍できるようになることを願い、この質問を終了させていただきます。

次に、ジュニア救命士について質問をさせていただきます。

最近、小学生を対象にしたジュニア救命士育成が取り組みをされています。水戸市、ひたちなか市などで行われており、水戸市においては、全市立小学校33校の6年生、約2,200人を対象に、救命現場で適切に救命活動ができる児童を育てるためにジュニア救命士の養成講習が行われています。救命講習は授業の一環として実施され、市消防本部の職員が講師となり、応急手当の目的や、必要性について講義するほか、心臓マッサージや自動体外式除細動器、いわゆるAEDを用いた実技などを行います。

心肺蘇生に実技で使用する簡易訓練用のボックスには、局部に見立てたスポンジが入っていて、心臓の位置にハート形のゴムが埋め込まれています。正しい位置と強さで心臓を押すと、正しく心臓マッサージができていることを知らせる音が鳴る仕組みとなっております。児童らが実際にマッサージに挑戦できることになっており、講習後は、児童に対して市オリジナルの認定書A4サイズのもので手渡されているそうです。

参加した児童は、一定のリズムで心臓マッサージすることが難しく、人を助ける大変さをわかり、これからは、目の前で倒れている人がいたら、すぐに助きたいなど、思いやりのある感想が多くあったと伺いました。

水戸市では、小学校の体育の授業中に心肺停止で倒れた児童を教師がAEDを使用して命を救う一幕もあり、救命講習の講義に小学生みずからが率先して、救命活動ができるようになれば、救える命がふえるのではないかと思います。

水戸市消防本部では、まずは2023年まで、この講習を年1回実施する方針だそうです。そして、小さいころから人命救助の練習を行って、技術が体にしみつくことで、大人になってからも経験を生かすことができると、担当の方は話されていたそうでもあります。

自治体によっては、ジュニア救命士ではなく、ジュニア防災士資格に取り組んでいるところもあります。

そこで、お伺いいたします。

那珂市での現在の取り組みについてはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

那珂市では、ジュニア救命士という名称ではありませんが、他の自治体よりも早く、平成24年度から市内の小学4年生以上を対象に、中身の濃い救命講習を実施しております。名称も議員ご指摘のように設定すれば、もう少し市民の方、また他の自治体の方にもわかっていただけではないかと思っております。また、那珂市では毎年小学生が受講しており、平成28年度は241名の児童が受講し、受講者には救命入門コース参加証のカードを発行しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

私も講習を受けましたので、終了したときに、このように名刺サイズの普通救命講習修了証1というのと、また乳幼児の経験をしました修了証3という2種類があります。この名刺サイズの修了証には氏名、生年月日、日付等がパソコンで印字されたものをいただきましたが、小学生の皆様にもしっかりと形として残るといいと思います。

次に、救命入門コースの内容についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

救急入門コースには、市内の小学4年生以上で、市内に居住または勤務する団体を対象にしております。講習時間は小中学校で実施することを考慮しまして、授業の2時間分に当たります90分コースと、授業の1時間に当たります45分コースがあります。

講習内容としましては、救命士講習の時間のとれない方が、胸骨圧迫やAEDの取り扱いを中心に学ぶコースでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ありがとうございます。

では、その90分コースと、授業の1時限分に当る45分コースというのがあるということですが、そこでジュニア救命士と救命入門コースの違いにはどう違いがあるのか、お伺い

たします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

水戸市のジュニア救命士につきましては、45分で実施しているとお聞きしております。那珂市では、小学4年生以上を対象に90分の救急救命入門コースで、胸骨圧迫やAEDの取り扱いを実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

ここで、議長に許可をいただきましたので、資料1のほうをごらんください。

平成24年から市内の救命講習を実施した小学校と受講回数、受講人数の一覧がございます。見ていただくとわかりますが、小学校によっては、実施しているところと、実施していないところがあります。そこで、周知方法はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

救命講習会につきましては、教育委員会と連携を図りながら、広報紙及び市のホームページで受講を呼びかけております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに今のこの小学校の見ていただくと、平成28年なんですけれども、通常の救命入門コースは、平成28年1年間で861名の方が受講されておまして、その中でこの平成28年の小学校のを見ていただくとわかるんですが241名、結構かなりの小学生が受けていることがわかります。

そういった意味から、平成24年から平成28年までにトータルで1,138名の児童が講習を受けられているということでもありますから、もっとやっぱり各小学校に周知していただいたほうがよいのではないかと。また、水戸市が行うよりも実施が早いわけですから、もっと周知をしていただくような手法をとられたほうがよいと思いますので、その辺よろしくお伺いいたします。

次に、平成27年第3回定例会でも質問しましたが、那珂市はテキスト代を徴収していないと伺いましたが、現在はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

那珂市におきましては、救命講習会等を受講したときにかかるテキスト代の個人費用の徴収はしてございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今もテキスト代はいただいていないということですので、ほかの自治体にはないすばらしいことだと思います。もっとやっぱり那珂市の方にも周知していただいたほうが、またその受講率もふえるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、救命講習に携わる指導については、どのような方が指導されているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防職員の応急手当で指導員と女性消防団員による応急手当で普及員の有識者が普通救命講習会、応急手当講習会、救命入門コース等で、小学生を含む市民の方に指導を行っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

前回と同様に、変わらず同じ方が指導されているということがわかりました。

では、11月に行われる那珂市総合防災訓練におきましては、小学生が体験できる応急手当でコーナーなど検討されているのか、またほかの訓練等を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

防災訓練の実施要領がまだ決定しておりませんが、1人でも多くの小学生に対して、身近で起こりやすい救急事故、けがなど応急手当で法やAEDの取り扱い方法を体験していただき、有事の際に慌てず行動ができるように、今後、担当者と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ありがとうございます。

ぜひ、前向きな考えで対応していただくように、よろしく願いいたします。

以上でジュニア救命士についての質問を終わらせていただきますが、小学校の授業で救命講習が定着していけば、命の大切さや人命救助の重要性を理解する子供がふえるのではないかと思います、この質問を終了させていただきます。

最後に、子育て支援について質問をさせていただきます。

子育て支援制度は、我が国の全ての子育て、家庭への支援を行うことより、一人一人の子供の健やかな成長を支援するための重要な施策であり、保護者のニーズ等に基づいて適切な

教育、保育、子育て支援を提供することを目的としております。

平成28年第4回定例会で質問しましたマイナンバーを利用した子育て支援について、平成29年度施政方針の中でマイナンバーを利用した子育て支援について、本年7月から地方公共団体の情報連携及びインターネットサイト、マイナポータルの本格運用が開始されます。マイナポータルでは、自分のマイナンバーを含む個人情報、いつ、誰が、どのような目的でアクセスをしたのか確認でき、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入し、子育て支援等の住民サービスの向上を図っていきたくてあります。

実際に運用されるということで、一応一安心いたしました。昨日の筒井議員の質問でも、市民生活部長が、マイナンバーを活用したマイナポータル、ワンストップサービスがあるとの答弁をされておりました。

前回の質問で、社会保障と税の共通番号マイナンバー制度の個人番号カードを活用し、乳幼児健康診断といった母子の健康に係る情報を、パソコンやスマートフォンで手軽に閲覧できるサービスがあり、群馬県前橋市では、全国で初めてサービスを開始したのを機に、全国でも導入し、個人番号カードの活用策の1つとして注目を集めております。

前橋市が導入した母子健康情報サービスは、母子健康手帳に記載される内容のうち、市が管理している乳幼児健診の記録などを電子化し、インターネットで見られるようにする仕組み、身長や体重といった健診結果のほか、予防接種の履歴も閲覧でき、次の接種のお知らせも届きます。

サービスを希望する市民に対しては、まずは、専用サイトにアクセスし、個人番号カード裏面のICチップに内蔵されている電子証明書を使った本人を確認した上で、利用申し込みとなります。カードを使うことで、利用者が母親本人であることが確認され、個人情報である子供の健診データをパソコンやスマホで閲覧できるようになり、成長の記録は健診のたびに自動的に更新され、身長や体重の変化をグラフで確認することも可能であります。

利用者からは、自分で入力しなくても、健診結果が自動的に反映されるのは楽でよいといった意見が寄せられたそうであります。

おおむねが好評であり、現在は小学校就学前までの情報が電子化され、市においては、将来的には小学校入学後の健診データも見られるようにしたいというサービスを目指しているそうであります。

母子健康情報サービスについても、千葉県浦安市や富山県南砺市などが導入を見せております。

また、政府は、ほかの自治体へのさらなる拡大を目指しております。サービスを導入する市町村に対しては、財政支援をするなどの後押しをする方針でもあります。ICTを使って子育てしやすい地域をつくることを目指し、母子健康手帳や各種健診結果、学校からのお知らせなど、子供にかかわるさまざまな情報を模擬個人カードを通して集約し、ひもづけして、市民一人一人にわかりやすく伝えることを目標としたプロジェクトもあるそうであります。

実際、プロジェクトに参加した民間企業が主体となって、ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構を立ち上げ、群馬県内では自治体を中心とした新しい構築したサービスの普及を展開しております。

前回も質問した際にも紹介いたしましたが、前橋市では、前橋マイページをつくっており、前橋市内の小学校に通う児童を持つ保護者を対象として、学級担任からのお知らせや提出物の確認、学校行事の予定表をはじめとする学校のお知らせ情報をパソコン等で閲覧できる仕組みを構築しております。

この仕組みを活用し、保護者があらかじめ児童のアレルギー食材の情報を登録しておくこと、該当する食材を使った給食の前日には、注意喚起のメールが通知される機能も実現しております。

また、マイナンバーカードと連携し、地域に根づいた子育て支援をしております。ICTしるくプロジェクトでは、前橋市を中心に県内自治体が導入を見せており、健康情報ポータルとして、母子健康情報サービスや、電子お薬手帳をはじめとするさまざまなサービスを市民に提供し、教育、医療、環境面での利用性の向上を図ることができ、学びと健康を支える環境づくりを目的としております。

また、前橋市としてはタブレット用のサービスを提供し、将来のマイナンバーカード利用を見越した上で、地域の病院や保育所、保育園、幼稚園、小学校と健康データの連携を図ったり、妊娠、出産、子育てにおいても、各自治体が母子をサポートできる環境を整えることで、子育て支援の一端を担っております。

今後は、母子手帳にとどまらず、一生涯の健康データを管理できるようなサービスを発展していくことを目指しているそうであります。

また、データ管理につきましては、胎児や子供の成長を記録、グラフ化、予防接種の管理、リマインダー通知、子供の健康情報管理、健康診断情報管理、情報提供としては、各自の妊娠、子育てに合った知識や情報、各市町村からのお知らせ、またデータ共有としましては、緊急時利用システムの連携、いざというときに救急隊がサイト上に登録してある必要な母子の健康情報を管理できる。

また、データを家族間で共有でき、我が子の成長記録や健康データを父親にも共有することができます。男性の育児参加を促すきっかけにも貢献されているそうであります。母子健康情報サービスは、ほかの自治体でも取り組まれておりますが、医療機関、教育機関、自治体等が別々に保有する情報を一元的に管理、可視化するという取り組みは余り聞いたことがありません。

市役所には、妊娠に伴う風疹の予防接種記録の問い合わせを多くされていることもあるそうであります。

また、前橋市の成功のポイントにつきましては、ICTの活用に非常に積極的な市長のリーダーシップがあるそうであります。

また、今回の事業におきましても、母子健康情報サービスの実施に関して、健康診断結果や予防接種記録をはじめとする医療機関等が保有する個人情報をクラウド上で管理する必要があったために、ステークホルダーである個人情報をクラウド上で、前橋市としては医師会と、また、事業に対しての有効性をきちんと理解した上で進められたそうであります。

ここで、資料2をごらんください。

これから質問しますマイナポータルについての内容が記載されております。

初めに、実際に行われるマイナポータルについて、いくつか質問させていただきます。

マイナポータルにおける子育てワンストップサービスに向けた地方公共団体向けガイドラインでは、具体的にどのような対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃるとおり、子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドラインが示されております。これは平成29年7月からの子育てワンストップサービス開始に当たりまして、地方公共団体のマイナポータルにおける電子申請や、お知らせ機能を活用した子育てサービスの提供を実現可能とするよう、地方公共団体にて実施する作業項目を提示したものでございます。

那珂市におきましても、現在、国で定めた機関や日程に合わせてサービスメニュー内容や申請様式などの確認、入力フォームなどを、確認を行っております。

今後につきましても、茨城県においては、県内市町村共同で利用している茨城電子申請届け出サービスを子育てワンストップサービスからのリンク提携により申請データの受け取りを行いますので、サービス提供者の準備ができ次第、茨城県との調整を図りながら、電子申請のデータをデータ受け取りテストなどを実施し、7月からの試行運用、10月からの本格運用に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 前回の質問のときには、7月からの運用ということで、今回は10月からの本格的運用ということが示されておりますが、実際に運用されるに当たって、懸念があるということは避けられないと思います。

では、実際に那珂市においてもガイドラインどおりに対応できるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現状としましては、国で定めたガイドラインに沿う形の作業につきまして、順調に進んでいる状況と思っております。

今後につきましても、茨城県と連携を図りながら、国で示したガイドラインに沿うように、鋭意作業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

ただ、7月からの運用が10月からとなりましたので、先ほどから心配しているような点については、問題がないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本年7月より稼働を予定しておりますマイナポータルと情報連携につきましては、今年7月から3カ月程度試行的に運用する期間を設け、10月から本格運用の予定となっております。

こちらは、利用される方の使い勝手などを改善することで、より便利な利用ができるよう、改めて整理を行うものであります。この試験運用期間を設けることによりまして、対応機種スマートフォンなどでもマイナポータルの利用が可能となることや、パソコンでのアカウント開設なども容易にできるなど、専用のアプリケーションなども含めて開発を行うことで、さらに改善を図った上で、本格的な運用を開始することとしたものでございます。

7月からの試験運用期間でも、マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスの機能は可能でありますので、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 前回質問した際、その辺も心配しておりましたが、今の答弁をお伺いいたし、一応は安心をしております。

では、資料にもあるように、子育てワンストップサービス対象事務である4分野については、具体的にはどのような提供事務があるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

初めに、子育てワンストップサービスについてのサービス区分としましては、オンライン申請事務に関するサービスと、お知らせ機能などによるプッシュ型配信サービスに関したものと、二通りございます。

最初に、児童手当に関するオンライン申請としましては、児童手当の認定請求や受給中の方の現況届の受領等になります。配信機能としましては、現況届の提出時期のお知らせなど、主な内容となっております。

保育部分に関するオンライン申請としましては、保育所入所時の支給認定申請書や、保育施設の利用申し込み、入所児童に対しての現況届の受領等になります。配信機能としましては、入所時の現況届の提出時期のお知らせや、募集要項などの周知など、主な内容となっております。

ひとり親の支援に関するオンライン申請としましては、児童扶養手当の現況届の事前送

付や面談の予定の受領等になっております。配信機能としましては、受給者の現況届の定期的なお知らせなどが主な内容となります。

最後に、母子保健に関するオンライン申請であります。妊婦の届け出やアンケートの受領などがあります。配信機能としましては、妊婦健診などの勧奨通知や子供の健診、予防接種のなどのお知らせが主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

次に、子育てワンストップサービス推進タスクフォースは、こども課、健康推進課、政策企画課で構成されておると聞いております。実際のところ、今までどのくらいの打ち合わせがされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

全体の打ち合わせとしましては1回の開催となっておりますが、全体の打ち合わせ以外につきましても、随時関係課同士の打ち合わせを密に行うなど、7月からの試験稼働に向けた対応を行っている状況でございます。

今後につきましても、子育てワンストップサービス開始に向けた対応として、関係課同士のさらなる打ち合わせを繰り返しながら、随時調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） その辺のことだと思うんですが、やっぱりただ1回しか打ち合わせしていないというのは、本当に大丈夫なのかと、やっぱり心配になってしまいます。また、実際に運用するに当たっても、もっと審議をされるのが一般的ではないかと思えます。

いつもやっぱり福祉関係については、那珂市にはほかの自治体よりもかなり進んでいることは重々承知しておりますが、多分大丈夫だと思えますが、県また国にもしっかりと連携をとりながら、対応していただくようお願いいたします。

次に、打ち合わせ等については、専門的なこともあります。庁内においても打ち合わせをされるということですが、最終的にはどの部署で決定されるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

マイナポータルを活用しました子育てワンストップサービスの関係部署としましては、議員おっしゃるとおり、こども課、健康推進課、政策企画課となっております。現在も運用に向けた準備を行っております。

大きく分けると、システムに関する運用等の決定につきましては、政策企画課、実務などの運用決定につきましては、それぞれ直接の事業担当課でありますこども課や健康推進

課となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） なぜ今質問させていただいたかというのは、議員のみならず執行部の皆様も思っているとおり、庁内においては情報交換がしっかりされているのか、また部局内だけでの、他の部局にも共有されているのかどうかとの懸念に対して、この質問を行った次第であります。

せっかくよい方向に進んでいても、意見集約について共有されていないと、まとまるものもまとまらなくなってしまうのが現状だと思います。ですから、この今の質問を踏まえた上で、このマイナポータルの現在の状況と、また今後の取り組み等について、しっかりと庁内でまた打ち合せをしていただいて10月からの運行に向けて進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、子育て支援についての質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告9番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号から議案第53号までの、以上19件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、遠藤 実議員の発言を許します。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） では、議案質疑を行います。

議案第49号 私有財産の処分についてでございます。

内容といたしましては、お手元の資料に書いてございますけれども、大きく3点でございます。

まず、1点目、事業者、いわゆるこれは瓜連駅の近くのサーボ跡地ということでございますけれども、この事業者、いわゆるこの社会福祉法人誠慈会と国、県との協議、調整はその後どのようになっているかということでございます。

2点目は、平成28年第1回定例会、また第2回定例会でも報告を受けておりますけれども、その内容と今回の議案の内容が違っております。その当時、28年に、以前に受けた内容は、市有地の購入価格が1億860万円ですね、面積が1万977平方メートルだったのですが、今

回が7,500万円の売却価格になっていて、面積も7,643平方メートルということで、おおむね面積も価格も75%ぐらいに下がっております。というのは、これは事業自体が規模が縮小したのかというふうな懸念がございますので、その内容の変更の理由は何かということでございます。

3点といたしましては、そのほかに以前、私ども議会のほうで報告を受けた内容と違っている内容があるかどうかということございまして、あるとすれば、何が違っていて、その理由は何かということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、1つ目のお尋ねでございます。事業者と国、県との協議、調整状況についてでございますが、今回の売却の相手方である社会福祉法人の誠慈会、こちらで主に特別養護老人ホームを建設するというようなことでの事業計画でございまして、それに関連する国・県との調整状況でございますが、特別養護老人ホームを建設する際のいわゆる国庫補助金なり県の補助金でございます。それを採択交付に向けての諸調整を社会福祉法人誠慈会のほうで、県の保健福祉部、長寿福祉課を相手にずっと調整を行っておりました。

さる29年5月22日、この日をもって県のほうから正式に内示というような形で示されまして、私ども市としてもその内示を受けて、誠慈会と仮契約を締結し、本定例会にこういった形で議案を上程させていただいているというようなことでございます。

2点目、その報告を受けた内容と違っている理由はというようなことでございます。事業計画等々についてのお尋ねでございますが、結論から申しますと、大きくは事業計画には変更はございません。なぜ、じゃ、面積がここまで小さくなっているかということをちょっとご説明申し上げますと、これは地方自治法並びに市の条例の定めによりまして、我々市が財産処分をする際に、議会の議決を必要とする要件がございます。これは土地に関していいますと、価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平米以上という要件がございます。

この要件に合致するのは、今回の取引で申しますと、もう一回ちょっとその取引の関係、ちょっとそのあらましを申し上げますと、社会福祉法人の誠慈会、こちらがその特別養護老人ホーム並びにデイサービス事業等を実施するというようなことで、28年第1回の定例会に報告させていただきました。それに付随する形で、医療法人の藤慈会、これが付随する形でクリニックを設置します。株式会社クオン、これがさらにまたそれに付随する形で院外薬局を設置する、この3社の共同事業というような形でございます。

その3社の共同事業の中で、先ほどご紹介した2,000万円以上かつ5,000平米以上に該当するのが、社会福祉法人誠慈会との取引でございます。具体的に申しますと、その誠慈会との取引については、こちら議案書をごらんのとおりでございますが、面積につきましては、この3筆足し上げますと7,643.43平米、金額についてはごらんのとおり7,561万7,892円と

なっております。

そのほか2社についてご紹介させていただきますと、クリニックの建設運営を行う医療法人藤慈会に対しての土地の処分でございますが、面積が2,345.01平米、価格が2,319万9,625円となっております。もう一つ、院外薬局を建設、運営する株式会社クオンに対する土地処分でございますが、こちらが面積が954.56平米、価格が944万3,641円となっております。こちらのクリニック、院外薬局の設置に関しては議会の議決要件ではないということから、今回議案としての上程はさせていただいてはならないというような状況でございます。

あと、これまで28年1定からの状況の中で、多少なりともちょっと事業計画が変更になったような部分も当然ございまして、それについてもご紹介させていただきます。

28年第1回定例会におきましてご紹介させていただきました内容、これというのは、我々がこちらに進出される事業者を公募して、応募された状況、応募状況についてのご報告が28年第1回定例会の常任委員会へご報告させていただいたものでございます。

その時点での事業計画といたしましては、この誠慈会が特別養護老人ホームを90床の規模で建設するというものでございました。その90床の規模について、我々選定委員会等々の中で議論をした結果、市の介護保険事業計画、そちらとの整合を図るという趣旨から、90床を70床に縮小するという条件を採択、決定をいたしましたところございまして、この時点でまずは事業規模が縮小されております。

28年第1回定例会の時点でご報告させていただいたのは、市が保有する土地のみならず、その隣接する民有地も含めての計画でございました。トータルとしては1万3,300平米余りというようなことでございましたが、これが今の事業規模の縮小に伴いまして、必要とする土地は市が保有する土地約1万1,000平米、この1万977.25平米でございますが、まずここまで縮小になったというようなことでございます。

これを受けて事業者を決定しましたということで、28年の第2回定例会にこの旨、70床の規模の特別養護老人ホームとデイサービス等もやりますよということ、あと先ほどのクリニックなり院外薬局もやりますよというようなことでご報告をさせていただきましたが、その後、また事業者側からの申し出がございました。

申し出があったのが28年の12月でございます。申し出の内容は、デイサービス事業を実施する時期を延期したいというものでございます。背景といたしましては、近隣の既存のデイサービス事業者、こちらの稼働率の状況を見た際に、なかなかそんなにいっぱいいっぱい回っているというようなことではない。ここにまたさらにデイサービス事業を開設するとすると、お互いによろしくないでしょうというようなこともあって、当面、とりあえずはニーズが十分に出てくるまでデイサービス事業を設置するのは延期したいんですというようなことを申し出がありまして、デイサービス事業については、今般の計画からは少し時期をずらして実施するというようなことになっております。

さらに、その次でございますが、実際に今回の議案を上程するにあたりまして、あとその

事業者が決定して、しかもその3社について売却するというようなことで、分筆等の作業、あとは官民境界の確定作業、こういった作業を行っていました。その際に判明したのが、一部市有地として認識していた部分が、市道の道路敷に一部ちょっと重複しているような部分がありました。その部分を官民境界を確定する中で精査しましたところ、約30平米程度売り払う面積が減少したというようにもございます。

その結果というのが、先ほど申し上げた各3社に対する売却面積及び売却価格になってございますが、売却価格は特に単価の面で申しますと、単価については1平米当り9,894円というように、平成28年第2回定例会で報告されておりますが、これについては一切変えずに、面積按分でその分減少した分を減額させていただいたというように、今回、議案は提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 詳細にご説明をありがとうございました。

じゃ、今回、この社会福祉法人誠慈会さんを代表事業者として、特養とクリニックと院外薬局ですよね、これを一体でやっていきますというご報告をいただいておりますけれども、この中で契約が別に分かれるという意味なんですか、今の話は。つまり、議決要件としては、1億860万円のうち7,500万円が誠慈会さんとの契約で、それだけが議決が必要なもの。その残りの2つ、クリニックと院外薬局に関してはそれぞれ議決要件よりも下なんだということなんです。

ただ、ちょっと、ごめんなさい。もう一回確認なんです、議決要件は金銭的にいうと2,000万円以上、面積が5,000平米以上、院外薬局のほうのご説明では954.56平方メートルで944万円ですから、これは両方とも下ではございますが、クリニック、ちょっと聞き間違えたのかもしれませんが、クリニックのほうは面積が2,345.01平方メートルですから、5,000平方メートルよりも下ですけども、売買価格が2,319万円でしたか、ということは2,000万円以上だから、これは議決案件なのとは違うのかということと、あともう一つ、当初の説明では市有地は10筆あったわけですが、10筆。今回は3筆ということですけども、じゃ、この3筆の部分だけが誠慈会の部分で、残りの7筆は残りのクリニックと院外薬局のほうで賄っていく筆数なんだと、そういうことでいいのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、議決要件としてのお尋ねでございます。特のそのクリニックに関してのお尋ねだったかと存じますが、先ほど申し上げたように、クリニックを運営する藤慈会への売却価格は2,300万円を超えるような形で、ここだけを見ると議決要件となると感じるかもしれませんが、自治法並びに条例上の規定によりますと、2,000万円を越えてかつ、5,000平米以上と

というようなことになっておりますので、今回のクリニックの取引案件については議決要件ではないというようなこととしております。

あと、筆に関して申しますと、ここは議員お見込みのとおりでございます、その10筆を分筆作業なんかを行っておりますが、今回そのうちの分筆後の3筆について誠慈会さんにお渡しして、残りの7筆の中でも多少分筆作業当然やっておりますが、それについては2つの事業者、藤慈会さんと株式会社クオンさんに売り渡すというような予定をしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。かつですね。わかりました。じゃ、両方の要件がそろわないと議決案件には係ってこないという、それで理解はいたしました。

当初の公募の段階から見ると、90床が70床という変更はありました。それは報告受けておりますが、その70床の部分に関しましても、これは以前に一般質問でもいたしました、別途市内には特養の4事業者がございまして、4事業者もこの正式決定する前に、市のほうに我々のほうでもできますよという話はしていたわけでございます。

私はそう聞いておりますけれども、ただそれは聞いた話をした、聞いていない、そういうふうなやりとりで当時は終わってしまったわけですが、いずれにしても、今でも公的なサービスを担っていただいている4事業所さんでございまして、地域包括支援センターも運営していただいているそういう大変地元のために尽力していただいている事業所さんですから、しっかりと連携を今後もとっていただくためにも、しっかりと話をきちんとしていただきたいという話は当時市長にもお話をしたところでございまして、そういった必要性は改めて申し上げたいんですが、1点ちょっとお聞きしたいのは、この事業所は以前公募をして、また一方的に取り下げをしている事業所でございまして、一旦白紙にされている、市はね。その段階では、当時は申し出をして取り下げただけなので、契約を結んでいるわけではなかったから、違約金もとれない。損害賠償金もとれないというふうな話が常任委員会でもございました。

今回はまさか、もう国・県との事前協議も済んでの話ですから、仮契約までいっている話なんで、もう大丈夫なのだろうとは思いますが、今回はもう議案として上がっているということはまさしく最終段階なのかなと、議会としてはと思っておりますが、まさか議決をしてからその後一方的にまた取り下げるとか、そういうようなことはまさかできないでしょうねと。またそのようなことがあったとしたら、これは違約金とか、そういうふうなまさしく信義則に反するということになりますから、そういう問題が当然生じましようねというふうに思うわけでございます。

こういったことを通常はお話しするべきではないかもしれませんが、しかし、以前にあったことではございますので、念には念を入れて、これから常任委員会への付託ということもありませんから、しっかりと議会も審議をするためにも、そこらのところは担保とおき

たいというか、しっかり確認をしておきたいと思います。

いずれにしましても、このサーボ跡地は長年本当どこかないかということで、探しをし、また手を挙げていただいたということでもございますから、有効活用を図っていただきたいという気持ちは、これはみんな一緒だと思います。しかし、これがまた前みたいなことで、何かしら、議決をした後にやっぱりだめになったとか、そんなことでは、本当にこれはほかに対しての影響が大き過ぎます。

なので、そここのところがどういう状態というか、契約形態になっているのか、いわゆる解除条項もしくは信義則に反する案件、そこらのところというのは、どういう状態になっているかというところを、最後に1点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

いろいろ今、議員のほうからお話ございましたが、今回の土地処分、これは単なる市有財産の払い下げというわけではなくて、当然まちづくりのために売却するものでございます。そのためにも、我々契約要件は、可能な限りしっかりさせていただいているつもりでございます。1つ例えば今お話あった違約金についてご紹介させていただきますと、契約書上これ第14条になりますけれども、例えば3年以内に指定用途に供することができなかった場合、もしくは事業計画書に記載された以外の建築物を構築した場合、そういった我々に対してこういうものをやりたい、だからその土地を売ってくださいというような今回申し出があって、我々も同意したものですから、それをしっかりやらしてもらい必要がある。こういった今ご紹介したようなことがあった場合、ちゃんと建物を建てない、仮に建てたとしても全然違う建物を建ててしまったというような場合については、土地売買代金の10%に相当する額を違約金として徴収するというような定めを契約書上載せておりますので、ご紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第1号から報告第3号までの以上3件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上3件は、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第38号から議案第53号までの以上16件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時13分

平成29年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月29日）

平成29年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年6月29日(木曜日)

- 日程第 1 議案第38号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第39号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第40号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第41号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)
議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地位における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号 那珂市市民栄誉賞表彰条例
議案第45号 那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例
議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
議案第47号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
議案第48号 市有財産の取得について
議案第49号 市有財産の処分について
議案第50号 字の区域の変更について
議案第51号 建設工事請負契約の締結について
議案第52号 物品売買契約の締結について
議案第53号 市道路線の変更について
請願第 2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願
- 日程第 2 議案第54号 建設工事請負契約の締結について
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1 番	大和田 和 男 君	2 番	富 山 豪 君
3 番	花 島 進 君	4 番	中 崎 政 長 君
5 番	筒 井 かよ子 君	6 番	寺 門 厚 君
7 番	小 宅 清 史 君	8 番	綿 引 孝 光 君
9 番	木 野 広 宣 君	10 番	古 川 洋 一 君
11 番	萩 谷 俊 行 君	12 番	勝 村 晃 夫 君
13 番	笹 島 猛 君	14 番	助 川 則 夫 君
16 番	遠 藤 実 君	17 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（1名）

15 番 君 嶋 寿 男 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、15番、君嶋寿男議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場

に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第38号～議案第53号及び請願第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第1、議案第38号から議案第53号までの以上16件及び請願第2号を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第38号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、外10件です。

次に結果でございます。議案第38号、第39号は、全会一致で承認すべきものとなりました。

議案第42号から第46号まで、第49号から第52号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第38号、議案第39号は、平成29年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律の公布により、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、4月1日より施行したものです。

議案第42号は、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を平成29年3月31日から平成31年3月31日に2年延長するものです。

議案第43号は、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を平成29年3月31日から平成31年3月31日に2年延長するものです。

議案第44号は、那珂市市民栄誉賞を贈呈するため、その表彰等に関し必要な事項を定めるものです。

議案第45号は、那珂聖苑の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議案第46号、一般会計補正予算の当委員会所管部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第49号は、瓜連駅北側市有地を処分するため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第50号は、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分にあたり、新たな字を新設するため、本市内の字の区域を変更するものでございます。

議案第51号は、瓜連中学校校舎大規模改造工事を行うため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第52号は、東消防署配備の救急自動車の更新を行うため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。執行部提出案件は、議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、外1件でございます。

次に結果でございます。全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第46号の当委員会所管部分の補正予算につきましては、農政課所管分ですが、ブランド展開や6次産業化をサポートする茨城県の産地改革チャレンジ事業により補助が出たもので、補助率は3分の1、市の持ち出しはございません。

今回の対象者は1名で、市内認定農業者のトマト農家を対象にしています。内容につきましては、ドライトマトを製造するためのドライ加工機の導入ということで、特に問題なく妥

当なものでございます。

議案第53号は、道路法の規定により、市道路線1件を変更するものでございます。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願ひます。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） それでは、教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第40号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、外5件でございます。

次に結果でございます。議案第40号及び第41号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第46号から第48号までは、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。議案第40号は、地方税法施行令の一部改正により、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、国民健康保険税の減額において控除額を拡大するものであります。

議案第41号は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、那珂市立幼稚園保険料徴収条例の一部を改正し、多子世帯の保育料軽減として、市町村民非課税世帯において、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降を無料とするものであります。

議案第46号の当委員会所管の部分及び議案第47号は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第48号は、平成31年に開園する公立幼稚園の建設用地について、那珂市土地開発公社から用地を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

請願第2号は、公的年金について、現在の隔月支給が、通常月単位である生活のローテーションに合っていないため、計画的な生活が成り立たないという年金受給者の声を受け、年金を毎月支給に変更すること及び支給開始年齢の引き上げに向けての動きが高齢者にとって切実な問題であるだけでなく、若者の年金制度への信頼を低下させているため、支給開始年齢の引き上げを実施しないことの2点について請願するものであります。

委員会では請願者からの説明を受け、委員間で協議した結果、年金の支給方法を毎月支給に変更することにより、新たな事務的費用が発生するため、あえて変更する必要はなく、また、支給開始年齢の引き上げ反対についても、請願の趣旨は十分に理解できますが、年金積立金自体が減少し、財源が限られていることを考えれば、非常に困難な問題であり、若者世代の負担がこれ以上ふえることは好ましくないという結論に達し、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（中崎政長君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は一人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第39号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第40号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第41号 専決処分について（那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例）、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第41号までの以上4件は、委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号 那珂市市民栄誉表彰条例、議案第45号 那珂市火葬場、斎場の設置及び管理に関する条例、議案第46号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第48号 市有財産の取得について、議案第49号 市有財産の処分について、議案第50号 字の区域の変更について、議案第51号 建設工事請負契約の締結について、議案第52号 物品売買契約の締結について、議案第53号 市道路線の変更について、以上12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第53号までの以上12件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、請願第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行います請願第2号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第2号を採択にするか不採択にするかを問うものでございます。

お諮りをいたします。この請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 着席願います。

賛成少数であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第54号 建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第54号 建設工事請負契約の締結について。

下記のとおり、建設工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

契約の目的、29集工第1号、酒出地区農業集落排水処理施設下部工事。

契約の方法、一般競争入札による契約。

契約の金額、1億9,818万円。

契約の相手方、鶴田・浅川特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、茨城県那珂市菅谷4458-73、株式会社鶴田組代表取締役、鶴田哲男。

平成29年6月29日提出。

提案理由でございます。酒出地区農業集落排水処理施設下部工事を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例（昭和39年那珂町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第3、各委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午後 零時05分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎発言の取り消しについて

○議長（中崎政長君） この際、お諮りいたします。市長より6月15日の一般質問終了後の発言の中で、不規則発言があったため、発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により申し出のあった市長の発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認め、申し出のとおり発言の取り消しについて許可することといたしました。

◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第2回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめ、20件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご議決をいただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり平成29年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案につきまして、熱心にご審議をいただき、また、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員の皆様重ねて感謝を申し上げます。

賜りましたご意見やご提言につきましては、十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営に努め、あわせて市民満足度の向上に渾身の努力をいたします。

結びになりますけれども、これから猛暑の時節を迎えます。くれぐれも、ご健康に配慮されまして、住民福祉の向上と市政発展のため、ご協力とご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

17日間、大変お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） これにて平成29年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会副議長 遠 藤 実

那珂市議会議員 福 田 耕 四 郎

那珂市議会議員 大 和 田 和 男